

第 7 期

平戸市高齢者福祉計画・

平戸市介護保険事業計画

2018 年度～2020 年度

(案)

2018 年 1 月

平戸市

目 次

総 論

I 計画策定にあたって

1 計画の背景と目的	3
2 計画策定の視点	4
3 計画の根拠と位置づけ	6
4 計画の期間	8
5 計画策定の体制	9

II 高齢者を取り巻く現状と課題

1 高齢者等の現状	13
2 アンケート調査等結果の概要	17

III 計画の基本的な考え方

1 平戸市が目指す高齢社会像	51
2 基本方針	52
3 施策体系	53
4 日常生活圏域の設定	54
5 平戸市の地域包括ケアシステム構築イメージ	55

各 論

IV 高齢者福祉施策の方向性

高齢者福祉施策の視点	59
1 健康づくりの推進	60
2 生涯学習・スポーツの推進	62
3 社会参加の推進	64
4 生活支援サービスの充実	66
5 権利擁護の推進	70
6 安全・安心のまちづくり	71
7 介護事業者および介護者への支援	73

V 地域支援事業の充実

地域支援事業の視点	77
1 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	78

2 包括的支援事業	83
3 任意事業.....	88

Ⅵ 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域ケアシステム構築の視点	93
1 高齢者の居住環境の整備と地域資源の有効活用	94
2 日常生活圏域と地域包括ケアシステムの方向性	96

Ⅶ 第7期介護保険事業の推進

介護保険事業推進の視点	107
1 第7期計画期間における高齢者等の推計	108
2 個別サービスに関する実績と今後の見込み.....	110
3 介護保険事業費用の見込み	126
4 介護保険料の算定	131

Ⅷ 計画の推進に向けて

1 サービス提供体制の確保	137
2 関係機関との連携	137
3 計画の進行管理と評価・点検.....	138

資 料 編

総論

I

計画策定にあたって

- 1 計画の背景と目的
- 2 計画策定の視点
- 3 計画の根拠・位置づけ
- 4 計画の期間
- 5 計画策定の体制

1 計画の背景と目的

介護保険制度の創設から 17 年が経過し、介護サービスの利用者は制度創設時の 3 倍を超えて全国で 500 万人に達しています。介護サービスを提供する事業所の数も増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。一方、2025 年にはいわゆる団塊の世代の全てが 75 歳以上となり、2040 年にはいわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上になるなど、わが国の高齢化は今後さらに進んで医療や介護の需要が増大すると考えられています。

こうした中、介護保険制度を将来にわたり維持しつつ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で各自の能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにするため、「地域包括ケアシステム」の構築が急がれています。

地域包括ケアシステムは、限りある社会資源を効率的・効果的に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を包括的に確保するもので、各地域の実情に応じて深化・推進していくことが重要となります。国はこれを、介護が必要な高齢者が急速に増加すると見込まれる 2025 年までに構築することを自治体等に求めています。

平戸市ではこれまでも「一人ひとりの高齢者が、『自分らしさ』を発揮しながら生涯『自分らしく』暮らし続けることができるまち」を“平戸市がめざす高齢社会像”とし、全ての高齢者が可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるようまちづくりを進めてきました。高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、第 6 期から「地域包括ケア計画」と位置付けられていることから、2025 年に向けてその構築を進めるよう数々の取組を行ってきたところです。

しかしながら、従来から高齢化の進展が著しくみられていた平戸市では、2025 年よりも早く高齢者人口のピークが訪れ、その後は減少に転じていくことが予想されています。一方で、要介護・要支援認定者（介護が必要な高齢者）や一人暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯、さらには認知症高齢者の割合は増加しており、各保険者が地域の特性に応じて作り上げていくことを求められる「地域包括ケアシステム」の構築には、高齢者人口の推移など平戸市独自の状況を十分に考慮した施策の検討が必要になります。

今回の「第 7 期 平戸市高齢者福祉計画・平戸市介護保険事業計画」※（以下、本計画といいます。）は、これまでの取組を継承するとともに、全ての高齢者が地域社会において自分らしく健やかに、安心して日常生活を送ることができるよう、引き続き地域包括ケアシステムを深化・推進し、平戸市における持続可能な介護保険制度や高齢者福祉施策の確立を目指して策定するものです。

※本計画は二つの計画を一体的に策定するものであり、今後、介護保険事業計画の期数を計画名の冒頭に付して表記していくこととします。

2 計画策定の視点

(1) 高齢者福祉計画

高齢者福祉計画は、福祉・保健・まちづくりなど、平戸市の高齢者施策全般に関わる計画です。

高齢者の健康づくり、生きがい、社会参加をはじめ、高齢者を中心とした市民生活の質に深く関わり、市の高齢者がいつまでもいきいきと、自分らしく暮らせるまちづくりを進めるものです。その実現のためには、介護保険事業計画によるサービスと一体的に展開・実施し、平戸市ならではの地域包括ケアシステムを構築していくことが必要です。

(2) 介護保険事業計画

介護保険事業計画について、国は基本方針、都道府県は支援計画、市町村は介護保険事業計画を定めます。国の指針による第7期介護保険事業計画策定における主なポイントは以下のとおりです。

ただし、国の指針は全国統一のものであるため、平戸市においては、以下を鑑みつつ高齢者人口の推移や今後の予測、日常生活圏域ごとの状況など市の実情・特徴に合わせた計画策定が求められます。

地域包括ケアシステムの深化・推進

介護保険事業計画は、第6期計画から「地域包括ケア計画」として位置づけられており、団塊の世代が75歳以上となる2025年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することが求められています。平戸市においては高齢者人口のピークが全国よりも早い時期に訪れると見込まれており、第7期計画は、一層のスピード感をもって地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していく計画とする必要があります。

2025年度を見据えた計画の作成

第7期計画期間中の取組を基礎として、2025年度の介護需要、サービス種類ごとの量の見込みや保険料水準を推計し、それを踏まえた中長期的な視野に立ち、第7期から第9期計画における段階的な充実の方針とその中での第7期計画の位置づけを明らかにし、第7期計画の具体的な取組内容やその目標を設定する必要があります。

医療計画との整合性の確保

第7期計画では、高度急性期から在宅医療・介護までのサービス提供体制の一体的な確保を図るため、県が作成する医療計画、介護保険事業支援計画との整合性をこれまで以上に確保することが必要となります。さらに、医療

計画の一部として作成される「地域医療構想」と、第7期計画におけるサービス種類ごとの量の見込みとの整合性を確保する必要があります。

認知症高齢者への対応、介護離職ゼロへ向けた取組など

市町村は、新オレンジプランに基づき、認知症の容態の変化に応じて適時・適切に切れ目なく保健医療サービス及び福祉サービスが提供される仕組みを構築することや、介護離職ゼロへの取組として施設・居住系サービスの整備、介護サービス基盤の整備に伴う人材の確保及び資質の向上を図ることが重要とされています。

保険者機能の強化と地域マネジメントの推進

保険者である市町村においては、以下を繰り返し、目標達成に向けた活動を継続的に改善する取組である「地域マネジメント」を推進し、保険者機能を強化していくことが必要とされています。

- それぞれの地域の実態把握・課題分析を実施
- 実態調査・課題分析を踏まえ、地域における共通の目標を設定し、関係者間で共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成
- 計画に基づき、地域の介護資源の発掘や基盤整備、多職種連携の推進、効率的なサービス提供等、自立支援や介護予防に向けた様々な取組を推進
- 取組の実績を評価し、計画について必要な見直しを実施

第6期計画の実施状況の確認、評価及び把握

第7期計画の作成にあたって、第6期計画の実施状況について実績値等を踏まえながら、計画値との比較確認を行い、乖離が生じている場合にはその要因を整理することが重要です。

また地域の現状とともに給付状況の特徴等を把握し、保険者としての取組と要因を整理することが重要となります。

さらに地域密着型サービスの特性、サービス内容、利便性等の周知等や、サービスの利用状況の把握に積極的に取り組むことが求められています。

3 計画の根拠と位置づけ

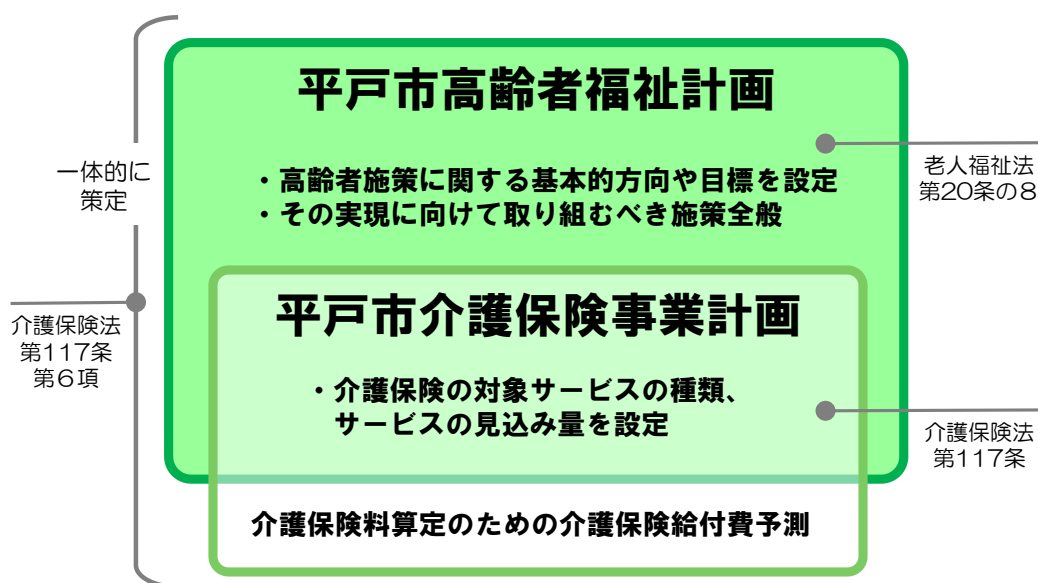
(1) 「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」の一体的策定

本計画は、平戸市における「市町村老人福祉計画」と「市町村介護保険事業計画」を、介護保険法第117条第6項の規定により一体のものとして策定するものです。

老人福祉計画にあたる「平戸市高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条の8に基づき、介護保険とそれ以外のサービスを組み合わせ、介護予防、生きがいづくりを含め、高齢者に関する地域における福祉水準の向上を目指すものです。

介護保険事業計画にあたる「平戸市介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に基づき、介護保険給付サービス量の見込みとその確保策、制度の円滑な実施に向けた取り組みの内容を定める計画です。

▼ 「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」の一体的な策定



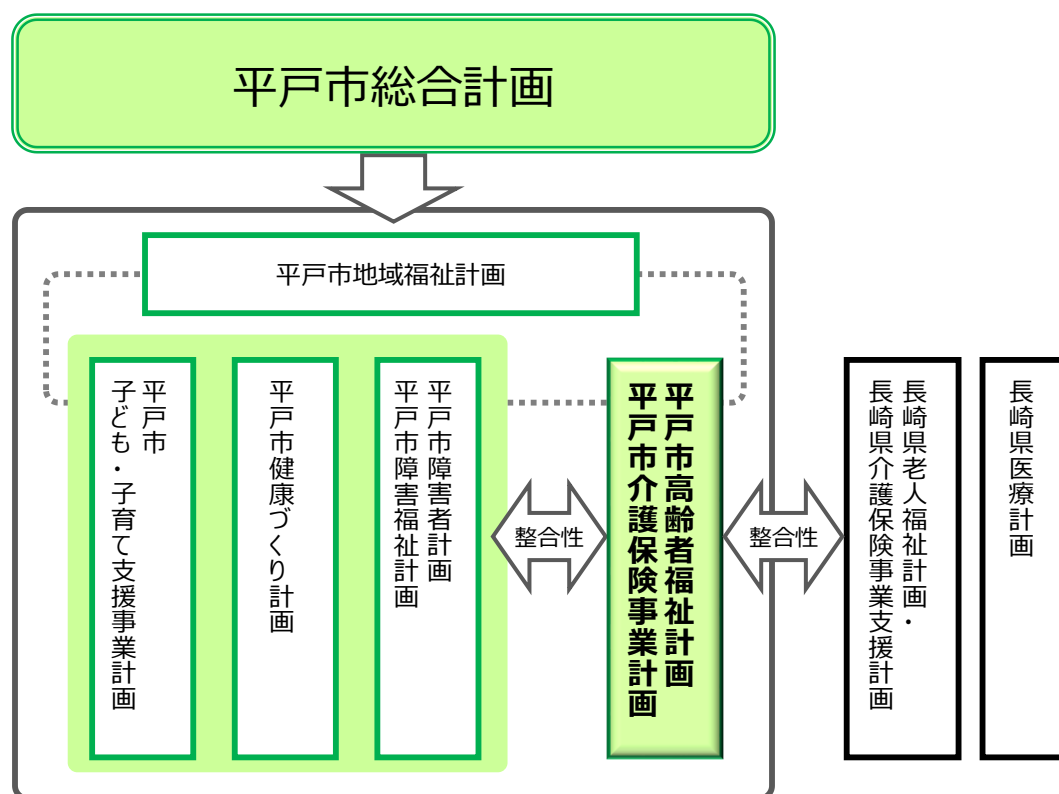
(2) 各関連計画との整合

平戸市でこれまで体制整備を進めてきた地域包括ケアシステムは、今後も引き続き強化を求められることとなります。

地域包括ケアシステムは高齢期におけるケアがまず念頭に置かれているものではありませんが、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方は、障害者の地域生活への移行や、困難を抱える地域の子ども、子育て家庭に対する支援等にも応用できるなど、福祉施策全体に関連性の深い概念です。

このような、地域共生社会の実現に向けた取組を内包する計画であることから、本計画は、市の最上位の計画である「平戸市総合計画」の理念を踏まえた高齢者保健福祉分野の個別計画と位置付けるとともに、「平戸市地域福祉計画」等の各種福祉関連計画等との整合を図りながら策定します。また、長崎県が策定する「長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画」、「長崎県医療計画」とも整合を図り策定するものです。

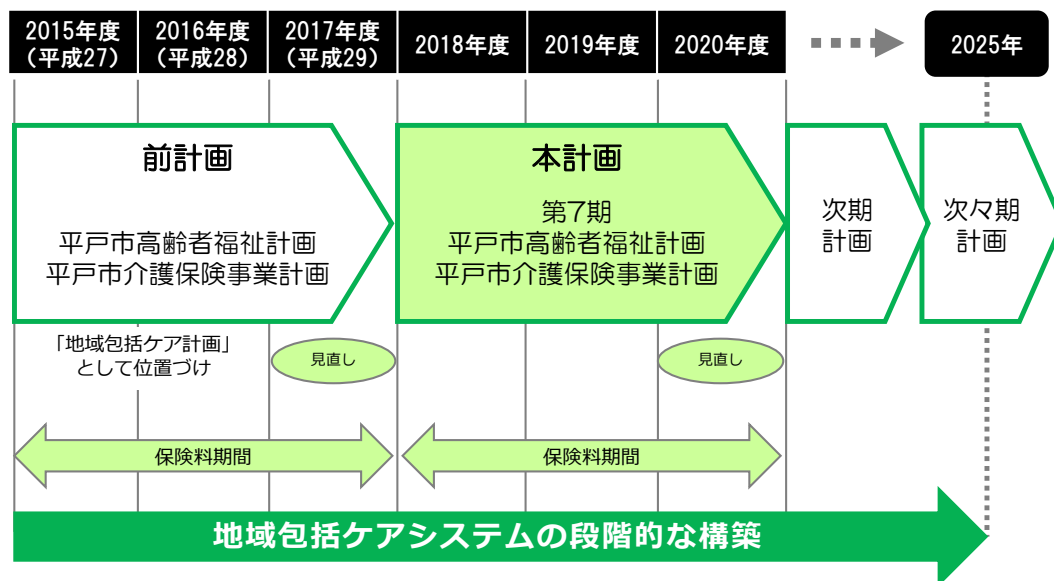
▼ 各種関連計画との整合



4 計画の期間

本計画は、2018（平成30）年度を初年度とし、2020年度を目標年度とする3か年の計画です。また、2025年に向けて平戸市の実情に合わせた地域包括ケアシステムを構築するための、深化・推進の一段階と位置付け、最終年度にあたる2020年度には本計画を見直して次期計画の策定を行います。

▼ 計画の期間



5 計画策定の体制

(1) 市民アンケート調査等の実施

本計画の策定にあたり、生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進の観点から高齢者の状況やニーズを把握するため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。また、要介護者の在宅生活の継続や介護者の支援に有効な介護サービスのあり方を検討するため、「在宅介護実態調査」を実施しました。あわせて、市内における介護保険サービスの現状や課題を把握するため、調査シート等による「サービス提供事業者調査」を実施しています。

▼ 市民アンケート調査実施概要

調査の期間	2017（平成 29）年 4 月 3 日～5 月 19 日
調査方法	市内地区民生委員若しくは職員等による配布・回収

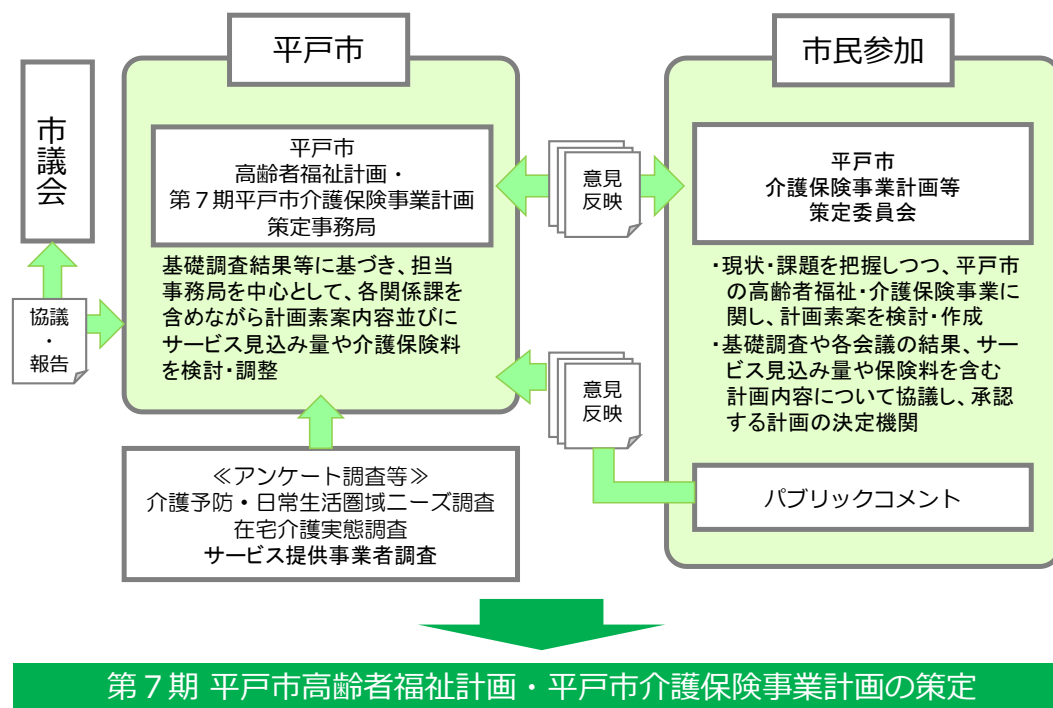
調査名・配布・回収状況	配布数	回収数	回収率
高齢者実態調査 （介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）	1,000 票	963 票	96.3%
要介護認定者調査（在宅介護実態調査）	600 票	474 票	79.0%

※結果の概要は後述

(2) 協議と市民参加

アンケート調査と各種統計による実態把握、課題抽出を踏まえ、「平戸市介護保険事業計画等策定委員会」の中で協議を行い、計画案の段階で市民に公表して意見を求めるパブリックコメント手続を経て策定しています。

▼ 策定体制



Ⅱ

高齢者を取り巻く現状と課題

- 1 高齢者等の現状
- 2 アンケート調査結果の概要

1 高齢者等の現状

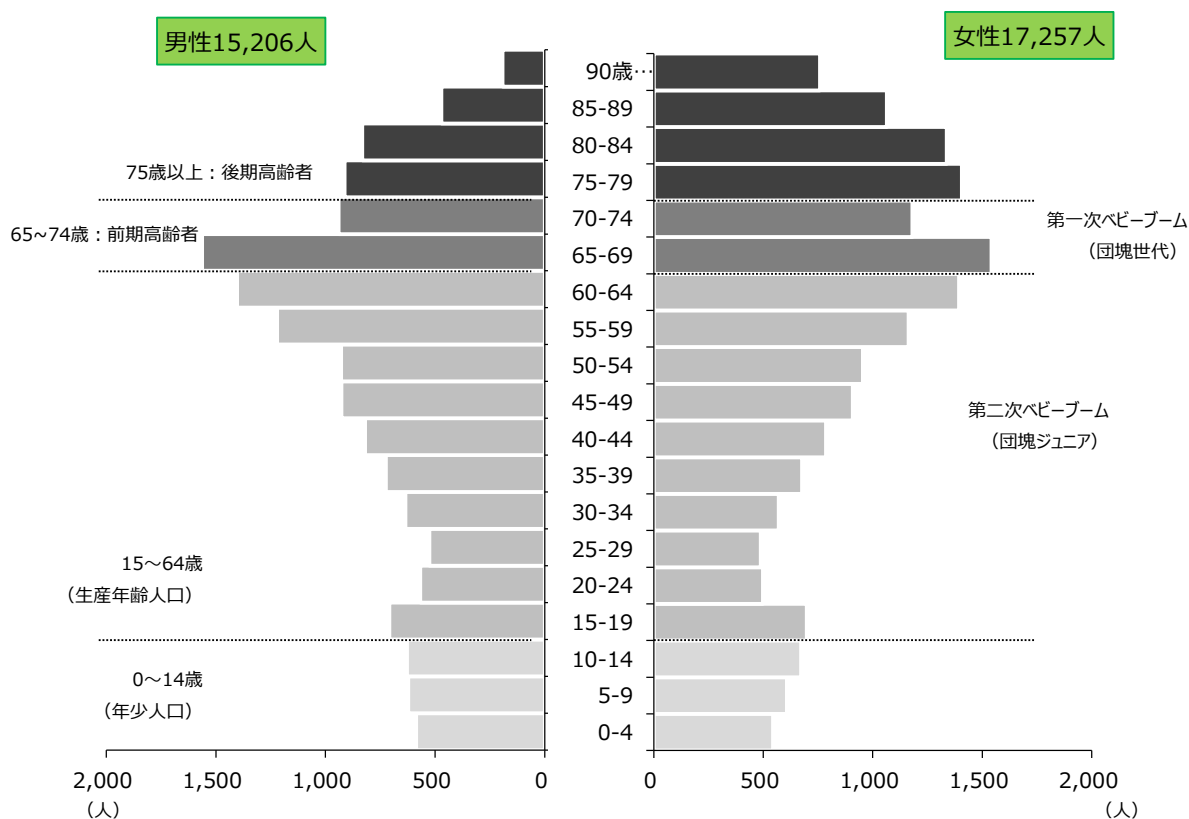
(1) 人口構造

2017（平成 28）年 3 月 31 日現在の人口構造を見ると、いわゆる「団塊の世代」に含まれる 65～69 歳が人口のボリュームゾーンとなっており、第 7 期計画期間中はこのまま前期高齢者層の多い状況が続きます。

60 歳より高齢の人口が多い状況であり、15 年後の 2031 年にはこの階層が 75 歳以上の後期高齢者となります。

性別では、男性が 15,206 人、女性が 17,257 人で、女性が男性より約 2,051 人多くなっています。

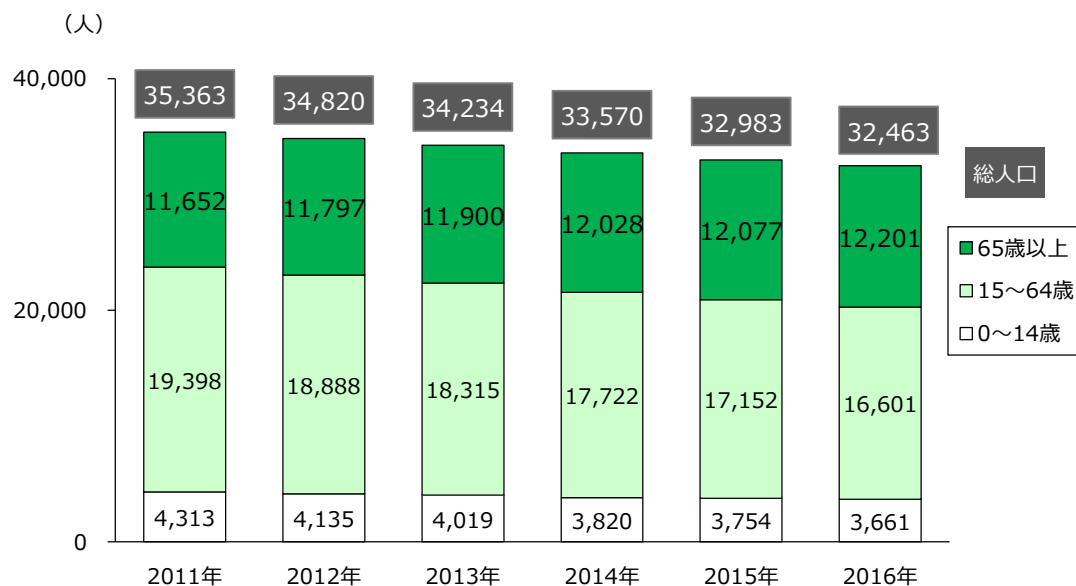
▼ 平戸市の人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（2017 年 3 月末）

(2) 年齢3区分別人口の推移

総人口は僅かずつ減少の傾向となっており、年齢区分別にみると、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）が減少している一方で、高齢者人口（65 歳以上）は継続的に増加の傾向となっています。



資料：住民基本台帳（各年 3 月末）

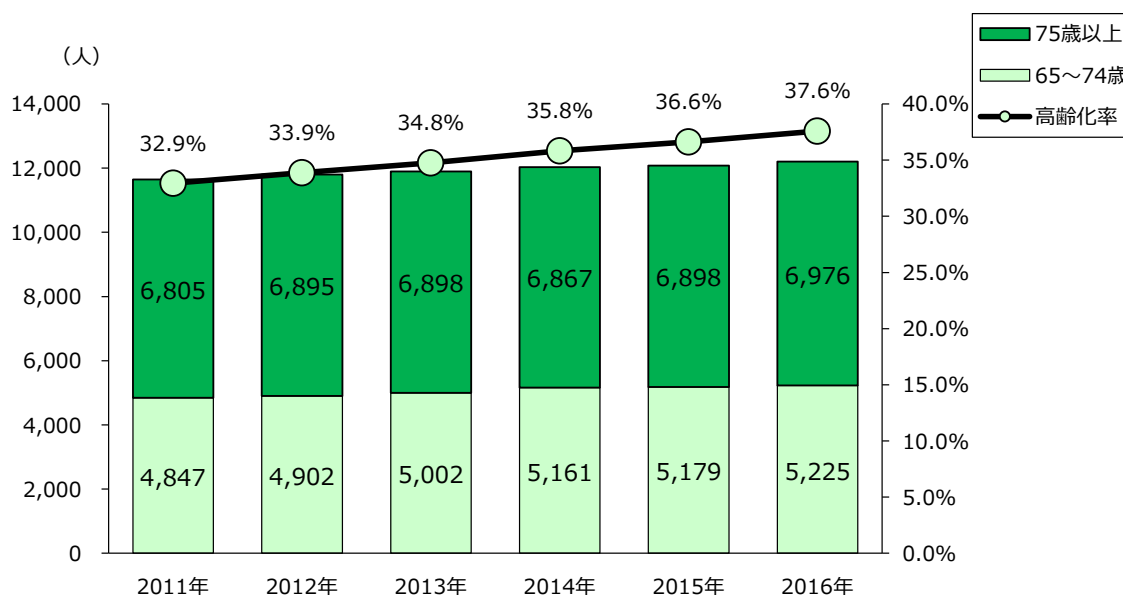
(3) 高齢者数・高齢化率

平戸市の2016（平成28）年3月31日現在の総人口32,463人に占める65歳以上の高齢者人口は12,201人となっており、高齢者人口の割合は37.6%となっています。

前述のとおり年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の減少に対し、高齢者人口が年々増加していることから、結果として高齢化率は継続的に上昇し、2011（平成23）年から2016年の5年間に32.9%から37.6%へと4.7ポイント上昇しました。

また、高齢者人口のうち、75歳以上の後期高齢者人口が65～74歳の前期高齢者人口を上回る状況となっています。

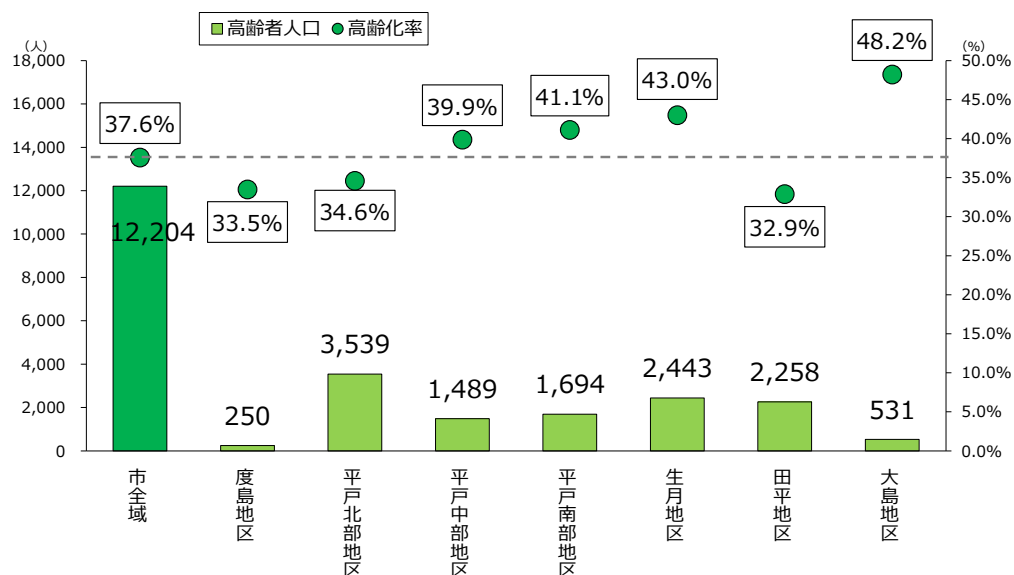
▼ 高齢者数・高齢化率の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末）

地区別の高齢化率をみると、大島地区（48.2%）、生月地区（43.0%）、平戸南部地区（41.1%）、平戸中部地区（39.9%）が市全域の高齢化率（37.6%）を上回り、比較的高くなっています。

▼ 圏域別高齢者人口・高齢化率

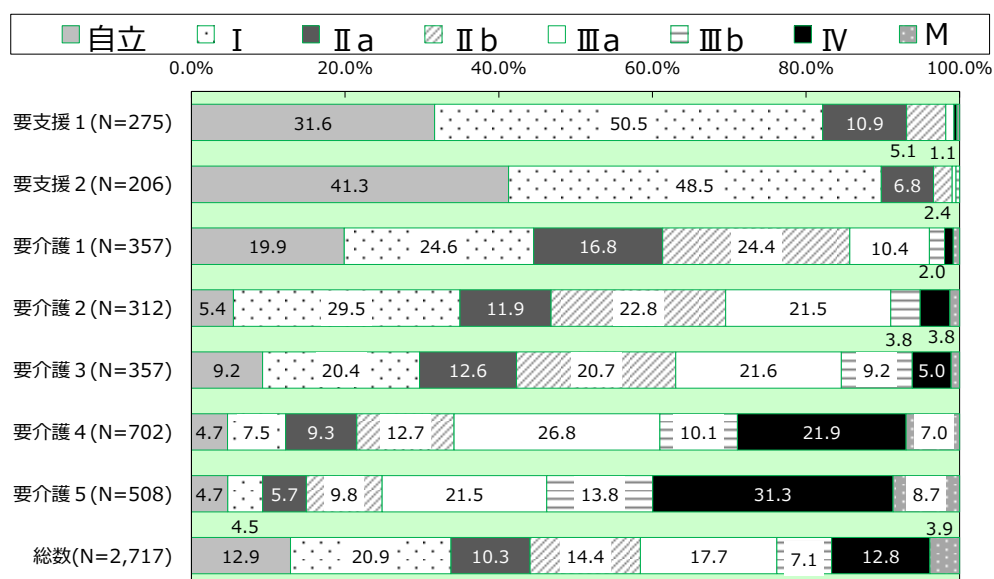


資料：住民基本台帳（2017年3月末）

（４）認知症高齢者の状況

要介護認定を受けた高齢者のうち、日常生活で何らかの支援が必要とされる認知症日常生活自立度Ⅱ以上の人は、介護度が上がるにつれて増えていることが分かります。

▼ 認知症高齢者の状況（認定別・自立度）



資料：市データ（2017年3月末）

2 アンケート調査等結果の概要

(1) 市民アンケート実施概要

(1) 調査対象

高齢者実態調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

市内にお住まいの 65 歳以上（2017 年 2 月末日現在）で、「要介護認定を受けていない方」または「要支援 1・2 の認定を受けている方」の中から無作為抽出した 1,000 人

要介護認定者調査（在宅介護実態調査）

市内にお住まいの 65 歳以上（2017 年 2 月末日現在）で、「要介護認定を受けて在宅で生活をしている方」の中から無作為抽出した 600 人

(2) 調査期間

2017 年 4 月 3 日～5 月 19 日

(3) 調査方法

市内地区民生委員若しくは職員等による配布・回収

(4) 配布・回収状況

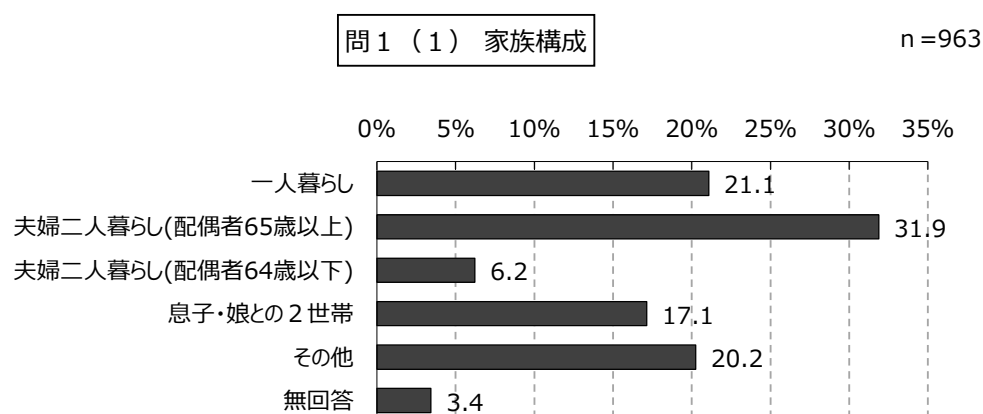
	配布数	回収数	回収率
高齢者実態調査 （介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）	1,000 票	963 票	96.3%
要介護認定者調査（在宅介護実態調査）	600 票	474 票	79.0%

(2)「介護予防・日常生活圏域二エズ調査」の主な調査結果

●家族構成、介護・介助の状況 ～老老介護・一人暮らしに注視する必要性～

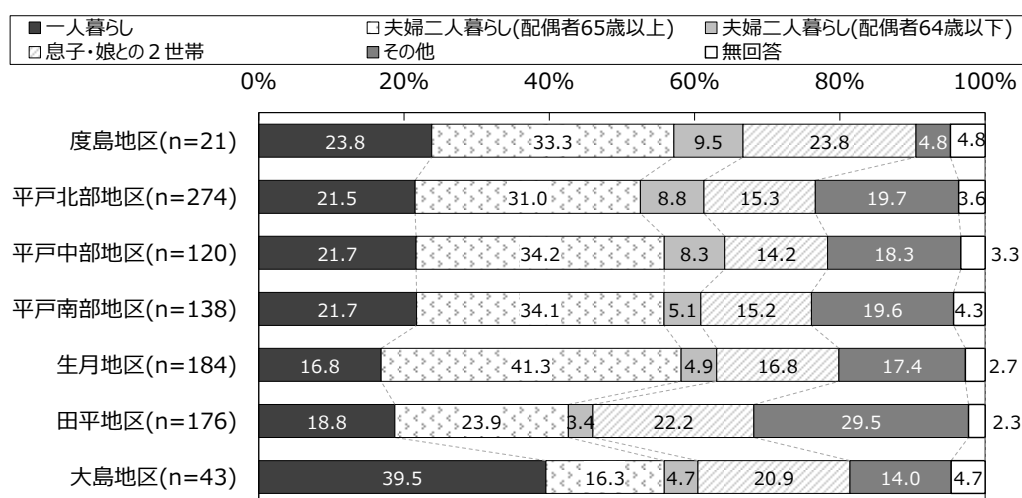
家族構成は、「夫婦二人暮らし(配偶者 65 歳以上)」が 31.9%で最も多く、「一人暮らし」が 21.1%、「その他」が 20.2%、「息子・娘との 2 世帯」が 17.1%となっています。

▼ 家族構成



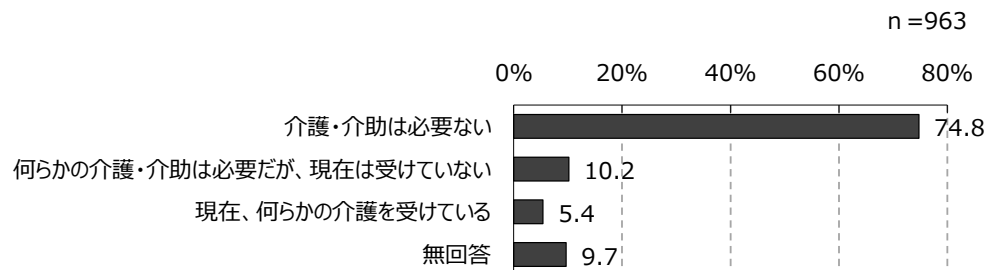
大島では「一人暮らし」の割合 (39.5%) が高く、生月では「夫婦二人暮らし(配偶者 65 歳以上)」の割合 (41.3%) が高くなっています。「息子・娘との 2 世帯」の割合が最も高いのは度島 (23.8%)、次いで田平 (22.2%) となっています。

▼ 家族構成×日常生活圏域



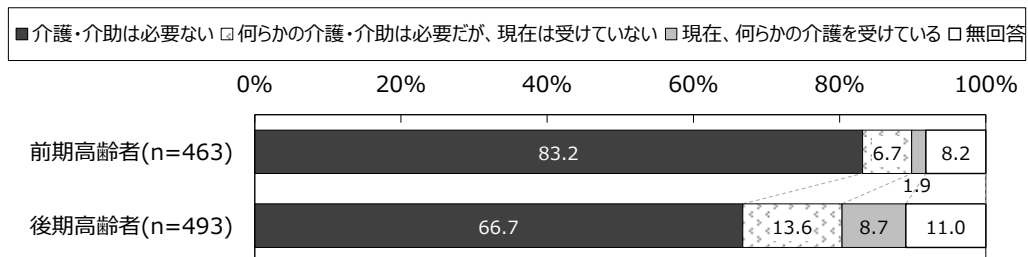
介護・介助の必要性は「介護・介助は必要ない」が74.8%と多数を占め、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が10.2%、「現在、何らかの介護を受けている」が5.4%となっています。

▼ 介護・介助の必要性



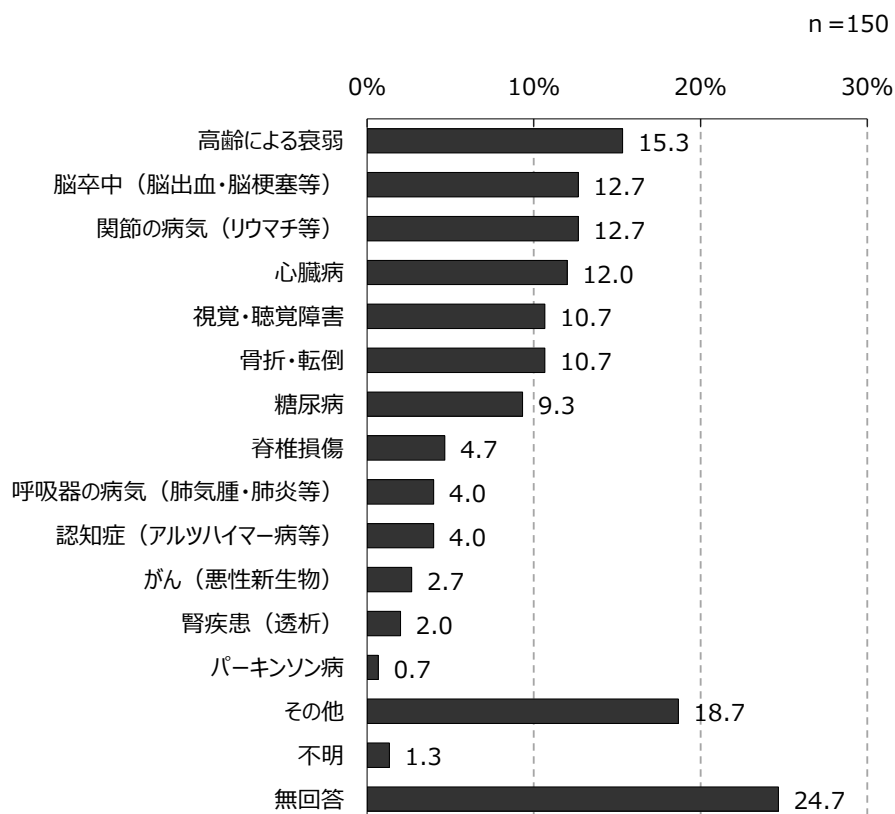
年齢区分別では、「介護・介助は必要ない」は前期高齢者で83.2%、後期高齢者で66.7%となっています。

▼ 介護・介助の必要性×年齢区分



介護・介助が必要になった主な原因は、「高齢による衰弱」が15.3%、「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」「関節の病気（リウマチ等）」が12.7%、「心臓病」が12.0%。「その他」が18.7%で最も多くなっています。

▼ 介護・介助が必要になった主な原因（MA）



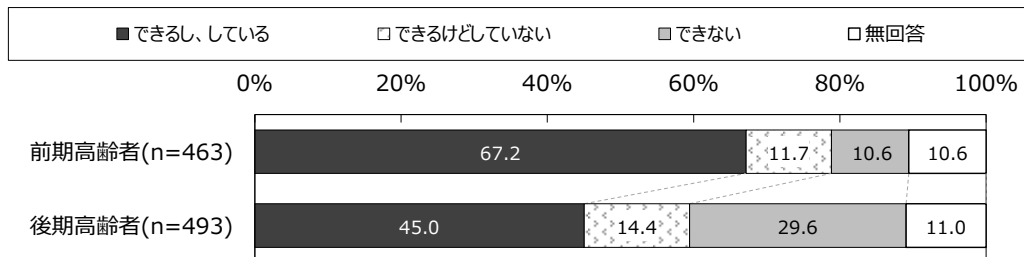
その他の主な内容：腰痛／めまい・耳なり／膠原病／うつ病 等

現在は介護・介助を必要としない人が多数です。しかし、衰弱、脳卒中、関節の病気、心臓病などにより介護・介助が必要になった場合、3割強（夫婦二人暮らしで配偶者65歳以上）の人はいわゆる老老介護の状況になる可能性が高いと考えられます。また、現在約21%となっている「一人暮らし」の今後の増加の可能性も注視していく必要があります。

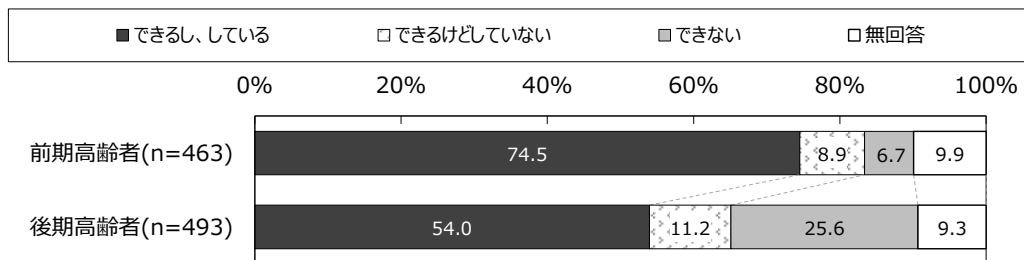
●介護予防の観点 ～介護予防の取組は少しでも早期に～

運動器機能の低下に関する代表的な設問では、後期高齢者の方が「できるし、している」が少なく、「できない」が多くなっています。

▼ 階段を手すりや壁をつたわずに昇っているか×年齢区分

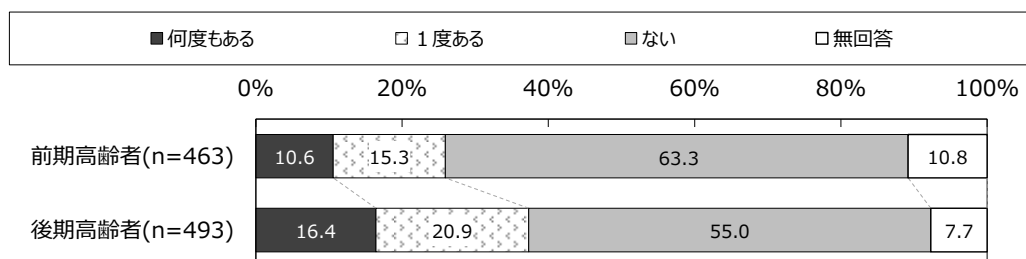


▼ いすに座った状態から何もつかまらずに立ち上がっているか×年齢区分

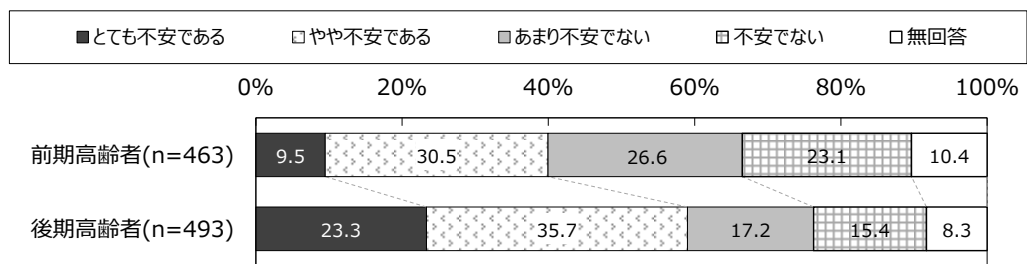


転んだ経験、転倒に対する不安、ともに高齢になるにつれて増加しています。

▼ 過去1年間に転んだ経験×年齢区分



▼ 転倒に対する不安×年齢区分



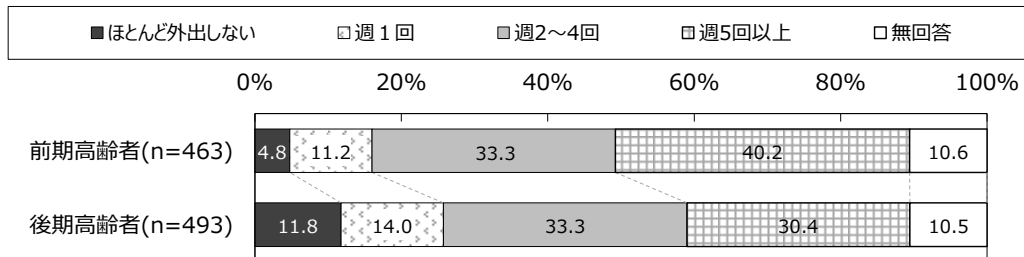
運動機能の維持や、転倒予防の心得など、高齢者による介護予防のための自助的な取組は少しでも早い時期（前期高齢者のうち等）から始めることが重要です。

●外出と移動手段 ～移動支援、機会創出など多方面からの配慮が必要～

外出の頻度を年齢別にみると、「ほとんど外出しない」が、前期高齢者では 4.8% であるのに対し、後期高齢者では 11.8%と大きく増えています。

「週 5 回以上」は、前期高齢者の 40.2%に対し、後期高齢者では 30.4%となっています。

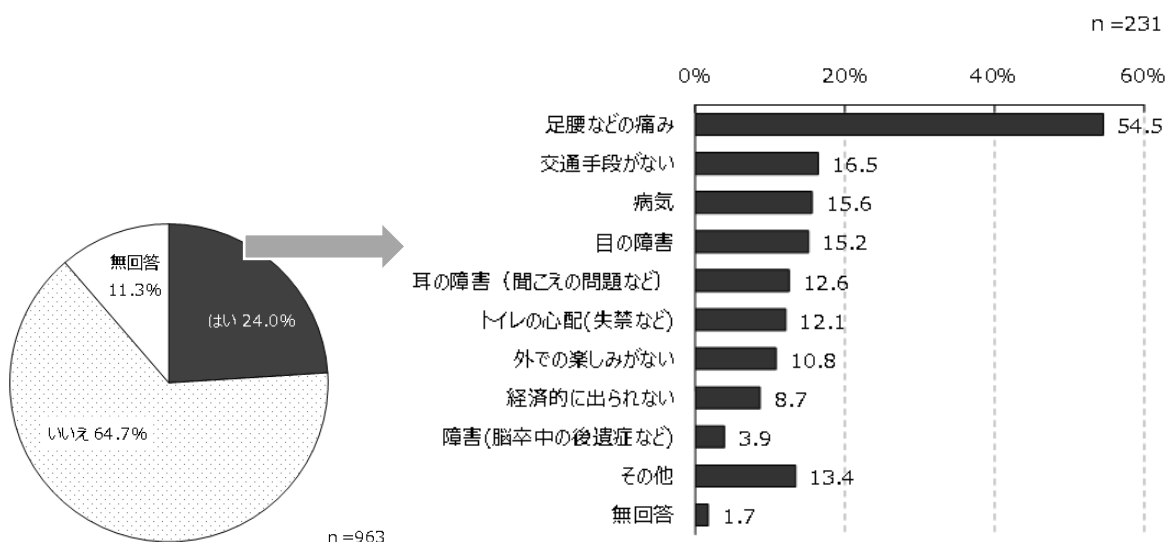
▼ 外出の頻度×年齢区分



外出を控えているかどうかでは「はい」が 24.0%、「いいえ」が 64.7%となっています。

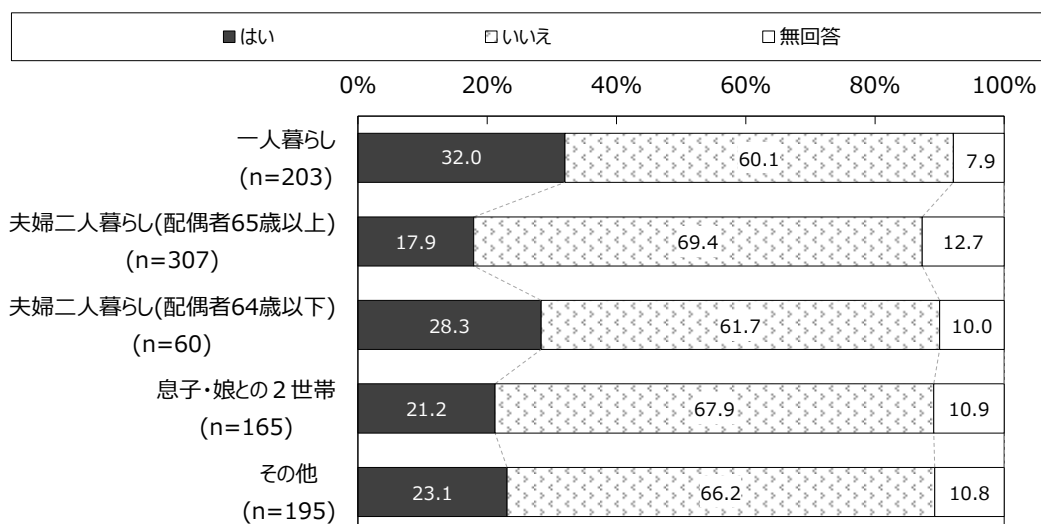
外出を控えている理由は、「足腰などの痛み」が 54.5%で最も多く、「交通手段がない」が 16.5%、「病気」が 15.6%、「目の障害」が 15.2%、「その他」が 13.4%となっています。

▼ 外出を控えているかどうか、外出を控えている理由 (MA)



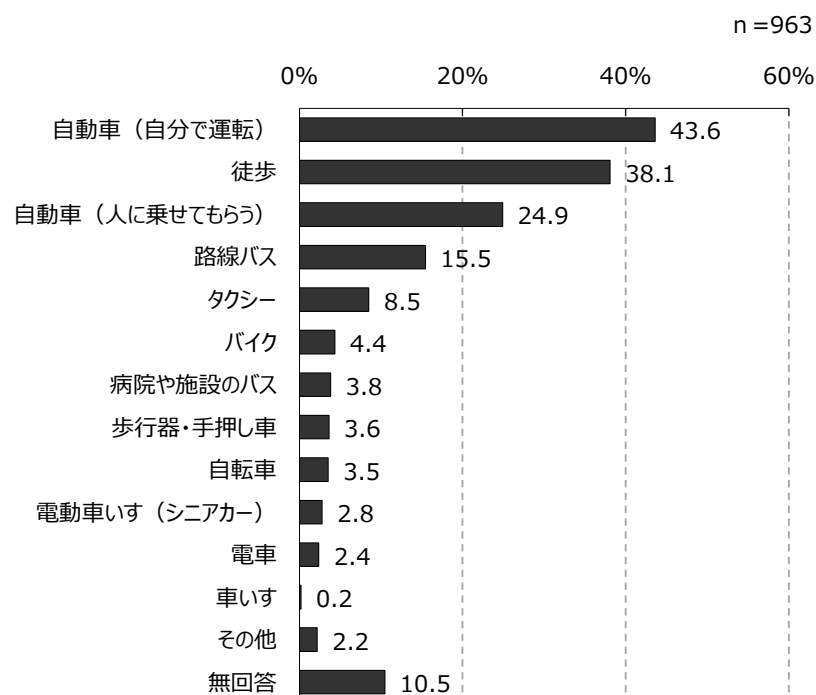
外出を控えているかどうかを家族構成別にみると、「一人暮らし」では他と比べて「はい」が多くなっています（32.0%）。同居する人がいない場合、外出を控えている可能性が考えられます。

▼ 外出を控えているか×家族構成



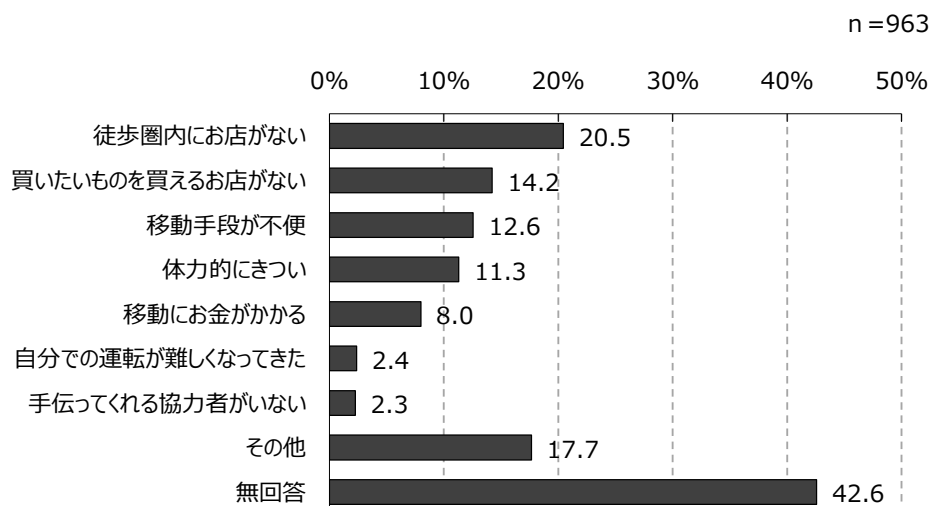
外出する際の移動手段は「自動車（自分で運転）」が 43.6%で最も多く、「徒歩」が 38.1%、「自動車（人に乗せてもらう）」が 24.9%、「路線バス」が 15.5%、「タクシー」が 8.5%となっています。

▼ 外出する際の移動手段（MA）



食品・日用品の買物で困っていることは、「徒歩圏内にお店がない」が20.5%で最も多く、「その他」が17.7%、「買いたいものを買えるお店がない」が14.2%、「移動手段が不便」が12.6%、「体力的にきつい」が11.3%となっています。

▼ 食品・日用品の買物で困っていること（MA）



その他の主な内容：運転できないので思うように買物できない／生協を利用しているので困らない／徒歩圏内のお店ですませる／お店が遠方にある／出かける機会に求めている／買い物が重たく持ち帰りが出来ない／お店によって配達が出来ない／ほとんど妻が買ってくるので、本人が買う必要がない／友人に手伝ってもらっている／年金少ないため、安い店が少ない／あまり必要なものがない／荷物を持って坂道を徒歩で上がるのがつらい／ほしい物が遠く（佐世保、博多など）頻繁に行けない／運転免許を返納した／店舗数が少なく食品食材数も少ない／近場にスーパーがあるが品揃えがない 等

外出を控える理由では身体的要因を挙げた人が多くみられますが、交通手段がないとの回答も16.5%みられます。また「外での楽しみがない」とした10.8%にも着目が必要と思われます。

移動手段で車を運転する人は多く、高齢化に伴い運転が難しくなった場合に外出機会が減少してしまうことが懸念されます。

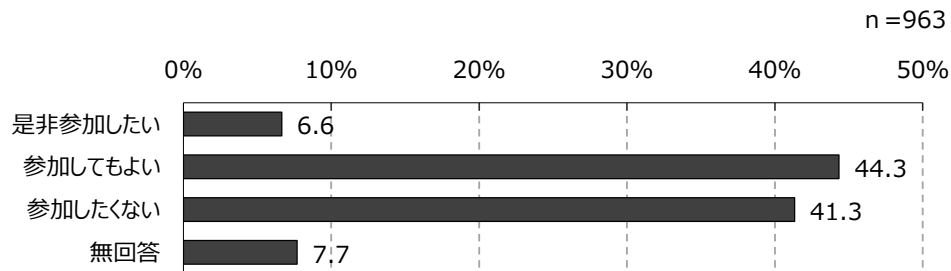
移動手段での3位は「自動車（人に乗せてもらう）」24.9%です。「一人暮らし」では外出を控える傾向もみられます。

社会的な孤立を防ぎ、他者との交流の起点ともいえる外出については、高齢者が外に出やすくなる移動支援、環境、居場所づくり、楽しみづくりなど多方面からの検討が必要です。

●社会参加 ～社会参加の意向はある。息の長い支援が必要～

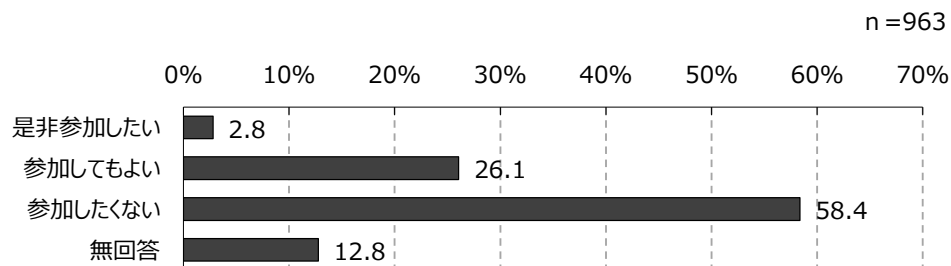
地域住民主体の健康づくりや趣味等のグループ活動への、参加者としての参加意向では「参加してもよい」が44.3%で最も多く、「参加したくない」が41.3%、「是非参加したい」が6.6%となっています。

▼ 住民主体の地域づくり活動への（参加者としての）参加意向



企画・運営（お世話役）としての参加意向では「参加したくない」が58.4%で最も多く、「参加してもよい」が26.1%、「是非参加したい」が2.8%となっています。

▼ 住民主体の地域づくり活動への（企画・運営役としての）参加意向

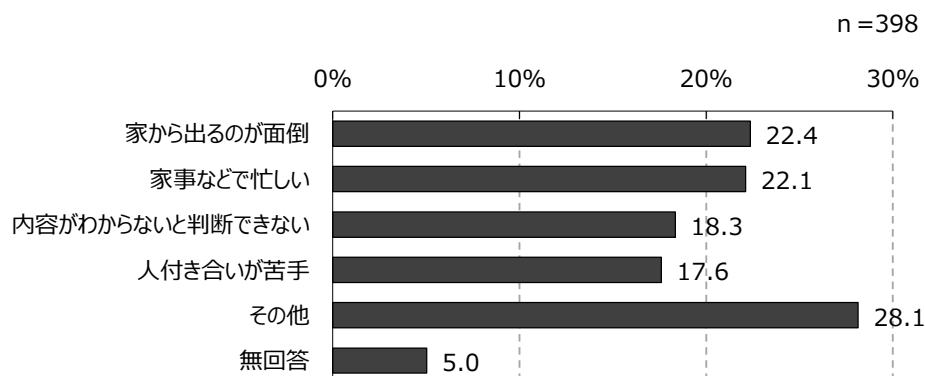


企画・運営（お世話役）としての参加意向は、参加者としての参加意向と比べると総じて低くなっています。

住民主体の活動は、始めから活動の中心になることを求められると、負担感から活動そのものを敬遠してしまう恐れもあります。活動が知られ、足を運ぶ人ができ、輪が広がり、いずれそこからお世話役が生まれ育つというように、段階を経て活動が活性化していくような息の長い支援が求められます。

グループ活動等への参加者としての参加意向で「参加したくない」とした人の理由は、「家から出るのが面倒」が22.4%、「家事などで忙しい」が22.1%、「内容がわからないと判断できない」が18.3%、「人付き合いが苦手」が17.6%となっています。「その他」28.1%の記入欄では身体的理由もみられました。

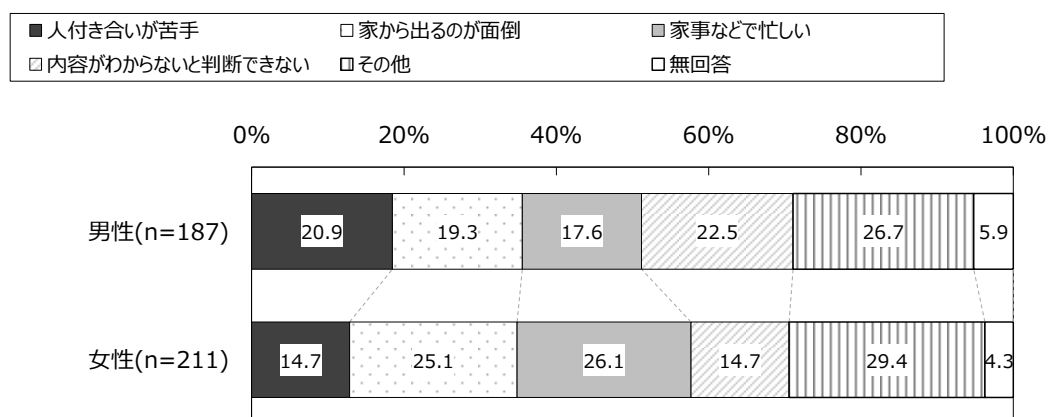
▼ 活動への（参加者として）参加したくない理由



その他の主な内容：足腰の痛み／仕事をしているため／目、耳が不自由／高齢のため／体力的にきつい／忙しい 等

参加したくない理由を性別にみると、男性では「人付き合いが苦手」「内容がわからないと判断できない」の割合が高くなり、女性では「家から出るのが面倒」「家事などで忙しい」の割合が高くなる傾向がみられます。

▼ 活動への（参加者として）参加したくない理由×性別



「家事などで忙しい」に対しては日常生活支援、「家から出るのが面倒」「内容がわからないと判断できない」に対しては、魅力ある活動づくりやその周知といった対応が考えられます。

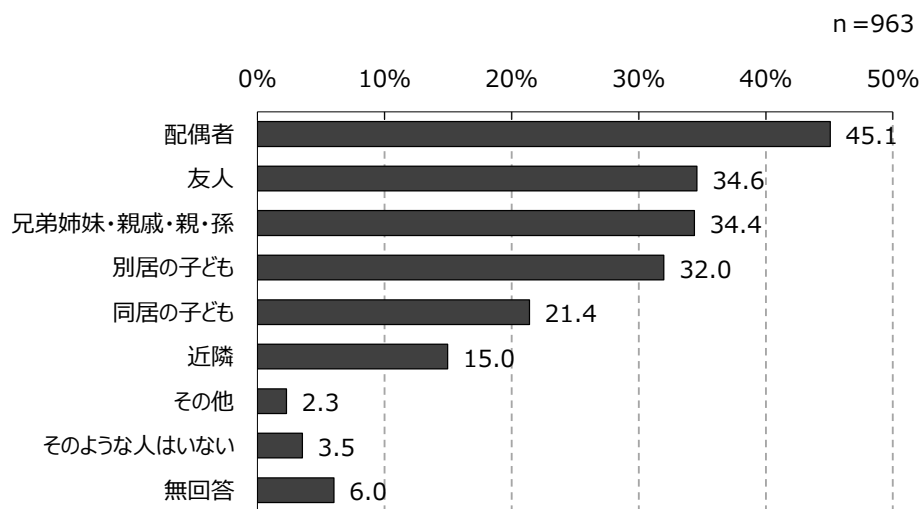
国の示す【地域包括ケアシステムのイメージ】では、生活支援・介護予防の担い手として老人クラブ、自治会、ボランティア、NPO などへの期待が挙げられ、あくまでも地域の自主性や主体性に基づき、地域特性に応じて保険者（市）が支援していくべきものとされています。

地域活動への支援では、ニーズの把握とともに社会資源の掘り起こし、マッチングの仕組みづくりなどが重要であり、地域と行政が連携しての、多様な主体の取組・事業、地域の互助の動きなどをつなげていく取組が必要です。

●地域での相談先や支え合い ～互助・共助・公助の相互補完が必要～

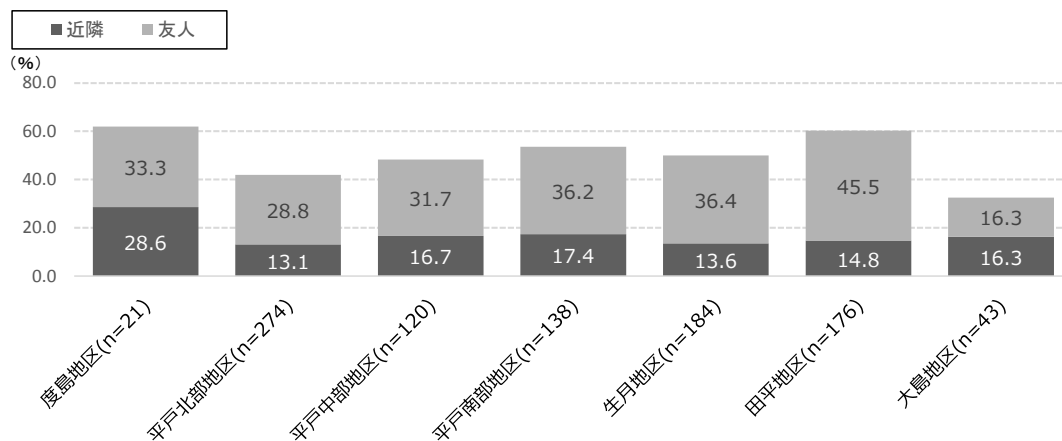
心配事や愚痴を聞いてくれる人は「配偶者」が45.1%で最も多く、「友人」が34.6%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が34.4%、「別居の子ども」が32.0%、「同居の子ども」が21.4%となっています。また、「近隣」は15.0%となっています。

▼ 心配事や愚痴を聞いてくれる人（MA）



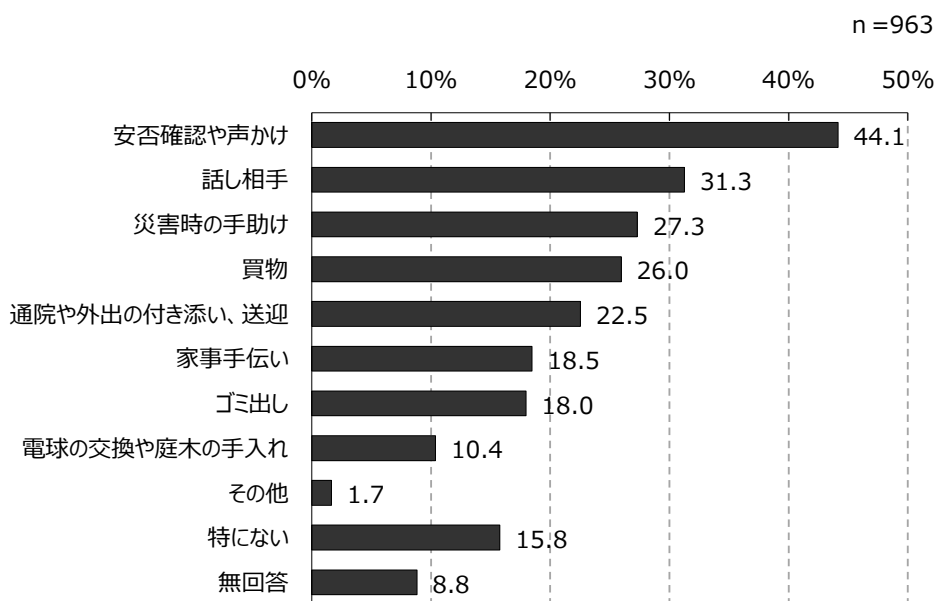
心配事や愚痴を聞いてくれる人で「近隣」「友人」と回答した人の占める割合を日常生活圏域別にみると、度島地区での「近隣」、田平地区での「友人」が相対的に高くなっています。

▼ 心配事や愚痴を聞いてくれる人に占める「近隣」「友人」の割合×日常生活圏域



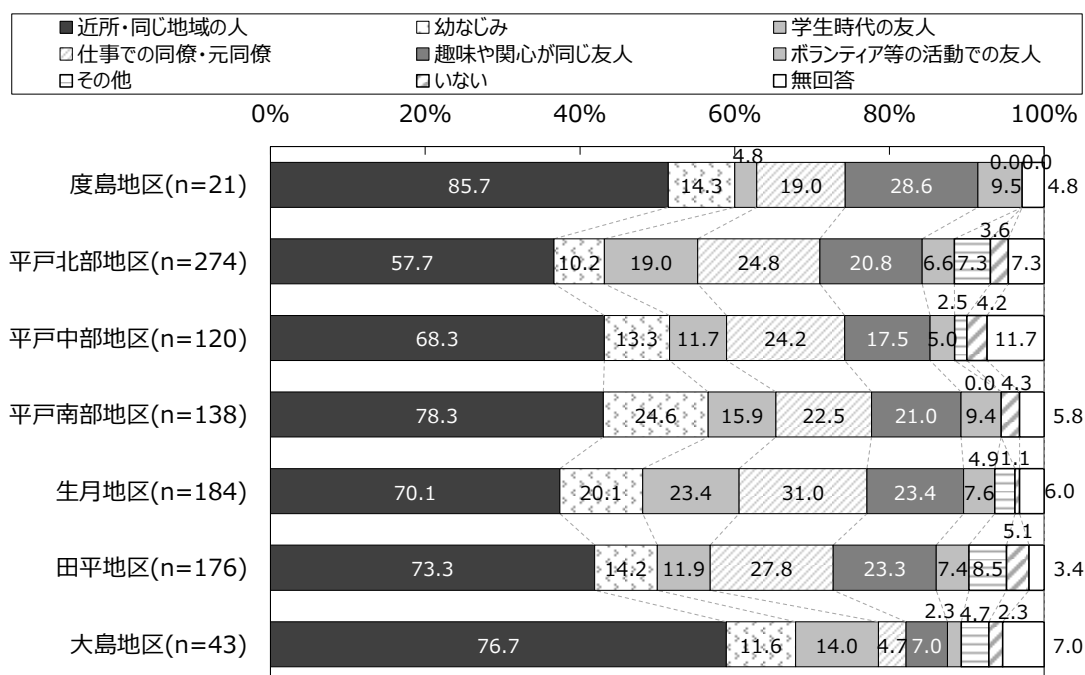
日常生活が不自由になった場合の、近所や地域の人への手助けの期待は「安否確認や声かけ」が44.1%で最も多く、「話し相手」が31.3%、「災害時の手助け」が27.3%、「買物」が26.0%、「通院や外出の付き添い、送迎」が22.5%となっています。

▼ 近所や地域の人への手助けの期待 (MA)



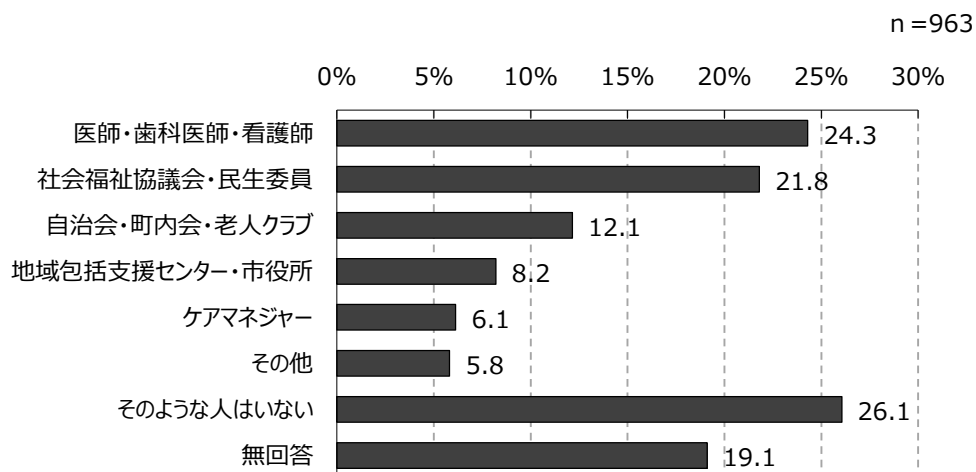
よく会う友人・知人で、どの地区でも最も高い割合となっているのが「近所・同じ地域の人」です。「ボランティア等の活動での友人」は度島地区、平戸南部地区で比較的割合が高くなっています。

▼ よく会う友人・知人との関係×日常生活圏域（MA）



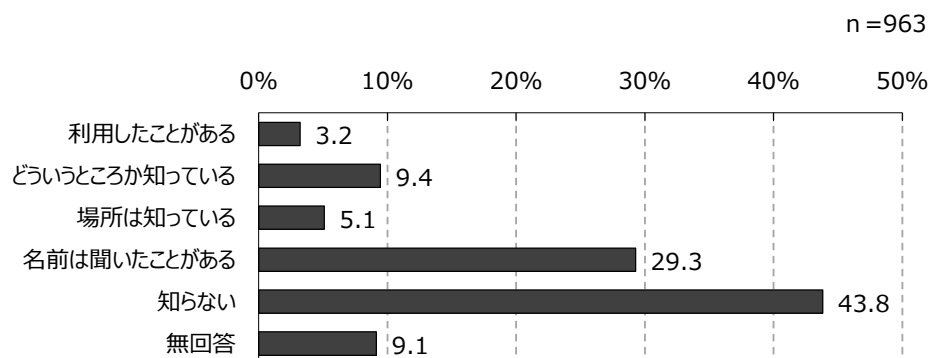
地域での相談経路について、家族や友人・知人以外の相談相手は、「医師・歯科医師・看護師」が24.3%、「社会福祉協議会・民生委員」が21.8%、「自治会・町内会・老人クラブ」が12.1%、「地域包括支援センター・市役所」が8.2%となっています。また、「そのような人はいない」が26.1%で最も多くなっています。

▼ 家族や友人・知人以外の相談先



「平戸市地域包括支援センター」の認知度では、「知らない」が 43.8%で最も多く、「名前は聞いたことがある」が 29.3%、「どういうところか知っている」が 9.4%、「場所は知っている」が 5.1%、「利用したことがある」が 3.2%となっています。

▼ 地域包括支援センターの認知度



心配事などの相談先は配偶者が多く、手助けについての地域への期待は安否確認や声かけ、話し相手など日常的なふれあいに関するものが多くなっています。よく会う友人・知人が近所や地域の人であることからみても、安否確認や話し相手といった働きは公的なサービス以前にごく自然な形で地域に存在していると思われます。しかし、それを超える支援が必要になったとき、当人あるいは周囲の人が連絡・相談する最初の窓口「地域包括支援センター」の認知度は高くない状況です。

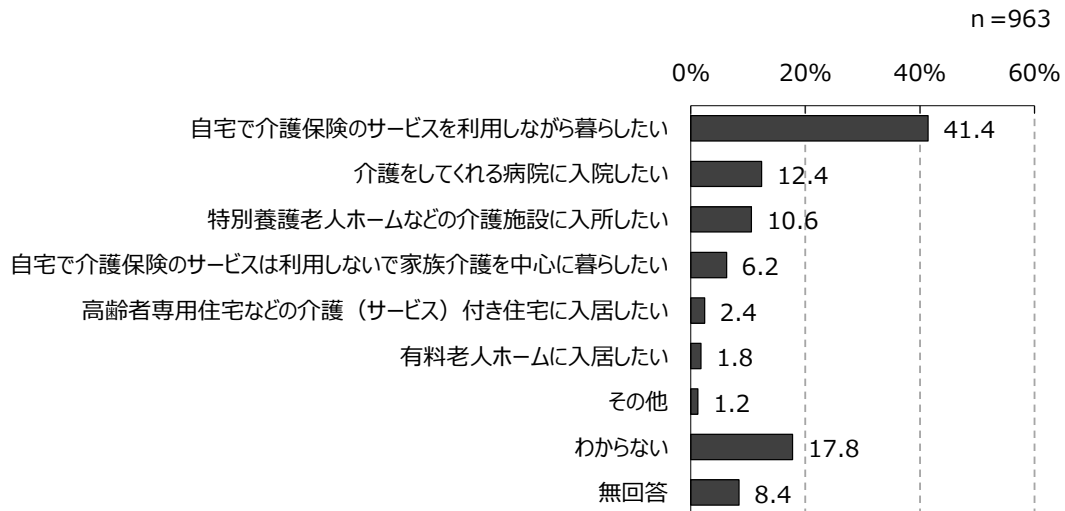
対して、家族や友人・知人以外の相談相手では「医師・歯科医師・看護師」や「社会福祉協議会・民生委員」が多く挙げられています。

各機関等と連携して高齢者を支えるためには、多様な構成員により地域課題の把握と解決を図る地域ケア会議や認知症対策、協議体などの事業を一層充実させることにより、地域包括支援センターの認知度を高め、身近な相談機関としていくことが必要です。

●過ごす場所と市への要望 ～最後まで自宅で、介護予防と相談体制を要望～

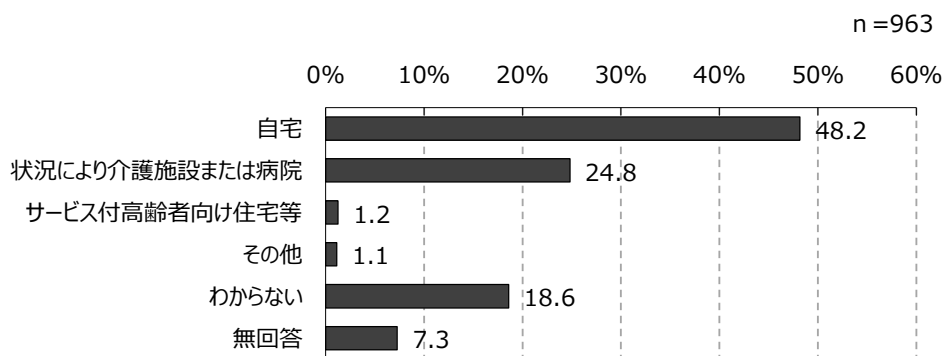
介護が必要になった場合どのようにしたいかでは、「自宅で介護保険のサービスを利用しながら暮らしたい」が41.4%で最も多くなっています。

▼ 介護が必要になった場合、どのようにしたいか（MA）



最期のときを迎えたい場所は、「自宅」が48.2%で最も多くなっています。

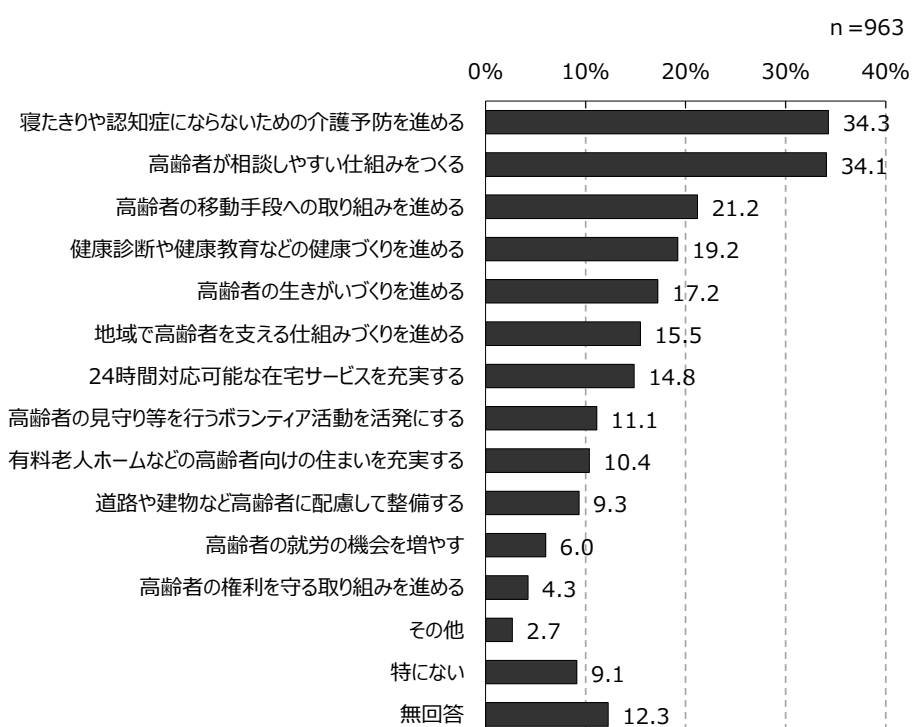
▼ 最期のときをどこで迎えたいか（MA）



平戸市の高齢者福祉施策で今後力を入れるべきと思う点は、「寝たきりや認知症にならないための介護予防を進める」が34.3%、「高齢者が相談しやすい仕組みをつくる」が34.1%で多くなっています。

続いて「高齢者の移動手段への取り組みを進める」が21.2%、「健康診断や健康教育などの健康づくりを進める」が19.2%、「高齢者の生きがいづくりを進める」が17.2%となっています。

▼ 市が今後力を入れるべき施策（MA）



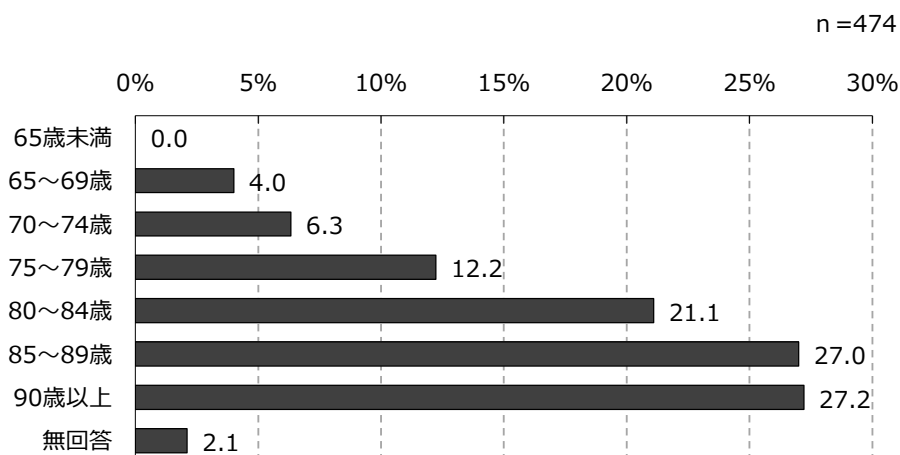
介護が必要な状態になったときも、最期のときも、「自宅で」との希望が最も多くなっており、今後、在宅介護、在宅医療のニーズは高まっていくと考えられます。重点と思う市の施策では、「介護予防の推進」と「相談体制の充実」が上位となりました。

(3)「在宅介護実態調査」の主な調査結果

●在宅介護の介護者の状況 ～老老介護の実態、介護者への支援が重要～

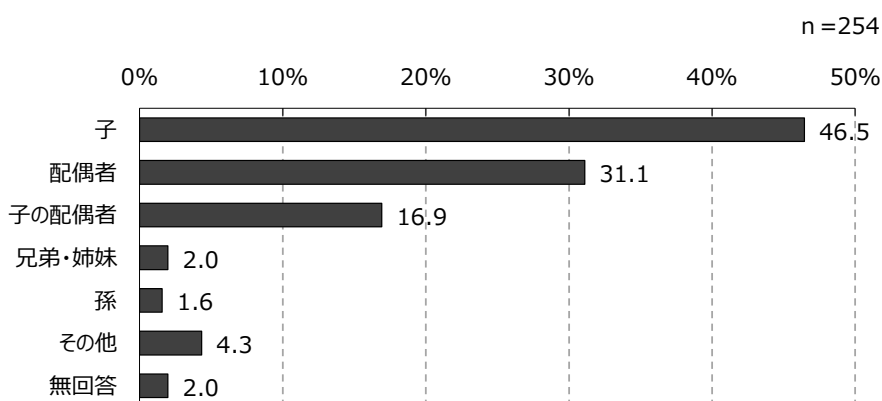
介護を受けている人の年齢は、「90 歳以上」が 27.2%で最も多く、「85～89 歳」が 27.0%、「80～84 歳」が 21.1%となっています。

▼ 介護を受けている人の年齢



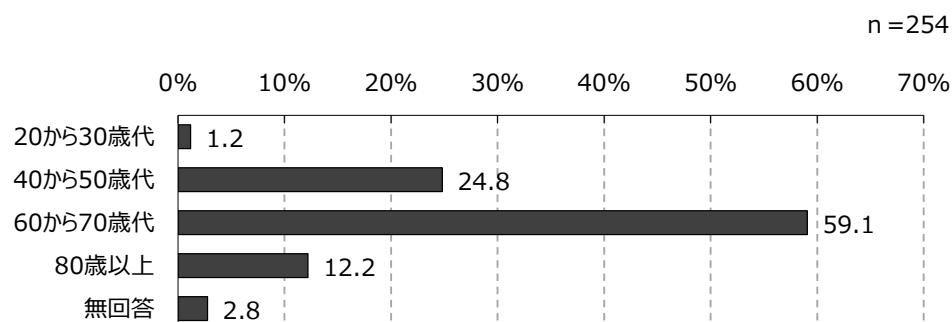
主な介護者の、本人との続柄は、「子」が 46.5%で最も多く、「配偶者」が 31.1%、「子の配偶者」が 16.9%となっています。

▼ 主な介護者の、本人との続柄



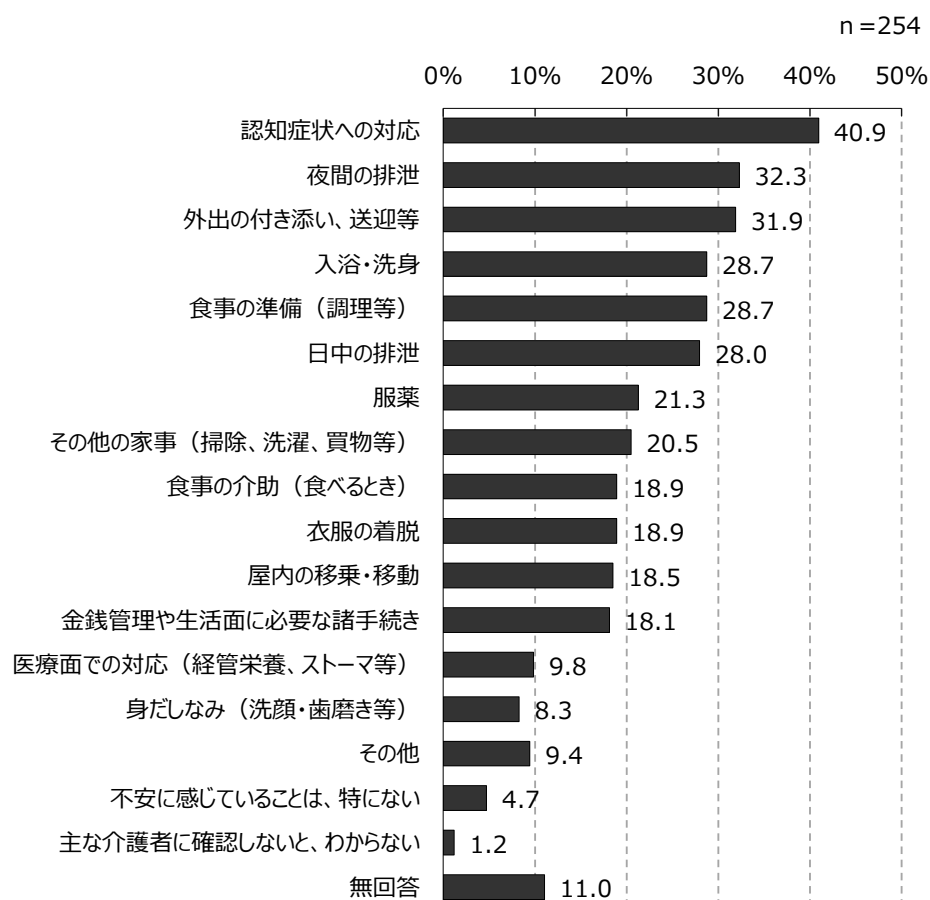
主な介護者の年齢は、「60 から 70 歳代」が 59.1%で最も多く、「40 から 50 歳代」が 24.8%、「80 歳以上」が 12.2%となっています。

▼ 主な介護者の年齢



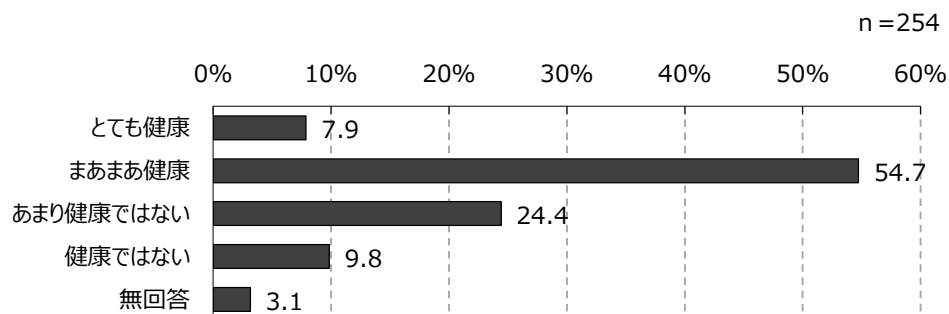
主な介護者が不安に感じる介護等は、「認知症状への対応」が 40.9%で最も多く、「夜間の排泄」が 32.3%、「外出の付き添い、送迎等」が 31.9%、「入浴・洗身」「食事の準備（調理等）」が 28.7%となっています。

▼ 主な介護者が不安に感じる介護等（MA）



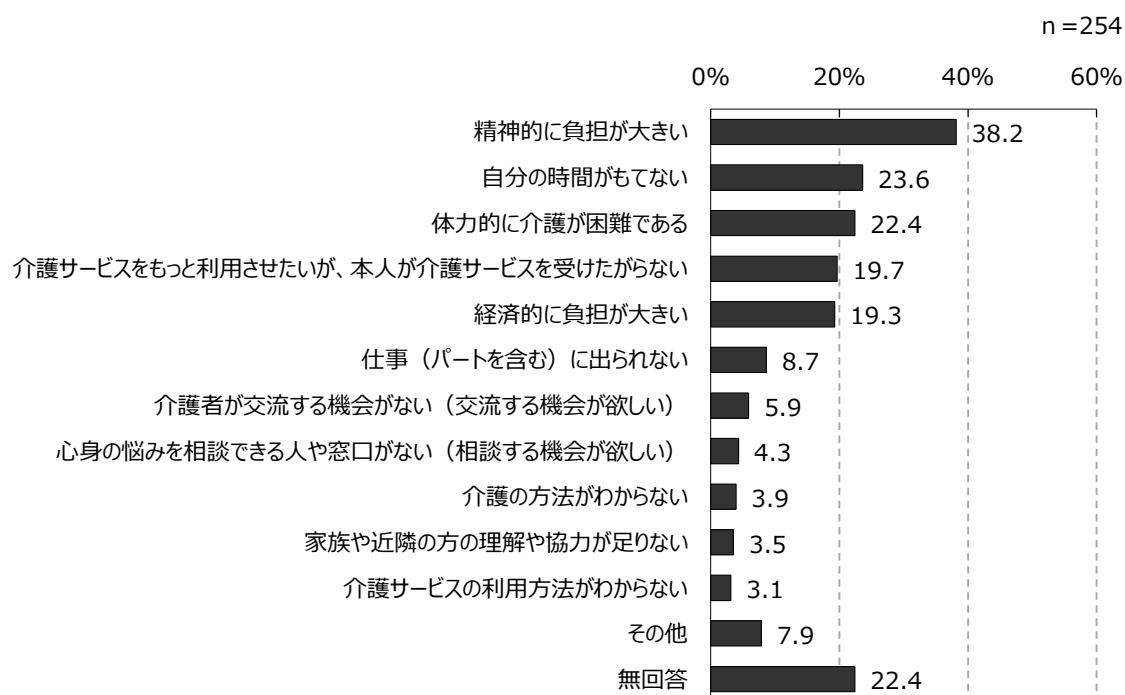
主な介護者自身の健康状態は、「まあまあ健康」が54.7%で最も多く、「あまり健康ではない」が24.4%、「健康ではない」が9.8%となっています。

▼ 主な介護者の健康状態（MA）



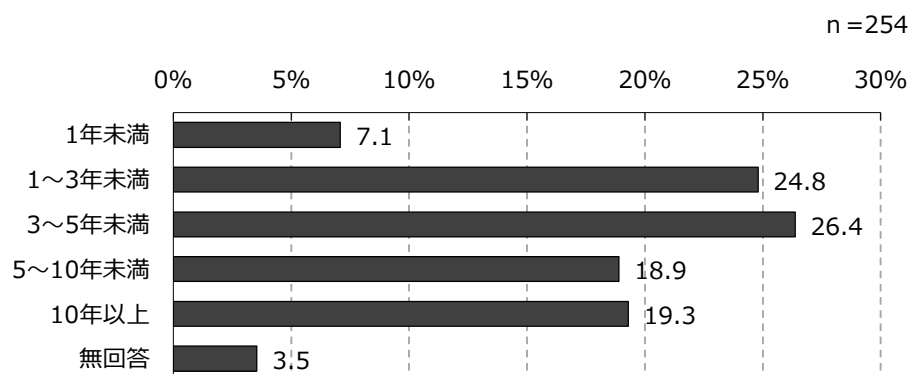
主な介護者が介護を行う上で困っていることや望んでいることは、「精神的に負担が大きい」が38.2%で最も多く、「自分の時間がもてない」が23.6%、「体力的に介護が困難である」が22.4%となっています。

▼ 主な介護者が介護を行う上で困っていることや望んでいること（MA）



主な介護者の介護歴（年数）は、「3～5 年未満」が 26.4%で最も多く、「1～3 年未満」が 24.8%、「10 年以上」が 19.3%、「5～10 年未満」が 18.9%となっています。

▼ 主な介護者の介護歴



要介護認定者の在宅介護において、主な介護者は「子」と「配偶者」が多く、介護者の年齢は 60 歳以上が 7 割以上を占めています。介護を受けている人は後期高齢者が過半数であり、介護者が「子」であっても老老介護の状況が多くなっていることがうかがえます。

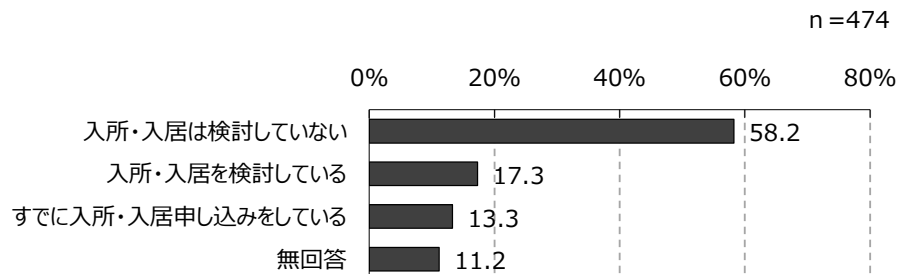
主な介護者が最も不安に感じる介護等は「認知症状の対応」、次いで「夜間の排泄」となっており、介護者がなかなか気の休まらない状況にあることも考えられます。介護者自身の健康状態は「あまり健康ではない」「健康ではない」を合わせて約 34% が健康状態に不安があり、困っていること等は「精神的に負担が大きい」との回答が最も多くなっています。また、長きにわたり介護を行っている介護者も少なくありません。

介護者自身の身体的な負担や、介護等に係る精神的な疲れに対する支援は引き続き重要であり、介護状態が長く続いている場合は特に注視する必要があると思われます。

●在宅介護の継続 ～現状は在宅継続が可能な状況、将来を見越す必要～

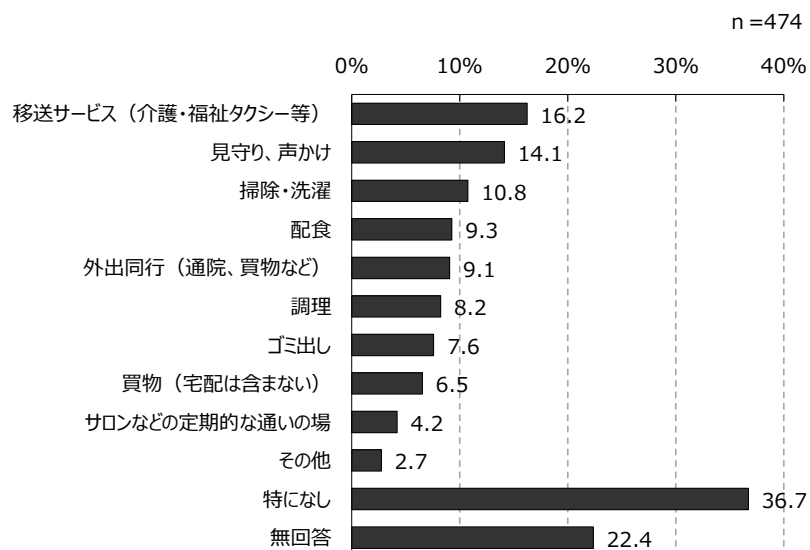
現時点での施設等への入所・入居の検討状況では、「入所・入居は検討していない」が58.2%となっています。

▼施設等への入所・入居の検討状況



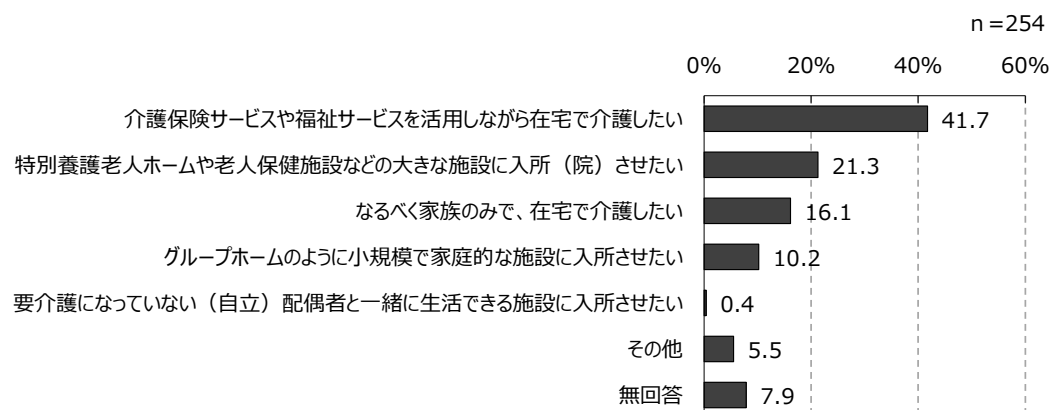
今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスは、「移送サービス」が16.2%、「見守り、声かけ」が14.1%、「掃除・洗濯」が10.8%、「配食」が9.3%となっています。また、「特になし」が36.7%で最も多くなっています。

▼在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス (MA)



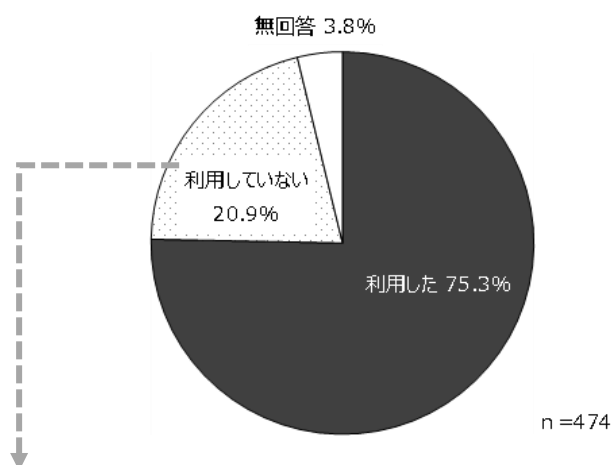
主な介護者の望む今後の介護は、「サービスを活用しながら在宅で介護」が41.7%で最も多く、「大きな施設に入所させたい」が21.3%、「なるべく家族のみで在宅介護」が16.1%となっています。

▼ 介護者の望む、今後の介護（MA）

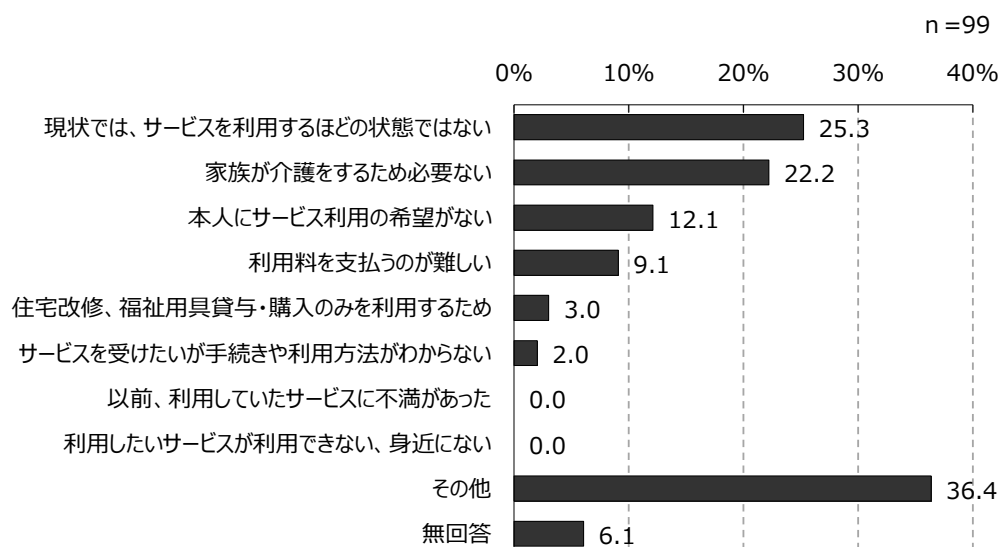


直近 1 か月の介護保険サービス（住宅改修、福祉用具貸与・購入以外）の利用状況では、「利用した」が 75.3%となっています。「利用していない」20.9%の人の理由は、「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が 25.3%、「家族が介護をするため必要ない」が 22.2%となっています。

▼ 介護保険サービス利用の有無



▼ 介護保険サービスを利用していない理由



施設等への入所・入居を検討していない人が多く、介護者の側も在宅介護の継続を望んでいます。

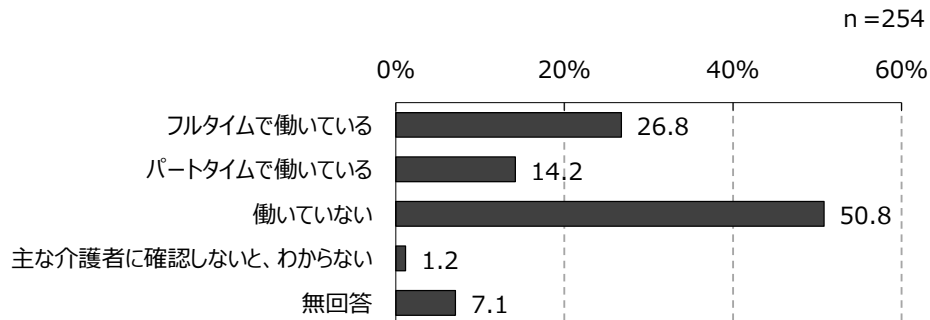
直近で介護サービスを利用していない人の多くは、現在サービスを利用するほどの状態ではない、あるいは家族が介護するから不要と回答しています。

在宅介護の継続は国の求める方向性であり、現在の平戸市では望ましい状況が維持されているともいえますが、今後、介護者の高齢化が進むと考えられるなかでは、在宅生活の継続のために要望の多かった移送サービス、見守り・声かけ、掃除・洗濯、配食、外出同行などの生活支援の充実を検討していく必要があります。

●介護者と就労 ～現状は在宅継続が可能な状況、将来を見越す必要～

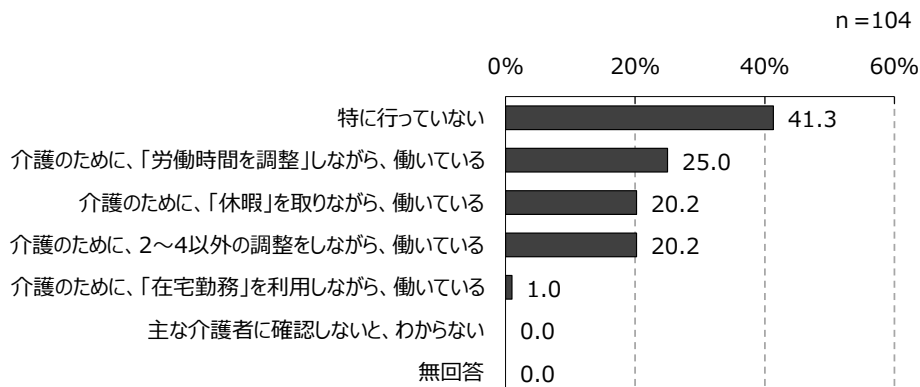
主な介護者の就労状況は「働いていない」が50.8%で最も多く、「フルタイムで働いている」が26.8%、「パートタイムで働いている」が14.2%となっています。

▼ 主な介護者の現在の勤務形態



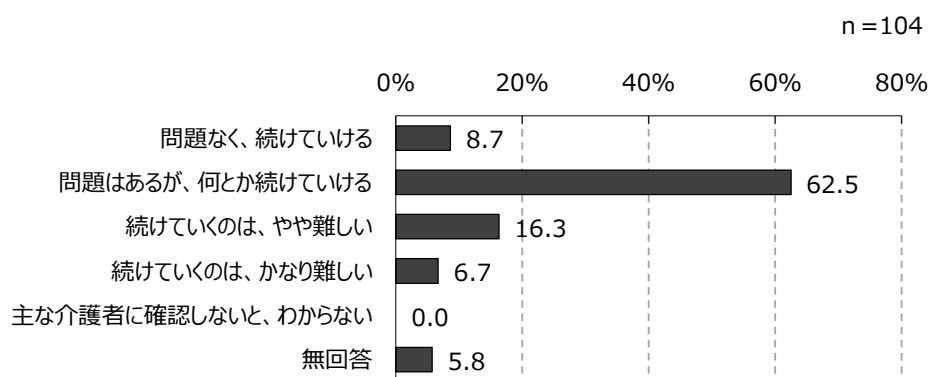
就労している主な介護者の、働き方の調整等は「特に行っていない」が41.3%で最も多く、「労働時間を調整」25.0%、「休暇を取りながら」「労働時間の短縮、休暇、在宅勤務以外の調整をしながら」が20.2%となっています。

▼ 就労している主な介護者の仕事の調整（MA）



就労している主な介護者の仕事と介護の両立は、「問題はあるが、何とか続けていける」が62.5%で最も多く、「続けていくのは、やや難しい」が16.3%となっています。

▼ 今後も働きながら介護を続けていけそうか



主な介護者の年齢の高さもあると思われますが、就労していない介護者が過半数となっています。

働いている介護者では、多くが仕事との両立を「何とか続けていける」としています。ただし、「続けていくのは、かなり難しい」との回答が6.7%、「続けていくのは、やや難しい」との回答が16.3%となっています。

介護のために仕事を離れる人をなくす、いわゆる「介護離職ゼロ」へ向けた取組を進めることが国の方針であり、働いている介護者が、「介護サービスの利用ができない」ことを理由に離職することにならぬよう、支援を考えていく必要があります。

(4)「サービス提供事業者調査」の主な調査結果

(1) 調査期間

2017 年 9 月 1 日～9 月 15 日

(2) 調査対象

市内の介護サービス提供事業者

(3) 調査方法

ヒアリングシートの配布・回収

(4) 回収状況

配付数	有効回収数	有効回収率(%)
20	16	80.0%

(5) 主な意見

▼ 事業運営で困難を感じること

- ◆ 平戸市は地形が複雑で道路事情も悪く訪問介護等の移動や通所の送迎にかなりの時間を要します。職員の人件費は移動時間にもかかってくるが、報酬上の算定がなされず、実質報酬単価が低くなることになり、待遇もあげられない。例えば 30 分の訪問に対し、往復 40 分かかることもあろうかと思う。このような場合に 30 分の単価で訪問後の記録等を加えると 1 時間 30 分の人件費がかかることになる。移動時間等に対する報酬評価を行ってもらうことで適切な事業運営が可能になるかと思う。介護職員の待遇改善のためにぜひ考慮していただきたい。
- ◆ 訪問介護の職員の確保が非常に難しくなっている。基準の緩和や報酬を上げるなどの対策が必要か考える。

（６）サービス種類別問題点・課題

▼ 居宅介護支援

- ◆ 介護支援専門員一人当たりの担当件数の上限が定められている。介護報酬のみでは、職員の雇用（賃金）を支給するとかなりの低賃金となる。資質の向上等高いレベルが求められる介護支援専門員を育成するには、報酬の引き上げが求められる。
- ◆ また、介護支援専門員が立案するプランで、要介護度（介護要因）が同じであっても、サービスの大きな格差が生じている。家庭環境にも違いがあるため一概に比較は出来ないが、もう少し介護支援専門員の公平中立性を重んじることが重要と考え、行政の指導を強化していただきたい。介護保険の無駄の削減にも繋がるものと思われる。
- ◆ 度島の住民は、サービス事業所がないために十分な介護サービスが受けられない。
- ◆ 総合事業についてが分かりにくい。総合事業のどの利用枠にすべきなのか、ケアマネジャーの判断に任せるとするのが責任が重い。
- ◆ 要支援の方で徐々に総合事業に移行され、業務が複雑になり、単価変わらず、負担が大きくなった。地域包括ケアシステム、地域ケア会議や関係会議等が多くなり、本来のケアマネジメント業務が追いつかない状況となっている。

▼ 訪問介護

- ◆ 介護支援専門員が作成したプランに沿って、サービスを提供しているが、要介護度（介護要因）が同じであっても、サービスの内容に大きなバラつきが見受けられる。適切なサービスの確立について、指針の策定等指導を強化していただきたい。
- ◆ サービスAについては、従来のように研修修了者（初任者研修、ヘルパー２級以上等）の明確な基準を撤廃している。その研修修了者の今後のスキルアップについては、事業所の判断に委ねるだけでこと足りるのが疑問である。
- ◆ 総合事業での利用時間が短縮される中、どれだけニーズにこたえられるか苦慮している。
- ◆ 人員不足のため、対応が難しいことがある。

▼ 訪問入浴介護

- ◆ 要介護度が高い方々がご利用するサービスである。入退院を繰り返す等利用見込みが立てづらい面がある。また、南北に長い本市は、移動距離に時間がかかる等効率が悪い面がある。住民の方々のご要望に応じサービスを提供するのは当然と考えるが、看護師等専門職員の確保や車両の購入は高額であり、また維持費も嵩んでいる。
- ◆ 移動時間が通常よりもかかることが多く、事業運営上コスト増の一因となっている。

▼ 訪問看護

- ◆ 若い職員の確保が難しい。
- ◆ 24 時間対応できる事務所を増やすべき。在宅生活を高齢者が送るうえで、医療を適切に受けられる環境の整備が必要。

▼ 通所介護

- ◆ 今年度より、要支援の方々が平戸市の事業に移行した。行政の説明では、比較的元気な方々に送迎を行い通所介護へ通っていただいていたのは、基本的にサービスとして過剰であったと説明を受けたが、サービスとして確立していたのは行政であり、それを過剰であったと事業者の説明をされても、なぜに過剰と判断したのか明確な説明は行われていない。要支援者の方々が通所介護を利用することにより、介護予防の観点から効果があった面が全くなかったのか科学的な検証もなされていないと判断できる。要支援の方々が通所介護を利用することにより、要介護に移行しない面があることを十分に理解していただきたい。
- ◆ 事業対象者の介護保険証の記載をはっきりしてほしい。実際に通所介護では、（要支援の人は地域支援事業の対象者になるが）要支援 2 と記載されているのは間違いやすいし、実際に請求等の時に間違った。出来れば、要支援 2 と記載しつつ別途に枠を作り【通所介護】は事業対象サービス項目を記載して頂ければ良いと考える。例 要支援 2 通所介護…事業対象・独自 2 の 1 回（A 61211）又事業対象・みなし 1 回（A 51111）等
- ◆ サービス提供者として、サービス内容は変えず提供しているが、行政の自立支援に向けてのサービス内容をどう移行してよいのかわからない。利用者へ満足していただくサービスになるのか？ 事故・ヒヤリリスクが増えるのではないかな？
- ◆ 専門職（看護師等）の確保が難しい。事務量も多く、書類の整理がなかなか出来ない。
- ◆ 総合事業へ移行し、平成 30 年の介護報酬の改定を考えると減収になることが想定され、サービスの質の向上のため、設備投資など行いたいと思っても難しいところがある。
- ◆ 地域密着通所介護で機能訓練加算を算定できるような環境を整えようとする人件費

で運営が厳しくなる。機能訓練は活動内容に入れていても算定していなければ、平成30年4月から減算対象になり結局運営が厳しくなる。

▼ 特定施設入居者生活介護

- ◆ 入居者の確保はなんとかできているが、働き手が不足している。現実問題として介護職員も50歳代が多く、20代・30代がいない。募集しても集まらない。行政で介護職の斡旋等をしたりすることができないのかなと思っている。

▼ 小規模多機能型居宅介護

- ◆ 地域包括支援を実現するためには小規模多機能型居宅介護は必要不可欠だが、小規模多機能型居宅介護は地域密着型サービスのため、公募があれば検討する。

▼ 介護老人保健施設

- ◆ 介護老人福祉施設への入所待ちの方が入所されているが、数年待ちの状況である。（在日数に比例）地域性もあるが、在宅復帰といっても現実には厳しい部分も多い。要介護4～5の入所者の比率も高くなっている。

（7）市への要望・意見

- ◆ 居宅介護支援事業所（介護支援専門員）は、ケアプランを立案することを業としている。しかし、裏を返せば、介護支援専門員の裁量により、サービスを増加・減少することができる。ケアプランは、一体だれのものか？ 利用者が納得できるプランでなければならない。ケアプランの適正化に平戸市は力を入れるべきであり、適正な介護保険財政になると思われる。

訪問介護サービスについても（介護支援専門員への意見と重複する部分があるが）、介護支援専門員のプランにより、自立している方が過剰なサービスを受けているケースが見受けられる。適正なサービスの構築を求めたい。

通所介護事業においては、通所に通うことにより、元気になれる方もたくさんいる。それは、身体的な部分もあるが、精神的（メンタル）な面も大きく左右している。しかしながら、自立した方々が増え、要介護の方が認定更新で要支援に認定された場合、また非該当となった場合は、サービスが受けられなくなる場合がある。当然、元気になったのだから、サービスを受ける必要がないと判断されるが、事業所は収入減となる。意図的に自立を促さないケースもある。適正にサービスを行っている事業所への適正な判断を求める。

- ◆ 2018年度介護保険制度改正・介護報酬改定では、高齢者の自立支援の推進にインセンティブを設けることが検討されている。既に幾つかの自治体では独自のアウトカム評価

を行い、状態像を改善させた事業所に報奨金などを付与しているところもあるが、平戸市は今後ふると納税のように、地域包括ケアシステムの先進地を目指してほしい。

- ◆ 介護職の人材育成だけでなく、専門職等の人材育成を考えて頂きたい。施設を作るばかりではなく、在宅でも安心して生活できる、24 時間対応の訪問看護・介護の設備をお願いしたい。
- ◆ 介護職員の確保のための協力体制を整えてほしい。特に若い人が介護職員として平戸市に残ってくれるように。給与の面からみても、社会福祉法人・民間企業での差があり、民間企業が選ばれにくくなっていると思う。
- ◆ 今ある事業所を今後も平戸市内に残すためには事業所間で敵対したり利用者や職員を「とった・とられた」と言い合ってる状況を変え、横の連帯を図れる仕組みを作るべきだと思う。人口は減り、働き手も減る、介護に魅力を感じる人・若者がいない。特に介護に魅力を持つ事ができない理由には、給与と介護事業所の努力が足りていない。給与が低い、職場の人間関係が大変、仕事の楽しさが分からない、目標を見つけられない。介護事業所として職員を「人」として大切に、人間的成長に力を注ぐかでも介護現場の魅力は変わるのではないと思う。

事業所間の敵対などは、新規の建物を増やさず、今ある施設や建物を有効活用すべきだと思う。

介護ロボット導入の支援や平戸市モデルの介護ロボットを作っていく事も必要だと思う。ICT や AI の専門事業と介護業者が平戸市民の生活にあった仕組みを作る事は可能だと思う。外国労働者に関しても絶対に必要です。1 法人で外国人を雇用する事はリスクが高いので、いくつかの法人や平戸市として外国人労働者を派遣する企業を設立してみてはどうか？

- ◆ まごころサービス事業において、シルバー人材会員を利用されていくようだが、高齢者や障害者等とトラブル等が生じた時にどう対処されるのか、窓口はどこなのか？ 分からないので明確にしてほしい。
- ◆ 高齢者及び家族への介護事業の説明を分かりやすく、また幅広く伝えてほしい。また、伝える際には様々なタイプの特色を持った事業所があるということを伝えてほしい。

Ⅲ

計画の基本的な考え方

- 1 平戸市がめざす高齢社会像
- 2 基本方針
- 3 施策体系
- 4 日常生活圏域の設定

1 平戸市が目指す高齢社会像

「平戸市総合計画」では、まちづくりの基本理念を具体的にイメージする、目指すまちの将来像として「夢あふれる 未来のまち 平戸」を掲げています。

「夢あふれる」とは、高齢者が夢を持ち、自分らしさを発揮しながら日々を過ごせるよう、高齢者自身の社会参加を促し、地域の様々な主体が協力して高齢者を支え、自立支援を推進していこうという地域包括ケアシステムの考え方にも通じます。

また、「未来のまち」は、歳を重ねても、安心して自分らしく暮らし続けられるような平戸市をつくろうという宣言でもあり、高齢者福祉の目指すところに通じます。

このことから、本計画において目指す高齢社会像は、地域包括ケアシステムの構築により、高齢者がいつまでもいきいきと暮らせる地域づくりを目指すという意味合いで、第5期より継承してきた「一人ひとりの高齢者が、『自分らしさ』を発揮しながら生涯『自分らしく』暮らし続けることができるまち」を引き継ぐこととします。

「平戸市総合計画」における目指すまちの将来像

夢あふれる 未来のまち 平戸



高齢者が
夢をもち
自分らしさを
発揮できるまち



歳を重ねても
安心して
自分らしく
暮らせるまち



平戸市が目指す高齢社会像

一人ひとりの高齢者が、
「自分らしさ」を発揮しながら
生涯「自分らしく」
暮らし続けることができるまち

2 基本方針

高齢者保健福祉施策については、今後認定者の増加が予想される中、要介護の状態を少しでも改善させる「重度化防止」、さらに、元気な高齢者を介護認定者にさせない「介護予防」の施策を展開するとともに、地域の高齢者、一般市民、介護者を貴重な「人財（人的資源）」と捉え、地域ニーズに適した高齢者同居世帯への支援や高齢者の生きがいづくりを推進する仕組みづくりに努めます。

介護保険事業計画では、第6期計画において開始された地域包括ケアシステム構築をより深化・推進させるよう、在宅医療と介護の連携や認知症高齢者への対応など、介護（介護予防）給付による事業のみならず介護予防・日常生活支援総合事業などの地域支援事業において総合的に進め、平戸市ならではの地域づくり・まちづくりを実施する計画とします。

以上の考え方にに基づき、基本理念を実現するための基本方針として以下の3点を掲げ、これらに基づき事業を展開していきます。

基本方針 1 高齢者を支える地域づくり

基本方針 2 介護予防・日常生活支援の推進

基本方針 3 介護サービスの充実

3 施策体系

目指す高齢社会像

一人ひとりの高齢者が、「自分らしさ」を発揮しながら
生涯「自分らしく」暮らし続けることができるまち

基本方針 1 高齢者を支える地域づくり

基本方針 2 介護予防・日常生活支援の推進

基本方針 3 介護サービスの充実

高齢者福祉施策の方向性

- 1 健康づくりの推進
- 2 生涯学習・スポーツの推進
- 3 社会参加の推進
- 4 生活支援サービスの充実
- 5 権利擁護の推進
- 6 安全・安心のまちづくり
- 7 介護事業者および介護者への支援

地域支援事業の充実

- 1 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- 2 包括的支援事業
- 3 任意事業

地域包括ケアシステムの深化・推進

- 1 高齢者の居住環境の整備と地域資源の有効活用
- 2 日常生活圏域と地域包括ケアシステムの方向性

第7期介護保険事業の推進

- 1 第7期計画期間における高齢者等の推計
- 2 個別サービスに関する実績と今後の見込み
- 3 介護保険事業費用の見込み
- 4 介護保険料の算定

計画の推進に向けて

- 1 サービス提供体制の確保
- 2 関係機関との連携
- 3 計画の進行管理と評価・点検

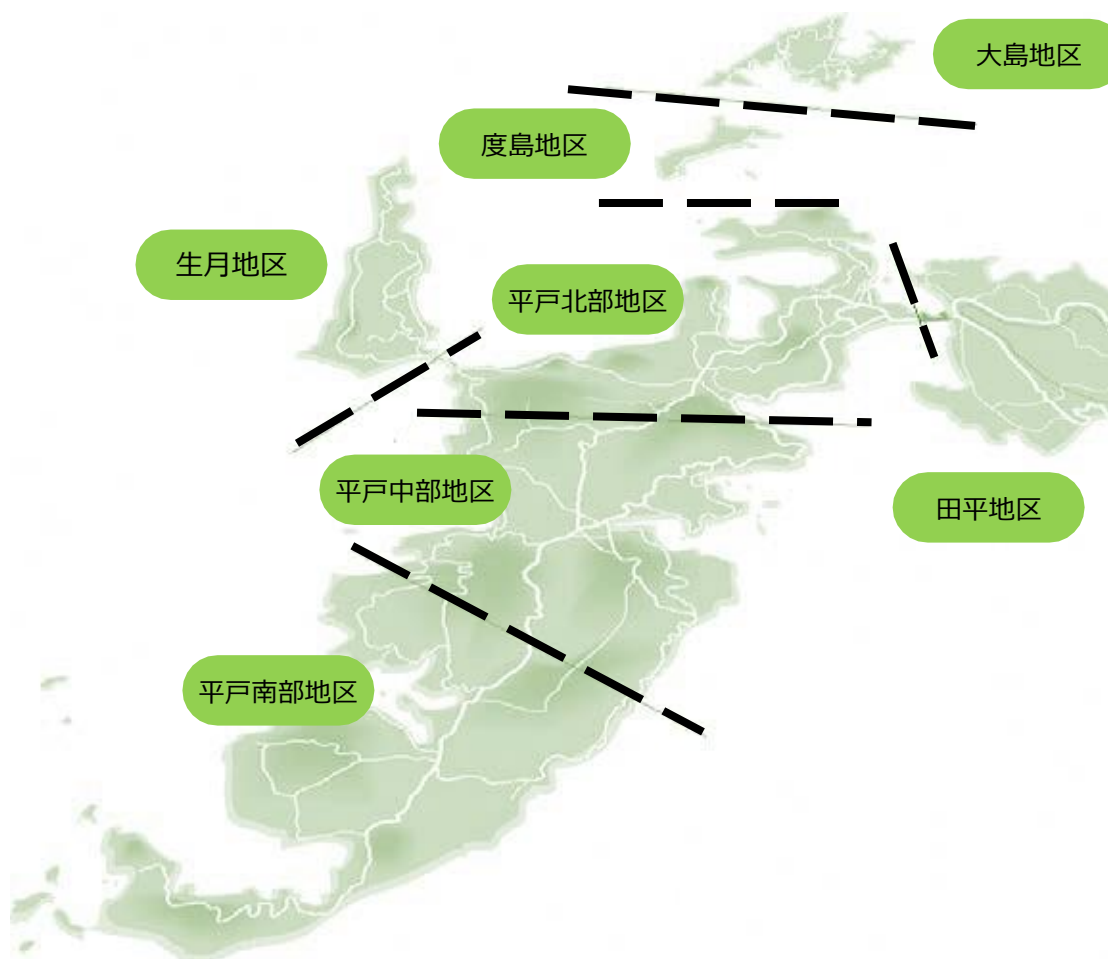
4 日常生活圏域の設定

「日常生活圏域」とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続しながら、きめ細かく多様なサービスが受けられるよう、地理的条件、人口・交通その他の社会的条件、介護サービス提供施設の整備などを総合的に勘案して定める区域のことです。

平戸市では、第6期の介護保険事業計画において、地域包括ケアシステムの確立に向けた具体的な施策の実施と事業を行う範囲として第5期における圏域（6圏域）の見直しを行い、度島地区を平戸北部圏域から独立させた市内7圏域の設定を行い地域包括ケアシステムを推進してきました。

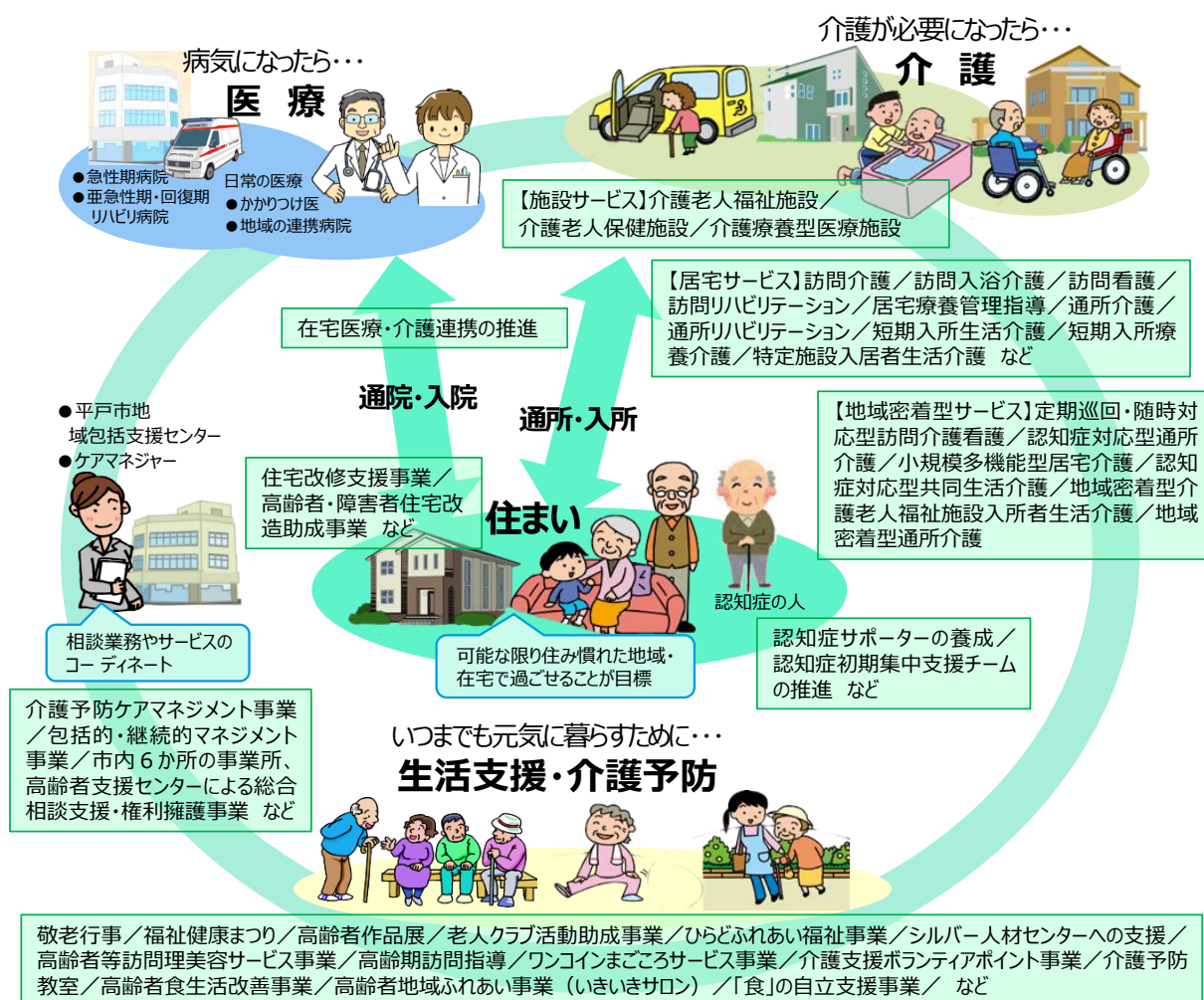
この7圏域設定は、市の最上位の計画である「平戸市総合計画」でも同様となっており、本計画の第7期においても第6期と同じく7圏域で地域包括ケアシステムの構築推進に努めます。

▼ 日常生活圏域



5 平戸市の地域包括ケアシステム構築イメージ

地域包括ケアシステムの5つの構成要素（住まい・医療・介護・予防・生活支援）に沿って、本計画中の主な施策を示すと下図のようになります。



各 論

IV

高齢者福祉施策の方向性

- 1 健康づくりの推進
- 2 生涯学習・スポーツの推進
- 3 社会参加の推進
- 4 生活支援サービスの充実
- 5 権利擁護の推進
- 6 安全・安心のまちづくり
- 7 介護事業者および介護者への支援

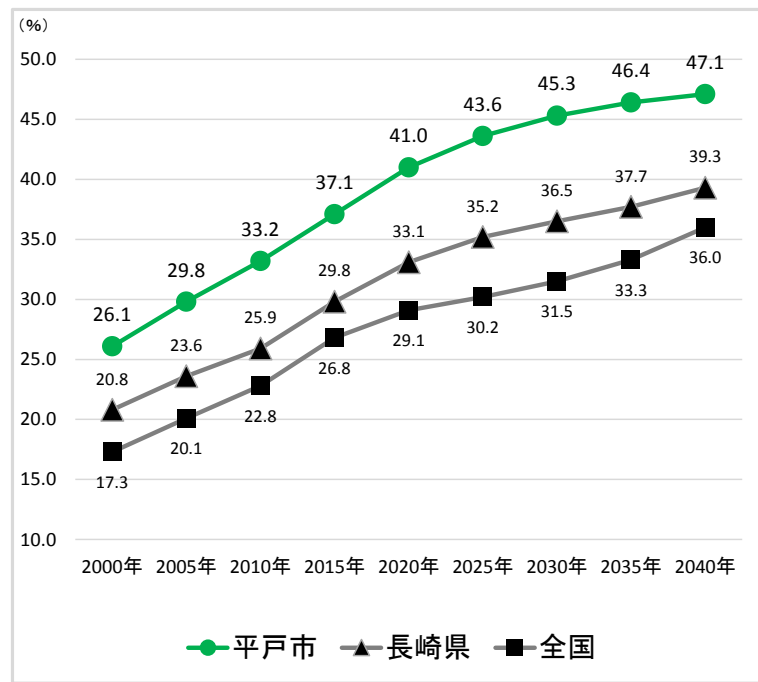
高齢者福祉施策の視点

高齢化率が全国平均、県平均と比べ 10 年以上早い水準で推移している平戸市では、いち早く生活支援、介護予防新体制の充実、強化を図る必要があります。

これまで以上のスピード感をもって、高齢者の社会参加、生きがいづくり、何らかの支援を必要とする高齢者へのサービス提供体制の整備、権利擁護事業の充実などを、地域住民、ボランティア、老人クラブ、いきいきサロン、各福祉団体との連携により推進していきます。

全国では、2035 年に高齢化率が 33.3%に達すると予測されています。これに対し、長崎県ではほぼ同水準の 33.1%となるのが 2020 年と予測され、平戸市においては 2010 年の段階で 33.2%となっています。

【高齢化率の推移（全国・長崎県との比較）】



総務省「国勢調査」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

地域包括ケア「見える化」システムより取得

1 健康づくりの推進

(1) 敬老行事

内 容	● 毎年、9月1日現在において 75 歳以上の方を対象に敬老行事を開催した自治会等に交付金を支給しており、長寿を祝福するとともに、各自治会等における敬老行事開催の支援となっています。今後も事業を継続し、全地域で敬老行事が開催されるよう支援を行います。なお、協働事業として位置づけられているため、引き続き地域協働所管課との調整を図りながらまちづくり交付金事業へ移行していきます。 ● 将来は、介護施設において開催される分のみ実施することとなる予定です。					
	実績			目標		
	2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
実人数（人）	5,901	4,657	2,415	1,700	1,200	200
回数（回）	77	66	30	21	19	7

(2) 敬老祝金・長寿祝金

内 容	● 喜寿、米寿、百寿の節目祝の方に対し、祝金を支給することで敬老の念を伝えており、今後も継続する必要性があります。平均年齢が喜寿年齢（77 歳）を超えており、また年々対象者は増加すると見込まれているため、対象年齢や支給金額の見直しを検討します。					
	実績			目標		
	2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
77 歳人数	496	424	429	470	440	420
88 歳人数	267	268	241	270	280	290
100 歳人数	15	17	15	15	20	20

(3) 福祉健康まつり

内 容	● 福祉団体、福祉施設等が参加した福祉健康まつり実行委員会により、文化センターを会場として開催しており、作品展、ふれあいコーナー、売店・呈茶コーナー、各種相談コーナー及び福祉関係の講演を実施します。 ● 高齢者、障害者、児童等が地域社会あるいは家庭において、温かくふれあいがあり、健やかでやさしさのある福祉のまちづくりを推進します。					
	実績			目標		
	2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
参加者数（約 人）	3,500	3,500	4,300	3,800	3,800	3,800

(4) 健康づくり推進協議会

内 容	● 健康増進、母子保健、予防接種など保健事業についてあらゆる角度から審議するための有効な場として、今後も実施します。					
	実績			目標		
	2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
実人数（人）	15	15	15	16	16	16
回数（回）	1	1	1	1	1	1

2 生涯学習・スポーツの推進

(1) 生涯学習の推進

内 容	● 社会教育・生涯教育関連機関と連携して、高齢者を含む市民を対象とした生涯学習に関する情報を提供しています。また、高齢者の各種グループを対象に市民ボランティアや市職員が講師として出向き講義を行っています。今後は、出前講座を利用するだけでなく、自分の経験や技術、知識を地域で活かしていただくために、市民講師としての登録を推進します。					
	実績			目標		
	2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
実人数（人）	1,230	1,224	1,600	1,800	2,000	2,000
回数（回）	61	78	99	100	100	100

(2) 高齢者作品展

内 容	● 高齢者の多年にわたる趣味や芸術を活かし、生きがいと敬老精神の高揚を図るため、年に1回「福祉健康まつり」において、希望者の創作品を公開展示しています。 ● 長年の趣味が生きがいづくりにつながるよう、今後も例年の参加者だけでなく、その他の市民を巻き込んだ事業展開が図られるよう継続して実施します。					
	実績			目標		
	2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
出品団体数	11	11	11	11	11	11

(3) 高齢者スポーツ大会への参加支援

内 容	● 関連機関が連携して、高齢者の体力や運動能力に応じた軽スポーツや、世代間交流が可能なスポーツの普及を推進します。 ● ゲートボール、ペタンク、グラウンドゴルフの3種目については、予選会を開催後、ねんりんピック県大会へ出場しています。高齢者の良き目標や生きがいづくり、高齢者相互の交流親睦等に大きな役割を果たしており、今後も継続して実施します。 ● 参加者が高齢化しており、新たな参加者の呼び込みについて検討します。					
	実績			目標		
	2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
参加者数（人）	37	41	42	50	50	50
競技数（競技）	6	10	8	8	8	8

3 社会参加の推進

(1) 老人クラブ活動助成事業

内 容	● 高齢者の教養の向上、健康の増進、生きがいづくり、及び地域社会との交流などを図っていますが、クラブ数、会員数の減少が続いています。 ● 役員などの担い手の育成支援や老人クラブ加入促進の啓発を行うなど、クラブ数・会員数の増加、加入率の向上に取り組み、円滑な活動を行えるよう支援していきます。					
	実績			目標		
	2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
クラブ数（団体）	62	62	57	57	58	58
会員数（人）	3,149	3,153	2,885	2,900	2,930	2,930

(2) ボランティア活動の推進

内 容	● 高齢者が興味を持ってボランティア活動に取り組むことができるよう、市が指定する介護関連施設で介護予防として、ボランティア活動をする場合に、ポイントを付与し、ポイントに応じて換金するボランティアポイント制度の推進を図ります。 ● 関係課及び関係機関並びに平戸市社会福祉協議会で推進している平戸市ボランティア協議会をはじめする各ボランティアグループと連携を深め、さまざまな体験プログラムを提供できる仕組みづくりを進めます。
-----	---

(3) ひらどふれあい福祉事業

内 容	● 高齢者の福祉活動の促進、快適な生活環境の形成及び保健福祉の増進を図るための事業を行う民間団体等へ、ひらどふれあい福祉基金を有効活用し、補助金の支給を行います。					
	実績			目標		
	2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
件数（件）	8	1	1	2	2	2

(4) シルバー人材センターへの支援

内 容	● 新規会員の加入が伸び悩む中、高齢の会員が脱退しており、会員数は年々減少傾向で、就業延べ人員、受注件数、契約金額とも横ばい状態となっています。就労を希望する高齢者に対して就労機会の拡大に取り組むなど、今後とも同センターの健全な発展のための支援を行い、就業の場の開拓及び会員確保に協力していきます。					
	実績			目標		
	2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
会員数（人）	265	249	245	252	260	268
受注件数（件）	2,441	2,453	2450	2500	2550	2600

(5) 交通弱者対策

内 容	● 自動車中心の社会において移動を制約されやすい立場にある高齢者等が、自由に外出や社会参加でき、生活圏、行動圏が広げられるよう交通弱者対策を推進します。
-----	--

4 生活支援サービスの充実

(1) 制度の周知・サービスの情報提供

内 容	● 介護保険サービスや高齢者福祉サービスを効果的に活用していくためには、市民に制度・サービスをよく知ってもらうことが大切になります。高齢者にわかりやすい説明を行うため、制度・サービスの趣旨・内容に関する普及啓発を行っていきます。 ● 説明会のほか、広報やホームページ、パンフレット、防災行政無線等を活用し、情報の周知に努めます。あわせて、サービス事業者からの情報提供内容の確認・指導に取り組みます。
-----	--

(2) 高齢者等訪問理美容サービス事業

内 容	● 高齢者及び心身の障害、傷病等の理由により理美容院に出向くことができない方に対しては、理美容業者が居宅、老人福祉施設又は、介護保険施設に赴くことで快適な生活の定常に寄与します。 ● 本計画においても継続して行い、制度の周知と利用者数の増加を図ります。					
	実績			目標		
	2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
件数（回）	110	140	160	170	180	190

(3) 福祉通信機器等貸与事業

内 容	● 1人暮らしの高齢者に対し、緊急通報装置を貸与することにより、緊急時における救急車要請等の対応をします。また、月1回の安否確認及び日常生活の心配事・悩み事等の相談にも対応し、対象者が安心して在宅生活を送ることができるよう事業を実施します。 ● 平戸市保有の福祉電話貸与については、民間業者に安価な電話加入権を入手できるサービスがあるため、新規の受付は行っていません。今まで利用されている方々に対して、今後も継続して実施していきます。					
	実績			目標		
	2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
貸与台数（台）	355	323	317	330	330	330
自治体保有台数（台）	9	4	4	4	4	4

※台数は毎年度3月末時点の数値

(4) 在宅寝たきり高齢者等介護見舞金支給事業

内 容	● 在宅で日常介護をしている家族に対して、介護の労をねぎらうことを目的に見舞金を支給します。					
	実績			目標		
	2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
支給人数（人）	52	46	49	50	50	50

(5) 訪問指導

内 容	● 市内に住所を有する在宅の一人暮らし高齢者等で日常生活を営むのに支障があるものに対し、在宅看護師が訪問し日常生活に対する支援及び指導、保健・福祉・医療の各種サービスの情報を提供することにより、必要時適切なサービスを活用し安心して地域で生活できるよう支援します。					
	実績			目標		
	2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
実利用者数（人）	42	40	33	40	40	40
延べ利用者数（人）	402	340	276	360	360	360

(6) 離島地区への対応

内 容	● 2009 年度から実施している要介護・要支援認定者のサービス利用に係る渡航費助成事業を継続して行い、サービス利用を促進することで、サービス提供事業者の参入を促進し、離島と本土との格差是正を図ります。					
	実績			目標		
	2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
実利用者数（人）	71	94	85	87	89	90

(7) ワンコインまごころサービス事業

内 容	● 高齢者の電球の交換や買物など簡易な日常生活の困りごとに対して、シルバー人材センターが仲介となり、会員が1件につきワンコイン（100 円）でお手伝いをします。 ● 利用件数の伸びだけでなく、利用者実数を増やせるよう、広報誌などの媒体を使い周知を図っていきます。					
	実績			目標		
	2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
実利用者数（人）	48	81	80	90	90	90
利用件数（件）	679	1,453	1,500	1,600	1,600	1,600

(8) 平戸市高齢者見守りネットワーク事業

内 容	● 地域の中で、一人暮らし高齢者や要援護者などの見守りが必要な高齢者等に対して、自治会や民生委員・児童委員をはじめ、民間の郵便配達員や見守りサポーターなどさまざまな地域資源と連携し、見守り体制の整備を行っています。 ● 今後、本体制を維持しながらも、見守りサポーターによる個別の見守り案件については、生活支援体制整備事業として、地域住民等での見守り体制を推進していきます。					
	実績			目標		
	2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用人数（人）	17	13	11	10	10	10

(10) 介護支援ボランティアポイント事業

内 容	● 高齢者の社会参加、生きがいをづくりと介護予防及び地域のボランティアを推進し、いきいきとした地域社会を築くことを目的とし、活動を行っている方にポイントを付与し、ボランティア活動を奨励します。 ● 65 歳以上の高齢者が対象でしたが、2017 年度から 20 歳以上に年齢枠を広げ事業展開しています。高齢者だけでなく若年層のボランティア活動も推進していきます。					
	実績			目標		
	2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
登録者数（人） ＜65 歳以上＞	219	267	317	330	350	370
登録者数（人） ＜20 歳～64 歳＞	-	-	30	50	60	70
支給人数（人） ＜65 歳以上＞	104	175	249	280	300	300
支給人数（人） ＜20 歳～64 歳＞	-	-	25	40	50	60

5 権利擁護の推進

(1) 日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用促進

内 容	● 判断能力の低下が見受けられる高齢者等も住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、権利擁護に関する各種支援制度を利用することで、資産管理や身上監護が可能となり、高齢者の権利の擁護とつながっています。広報ひらどへの掲載や、成年後見制度、日常生活自立支援事業についての周知や研修会を開催する等の周知啓発を行っており、今後も継続して、利用促進に努めます。 ● また、現在「法人後見」を受任している社会福祉協議会と連携し、成年後見申し立てが難しい方々の利用についても円滑な対応が図れるよう、相談窓口としての機能を強化するとともに、広報ひらどの活用や各高齢者支援センターの総合相談事業（市委託）等から対象者に対する制度説明を継続して行います。
-----	---

(2) 高齢者虐待防止ネットワークの構築

内 容	● 高齢者が居住する地域の介護事業所、高齢者支援センター、警察署等と連携し事例に対応しています。 ● 対応が難しい事案が多く、福祉・保健・医療・警察等の関係機関によるネットワークを構築し、虐待の早期発見・早期対応が取れる体制を構築・強化します。					
	実績			目標		
	2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
実人数（人）	5	1	6	5	5	5

6 安全・安心のまちづくり

(1) 高齢者の消費者被害未然防止への取組

内 容	● 高齢者を対象とした詐欺や悪質商法の手口について、広報や出前講座・研修会等により情報提供していきます。 ● 今後、消費生活センターと連携するとともに、警察・社会福祉協議会・民生委員など、関係者を含めた体制づくり、広報活動の充実に取り組みます					
	実績			目標		
	2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
実人数（人）	21	374	37	180	180	180
回数（回）	1	7	2	6	6	6

(2) バリアフリー化の推進

内 容	● 年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、高齢の方や障害のある方などできるだけ多くの人が利用しやすい環境を構築していくというユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、関係各課と連携し、公共施設等のバリアフリー化を順次推進していきます。
-----	---

(3) 交通安全対策

内 容	● 老人クラブや地域等における交通安全啓発・指導を実施していきます。あわせて、高齢者や障害者に対し、安全・安心な道路標識となるよう、警察・自治会・関係機関等と連携し計画的に整備を図っていきます。					
	実績			目標		
	2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
実人数（人）	40	36	40	40	40	40
回数（回）	2	2	1	1	1	1

(4) 要援護者ネットワークシステムの運用

内 容	● 一人暮らしの高齢者や障害のある人等の避難するときに支援を必要とする人を各嘱託員を通じて挙手制で要援護者ネットワークシステムに登録しています。 ● 登録者名簿を各嘱託員及び民生児童委員配布しており、緊急時には消防機関、県警察、自主防災組織へ情報提供するほか、平常時に名簿を基に、見守りや声かけなどを行うよう、システムの有効的運用に努めます。					
	実績			目標		
	2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
登録人数（人）	415	412	367	360	360	360

(5) グループホーム等における防犯・防火体制整備の強化

内 容	● 自力での避難が困難な高齢者の火災への不安を軽減し、安全に安心して施設を利用できるように、グループホーム等の小規模社会福祉施設に対して、スプリンクラーなどの消防設備の設置を指導するとともに、国・県の制度を活用して整備を促進します。 ● 東日本大震災を教訓に、今後は地震、土石流災害等に対応した安全対策の実施が急務です。あらゆる災害を想定した安全対策の実施に努めます。 ● 不審者の侵入防止など防犯体制整備の強化に努めます。
-----	--

7 介護事業者および介護者への支援

(1) 介護職人材確保支援事業

内 容	● 介護事業者等において、未就職卒業者、離職求職者等を雇用し、介護補助業務に従事させるとともに、資格習得のための養成講座等を受講させることにより、介護人材の養成、定着を図ることを目的として支援します。					
	実績			目標		
	2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
雇用者数（人）	3	4	3	5	5	5

(2) 介護離職ゼロへ向けた取組

内 容	● 国の掲げる介護離職ゼロへ向けての取組（介護サービスが利用できずやむを得ず離職する人をなくすとともに、特養入所が必要であるにもかかわらず自宅待機する高齢者を解消する）に沿い、平戸市の実情に応じた高齢者本人及び家族への支援を推進します。 ● アンケート調査では、主な介護者の約半数が就労しておらず、就労している介護者の約7割が仕事との両立が可能と回答しています。施設への入所待ち人数は少ない状況ですが、介護を要する人（要介護3以上）の全てを施設入所へと進め、それに合わせた施設整備を行うよりも、施設入所が必須かどうかの判断も含めた介護予防ケアマネジメントを適切に行い、ショートステイの活用などにより可能な限り住み慣れた地域での在宅介護の継続を推進する方向で地域資源の有効利用を追求します。
-----	---

V

地域支援事業の充実

- 1 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- 2 包括的支援事業
- 3 任意事業

地域支援事業の視点

地域支援事業は、早い段階から高齢者ができる限り自立した生活を送れるよう支援することで、要支援や要介護状態の予防やその重度化防止と改善を図ることを目的とするもので、介護保険の基本理念を徹底する事業としても位置づけられています。

国の設定した基準により制度運営・提供される介護給付・予防給付のサービスに対し、平戸市が実施責任の主体となり、地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを行って提供していくものであり、平戸市の実情に即した、より身近なサービス提供やその提供体制づくりを進めていきます。

地域支援事業は、高齢者の介護予防、また要介護状態等となった場合でも、可能な限り地域において自立した日常生活を送ることができるよう支援することを目的として 2006 年度に創設されたものです。

【戸市の地域支援事業の構成】

地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業

(要支援 1～2、それ以外の者)

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・訪問型サービス
 - ・通所型サービス
 - ・生活支援サービス（配食等）
 - ・介護予防支援事業（ケアマネジメント）
- 一般介護予防事業

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
- 権利擁護支援の推進（成年後見制度利用推進等）
- 地域ケア会議の充実
- 在宅医療・介護連携の推進
- 認知症施策の推進
（認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員の設置 等）
- 生活支援の体制整備
（生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置 等）

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 徘徊高齢者家族支援事業
- 家族介護支援事業
- 「食」の自立支援
- その他の事業

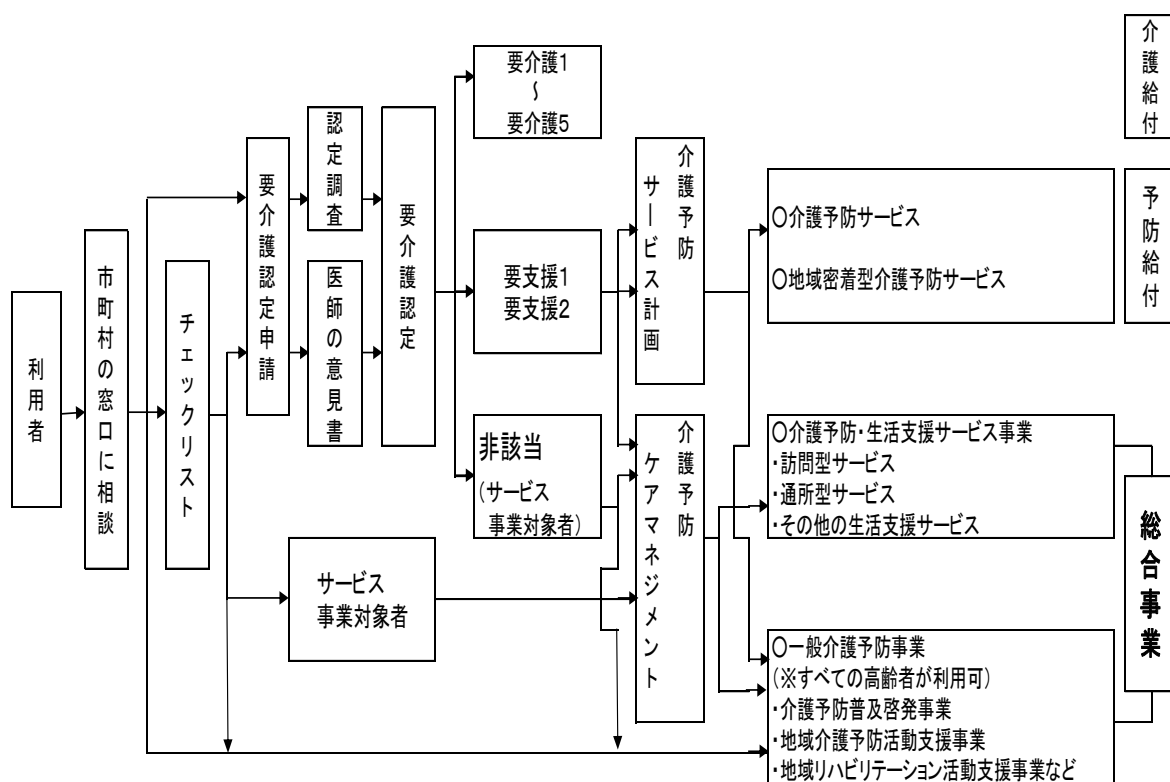
1 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

(1) 介護予防・生活支援サービス

①介護予防・生活支援サービス事業

内 容	● 訪問型・通所型サービス（運動・口腔・栄養改善事業等を含む）要支援1・2の対象者への予防給付サービス、二次予防対象者への介護予防事業を、総合事業として総合的かつ一体的に行うことができるようになり、これまで保険給付外で行われていた地域支援事業のサービスと併せて、市が主体となり、総合的で多様なサービスとして提供していきます。					
	実績			目標		
	2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
訪問型・通所型サービス利用者数（人）			550	570	590	600

総合事業サービス利用の流れ



(2) 介護予防の推進

①一般介護予防事業評価事業

内 容	● 予防事業評価については、地域包括支援センター運営協議会の各委員において、事業評価を行い次年度事業の計画に繋がっています。今後も、地域包括支援センター運営協議会において、事業評価、検証を継続します。
-----	--

(3) 介護予防の普及啓発

①介護予防教室

内 容	● 高齢者支援センターに委託し、平戸市医師会、県北地域リハビリテーション広域支援センター等の多くの関係機関の協力のもと、介護予防の普及啓発を行っています。 ● 2018 年度からは住民主体の通いの場等自主組織団体の立ち上がっていない地区等に働きかけ、介護予防教室を通して立ち上げ支援を実施するよう事業展開していきます。					
	実績			目標		
	2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
団体数（団体）	2	3	5	5	5	5
参加者数（人）	29	27	75	75	75	75

②健康教育

内 容	● 老人クラブ等の要望に応じて、疾病予防に役立つよう、時期によって健康上注意することなどをテーマに実施しています。要望のある地域が限定的であり、より多くの対象者への周知について検討します。					
	実績			目標		
	2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
参加者数（人）	956	1,090	1,200	1,200	1,200	1,200
回数（回）	55	55	60	60	60	60

③食生活改善事業

内 容	● 生活習慣の基盤である食生活の重要性を認識するために、ライフステージに応じた正しい食習慣の確立を支援します。食生活改善推進員（ヘルスメイト）による地区伝達、高齢者世帯への訪問活動を通じて、望ましい食生活の普及啓発活動を行います。 ● 今後、活動の推進とともに、研修・学習会等の開催により、推進員個人・組織の育成強化を支援していきます。					
	実績			目標		
	2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
参加者数（人）	1,124	838	900	900	900	900
回数（回）	68	53	60	60	60	60

④健康相談

内 容	● 個々に応じた保健指導を実施し、寝たきりの予防や自立の促進を支援します。健康診査や健康教室において、受診者・参加者の相談に対し、医師・保健師・栄養士・看護師が対応を行っています。 ● 65 歳以上に限らず全市民を対象として、今後も老人クラブ・いきいきサロンなどの団体からの要請に応じ、事業を実施していきます。					
	実績			目標		
	2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
参加者数（人）	2,742	3,135	3,000	3,000	3,000	3,000
回数（回）	115	124	130	130	130	130

(4) 地域介護予防活動の支援

①地域住民グループ支援事業

内 容	● 高齢者の「生活支援」、「介護予防」の担い手としての「地域を支えるサポーター」を養成・育成する研修会を実施します。全日常生活圏域ごとに実施することを目指し、高齢者の「生活支援」、「介護予防」の充実や支援体制づくりを推進していきます。					
	実績			目標		
	2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
開催圏域数（圏域）	1	4	4	5	6	7
サポーター人数（人）	51	78	88	103	115	130

②高齢者地域ふれあい事業（いきいきサロン）

内 容	● 介護予防活動、趣味活動等を行う地域のボランティア団体へ補助金を交付し、在宅高齢者が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送れるよう支援します。 ● 平戸市ふれあい・いきいきサロン連絡会（2012 年 10 月結成）を行い、組織強化を図ることにより、市全域での「ふれあい・いきいきサロン」の普及と団体及びボランティアの育成に努めます。					
	実績			目標		
	2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
実施団体数（団体）	43	47	52	60	70	70
活動回数（回）	680	765	830	960	1,000	1,000
参加人数（人）	11,069	12,374	13,280	14,000	15,000	15,000

③地域づくりによる介護予防推進支援事業

内 容	● 地域の中に住民主体による通いの場の立ち上げ支援を行い、高齢者の心身機能の維持・改善を図り、生きがい・役割をもって社会参加できる介護予防に取り組む場を地域に展開していくとともに、人と人とのつながり・支え合いを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。					
	実績			目標		
	2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
設置数（か所）	8	26	48	63	78	88
参加者数（人）	120	390	720	945	1,000	1,050

④地域リハビリテーション活動支援事業

内 容	● リハビリテーションに関する専門的知見を有する者が、高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言する等、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組を連携しながら、総合的に支援します。 ● また、支援活動、地域住民が主役となる介護予防ボランティアリーダーの継続的な育成、特定保健指導との連携、介護支援専門員連絡協議会、居宅介護支援事業所への働きかけに加え、民生委員、自治会長と地域の課題を共有・協働し、地域完結型の地域リハ・ネットワークの構築に努めます。
-----	--

（５）「食」への支援

①「食」の自立支援事業（総合事業）

内 容	● 要支援１・２、事業対象者で食事の調理が困難な在宅の虚弱高齢者に対し、栄養バランスのとれた食事の提供、及び安否確認を実施します。 ● 2017（平成 29）年 4 月から総合事業の枠組みで開始しています。					
	実績			目標		
	2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数（人）			65	70	70	70
配食数（食）			7,421	7,500	7,500	7,500

2 包括的支援事業

(1) 地域包括支援センター等の運営

①地域包括支援センター運営協議会の運営

内 容	● 地域包括支援センター運営協議会を開催して事業の中立性・公平性を確保し、事業の充実を図っています。今後は地域課題を市の施策として検討、実施する地域ケア推進会議にも位置づけ開催します。					
	実績			目標		
	2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
実人数（人）	15	15	15	15	15	15
回数（回）	1	1	1	2	2	2

②地域包括支援センターの機能強化

内 容	● 地域包括支援センターの機能強化として、以下についての取組を重点的に行います。 ● 地域包括支援センターの人員体制の強化 ● 地域包括支援センターにおける効果的運営の推進
-----	--

③地域ケア会議の充実

内 容	● 「地域ケア会議」は、地域包括支援センター及び市の会議であり、地域包括ケアシステムの実現に向け、一層の取組の充実を図る必要があります。 ● 具体的には、個別事例の検討を通じて、さまざまな職種の専門家によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築、地域課題の解決、市の施策形成につなげるなど実効性のあるものとして定着・普及を図ります。					
	実績			目標		
	2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
実施回数（回）	15	73	52	50	50	50

(2) 在宅医療・介護連携の推進

内 容	● 住み慣れた地域で自分らしい生活をするために、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を推進します。 ● 地域包括支援センター内に相談窓口を設置し、医療機関と介護事業所との連携を推進していきます。					
	実績			目標		
	2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
相談件数（件）				15	20	25

(3) 認知症施策の推進

①認知症サポーターの養成

内 容	● 認知症を正しく理解し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指して、認知症の人とその家族を見守る「認知症サポーター」を養成する講座を実施します。 ● 高齢者の生活支援・介護予防の担い手である「地域を支えるサポーター」の研修会の中で認知症サポーターを含む地域を支えるサポーターの育成も行っています。					
	実績			目標		
	2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
講座回数（回）	13	10	12	12	12	12
サポーター養成（人）	387	357	600	350	350	350

※2017 年度は、区長会連合会にても養成講座を実施しているため、大幅に人数が増加しています。

②認知症ケアパスの作成・普及

内 容	● 認知症の人とその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に、どこでどのような医療や介護サービスを受ければよいかを示したものです。状態の変化に応じた医療や介護サービス等を、切れ目なく提供することで、認知症ケアの確立を目指します。
-----	--

③認知症初期集中支援チームの推進

内 容	● 複数の専門職が、認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うものです。					
	実績			目標		
	2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
チーム員会議開催数 (件)			1	5	5	5

④認知症カフェの設置

内 容	● 認知症の人やその家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に集い、互いに交流する場として認知症カフェを設置し、認知症になっても住み慣れた地域で安心して尊厳のあるその人らしい生活の継続を支援し、その家族の介護負担並びに地域での認知症啓発を行います。					
	実績			目標		
	2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
設置箇所数（箇所）			1	1	1	2

（４）生活支援サービスの体制整備

内 容	● 生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やネットワーク等を行う「生活支援コーディネーター」の配置、協議体※の設置を行います。 ● 平戸市では、「地域包括支援センター運営協議会」を市全体レベルの課題を扱う第１層協議体と位置づけ、高齢者福祉センターが実施する「地域ケア会議」を日常生活圏域レベルの課題を扱う第２層協議体と位置づけます。
-----	---

※協議体＝生活支援体制整備協議体：生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体、医療関係者など多様な主体が参画し、情報共有及び連携強化を図るためのネットワークとして定期的な協議を行うもの。生活支援体制整備協議体には、自治体全体レベルの課題を扱う第１層協議体と、日常生活圏域レベルの課題を扱う第２層協議体で構成するなど、地域の実情にあわせた実施方法がある。

(5) 介護予防ケアマネジメント事業

内 容	● 予防事業の対象者については、アセスメント、情報共有のための担当者会議、事業実施、モニタリング、評価という一連の流れで、対象者の自立支援に向けたマネジメントを検討していきます。 ● また、予防給付対象者（要支援認定者）、総合事業対象者については、包括及び委託（居宅介護支援事業所）で必要者に対し、介護予防ケアマネジメントの一連のプロセスを実施しサービスを利用しており、今後も継続して支援します。					
	実績			目標		
	2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
実施件数（件）	475	544	583	600	610	620

(6) 総合相談支援・権利擁護事業

内 容	● 地域包括支援センター及び市内6箇所にある事業所、高齢者支援センターに委託実施し、高齢者に身近な相談窓口を設置し専門的な支援を実施しており、支援困難ケースや高齢者虐待ケース等に対する早期発見の対応策を検討します。また、関係機関のネットワーク形成・強化の仕組みづくりを検討します。					
	実績			目標		
	2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
相談件数（件）	321	359	360	360	360	360

(7) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

内 容	● 主に市内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員及び施設や病院等に所属している有資格者の団体である平戸市介護支援専門員連絡協議会が円滑に活動できるよう支援しています。 ● 特に関心が高いテーマを取り上げ、年3回の定例学習会や、介護関係者研修会を開催しており、またケアマネジャーからの困難事例の相談については、関係者で協議しながら支援しています。今後も、ケアマネジャー及び介護関係者と共に、高齢者が住みやすい地域づくりを検討します。					
	実績			目標		
	2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
研修会回数（回）	6	6	8	8	8	8

3 任意事業

(1) 介護給付費適正化事業

内 容	● 介護給付費が適正に支給されているか、効果のある介護サービスが行われているか等の状況を正確に把握し、透明性が高く公正で効率の良い制度の運用を図るものです。 ● 介護サービス事業者の事業内容の把握や関係機関の連携強化を図りつつ、介護給付費について受給者本人への通知や統計的な分析等を行うことにより、幅広い視点から介護保険事業の適正化を推進します。 ● 平戸市では、国の設定する主要5事業のうち「①要介護認定の適正化」「②ケアプランの点検」「③住宅改修等の点検（住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査）」「④縦覧点検・医療情報との突合」「⑤介護給付費通知」を実施し、真に必要なかつ良質なサービスの提供と、持続可能な介護保険制度の構築を図ります。
-----	---

(2) 家族介護への支援事業

①認知症高齢者等家族支援サービス事業

内 容	● 認知症高齢者が徘徊した場合、早期発見できる装置（位置探知システム）を利用する家族に対し、初期設定費用（上限 1 万円）を助成します。 ● 現状では助成実績が少ない状況です。今後は、適切なニーズを把握し、一層の周知啓発に取り組みます。					
	実績			目標		
	2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
件数（件）	1	1	1	1	1	1

②家族介護教室

内 容	● 介護者の孤立や不安を防ぐため、介護家族等が参加する研修会や交流会を実施しています。また講演・講習等の開催により、認知症理解の普及啓発を行っています。今後とも継続し、介護家族に限らず、市民の認知症に対する知識・理解を深める事業を展開していきます。					
	実績			目標		
	2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
実人数（人）	23	34	17	20	20	20
回数（回）	12	12	12	12	12	12

（３）その他の事業

①「食」の自立支援事業(任意事業)

内 容	● 65 歳以上の一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で、心身の障害及び疾病等の理由により、食事の調理が困難な在宅の虚弱高齢者に対し、栄養バランスのとれた食事の提供及び安否確認をします。 ● 2017（平成 29）年 4 月からは平戸市独自の任意事業の枠組みで行っています。					
	実績			目標		
	2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数（人）	241	212	78	80	80	80
配食数（食）	32,876	24,510	11,000	11,000	11,000	11,000

※2017 年度（見込み）の分から、総合事業へ移行している分は含んでいません。

②住宅改修支援事業（理由書作成）

内 容	● 高齢者向けに住宅改修を希望する人に対して、住宅改修に関する相談・助言を行うとともに、介護保険制度の利用（住宅改修費）に関する指導を行います。一人ひとりの状態に合った住宅改修となるよう、施工業者の介護に関する知識とケアマネジャーの建築に関する理解向上を支援します。					
	実績			目標		
	2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
実施件数（件）	55	62	35	36	30	25

VI

地域包括ケアシステムの深化・推進

- 1 高齢者の居住環境の整備と地域資源の有効活用
- 2 日常生活圏域と地域包括ケアシステムの方向性

地域ケアシステム構築の視点

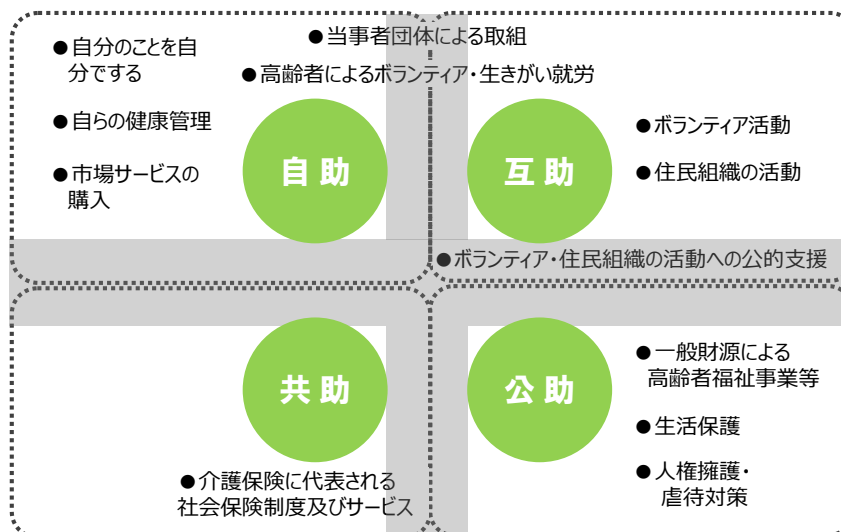
高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制の構築を目指す「地域包括ケアシステム」の深化、推進を図ります。

地域包括ケアシステムでは、「介護」、「医療」、「予防」という専門的なサービスと、その前提としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」が相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支えます。
そこには、高齢者自らの行動に基づく【自助】、必ずしも制度によらず自発的にお互いを支え合う【互助】、介護保険などリスクを共有する被保険者が費用を負担し合う【共助】、税により公が費用を負担する【公助】という4つの視点があります。

【地域包括ケアシステムの5つの構成要素】



【「自助・互助・共助・公助」からみた地域包括ケアシステム】



2013年3月 地域包括ケア研究会報告書より引用（上図）・作成（下図）

1 高齢者の居住環境の整備と地域資源の有効活用

(1) 地域資源の有効活用

①養護老人ホーム

内 容	● 環境上及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難なおおむね 65 歳以上の高齢者が入所する施設で、生活の場として、食事、入浴などの日常生活の援助を行います。
-----	---

②ケアハウス

内 容	● 家庭環境・住宅事情などの理由により、居宅での独立した生活に不安を抱える、原則として 60 歳以上の高齢者が入所する施設です。
-----	--

③高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）

内 容	● 居宅での独立した生活に不安がある高齢者に対し、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、自立生活の助長と安心して健康で明るい生活を送れるよう支援します。 ● 今後も住宅等の提供は継続しますが、施設老朽化に伴い、修繕費及び備品購入費用等が年々増加傾向にあり、施設自体のあり方も含め、指定管理者と協議を検討します。 ● 生月高齢者生活福祉センター居室数 10 室、大島高齢者生活福祉センター居室数 10 室。					
	実績			目標		
	2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
入所者数（人）	16	18	17	20	20	20

④介護予防拠点

内 容	● 2013（平成 25）年度に度島地区にふれ愛センター度島を新設し、地域住民のふれあいの場として、多くの住民に利用されています。 ● 2012（平成 24）年度、生月町舘浦地区に、2014（平成 26）年度志々伎地区に介護予防遊具を設置予定し、地域の方々に管理を行っていただいています。介護予防拠点として閉じこもりがちな高齢者に外出の機会を提供しています。
-----	---

⑤サービス付き高齢者向け住宅

内 容	● 介護・医療と連携した高齢者を支援するサービスを提供するバリアフリー構造の高齢者単身・夫婦世帯の住宅です。住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面に加え、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスを提供することなどにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えた住宅を提供します。
-----	--

2 日常生活圏域と地域包括ケアシステムの方向性

平戸市は、半島、離島地域に集落が点在しており、高齢者の占める割合、介護サービス事業所の配置、交通手段など七つの日常生活圏域ごとに状況が異なります。

本計画策定にあたり、市内の高齢者の実態を把握するためのアンケート調査を実施していますが、特に介護予防の観点から、他者との交流の起点と言える外出の頻度、市民が主体となり行うグループ活動等への参加意向について「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果を各地区ごとに集計すると以下ようになります。

また、次ページ以降では地区ごとの状況についてまとめます。

▼ 外出の頻度：問 週に1回以上は外出していますか

(%)

	n	ほとんど外出しない	週1回	週2～4回	週5回以上	無回答
全体	963	8.3	12.8	33.0	35.3	10.6
度島地区	21	9.5	19.0	9.5	57.1	4.8
平戸北部地区	274	6.2	10.9	35.8	36.1	10.9
平戸中部地区	120	12.5	14.2	30.8	32.5	10.0
平戸南部地区	138	8.0	14.5	31.2	32.6	13.8
生月地区	184	7.6	13.6	31.0	39.1	8.7
田平地区	176	9.1	11.4	40.9	30.7	8.0
大島地区	43	11.6	11.6	20.9	34.9	20.9

資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

▼ グループ活動への参加意向：問 有志のグループ活動に参加者として参加してみたいと思いますか

(%)

	n	是非参加したい	参加してもよい	参加したくない	無回答
全体	963	6.6	44.3	41.3	7.7
度島地区	21	0.0	47.6	47.6	4.8
平戸北部地区	274	6.2	43.4	43.4	6.9
平戸中部地区	120	5.0	40.8	41.7	12.5
平戸南部地区	138	10.9	44.9	34.1	10.1
生月地区	184	6.0	46.2	41.3	6.5
田平地区	176	5.7	47.2	42.0	5.1
大島地区	43	11.6	30.2	51.2	7.0

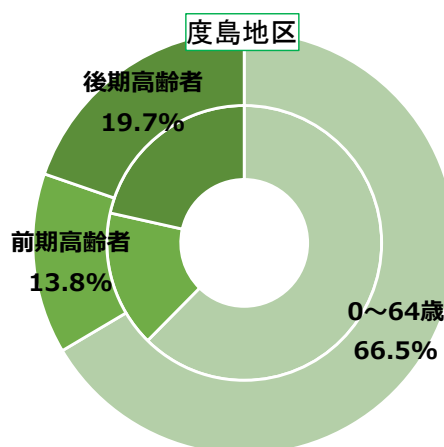
資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

(1) 度島地区

度島地区では、訪問型介護サービスは島外事業所の渡航により提供されていますが、通所型介護サービスは、2014（平成 26）年度より新診療所及び介護予防拠点施設が整備され、島内においてミニデイサービスの利用が可能となり、本土と離島の介護サービス提供の地域格差が是正されています。

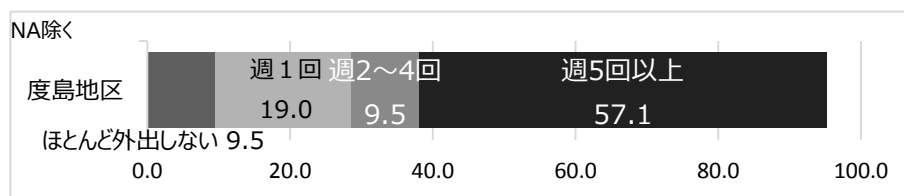
また、市が進める地域協議会のモデル地区として「度島地区まちづくり運営協議会」が地域コミュニティ活動に積極的に取り組んでいる地域です。島内を循環するコミュニティバスの運行、住民主体の集いの場の創設などに積極的に取り組んでいます。

▼ 位置と高齢者の占める割合

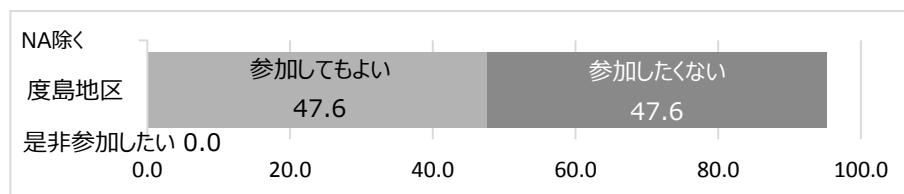


住民基本台帳（内側の円は市全体の割合）（2016 年度末）

▼ 外出の頻度



▼ 有志のグループ活動への参加者としての参加意向



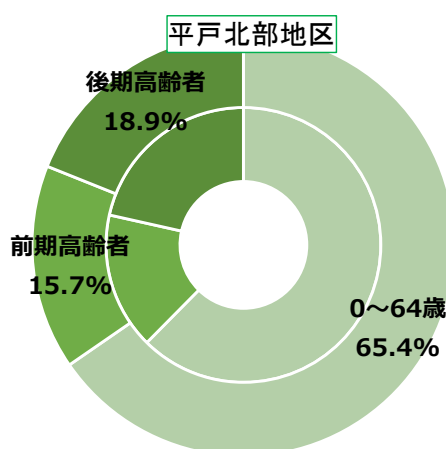
週5回以上外出する人の比率が市全体（35.3%）より非常に多くなっています。グループ活動への参加意向は「参加してもよい」「参加したくない」が拮抗しています。「是非参加したい」割合が0%なのは度島地区だけでした。

(2) 平戸北部地区

平戸北部地区は、他の圏域に比べ人口が集中する地区です。本地区の中でも観光施設や商業施設が密集する中心市街地は、他の地区に比べ高齢化率は低く「老人クラブ」や「いきいきサロン」の自主活動組織への加入者も少ない状況です。一方、圏域内の田助地区、中野地区は、地域の結びつきが強い地域であり自主活動も積極的に行われています。

今後、地域の関係者がそれぞれの地域課題の解決に向けた取組みを進めることで、高齢者の見守り対策など様々な方向から地域づくりを行うことが必要です。

▼ 位置と高齢者の占める割合

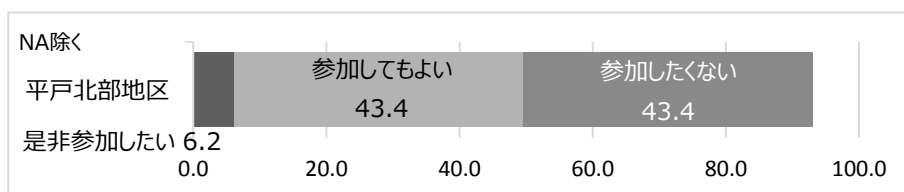


住民基本台帳（内側の円は市全体の割合）（2016 年度末）

▼ 外出の頻度



▼ 有志のグループ活動への参加者としての参加意向



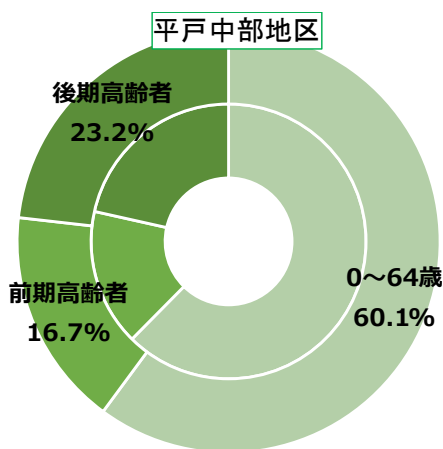
外出の頻度、グループ活動への参加意向、ともに全選択肢の割合が市の平均に近く、市全体の傾向を代表しているかのような地区です。

(3) 平戸中部地区

平戸中部地区は、兼業農家が多い地域で農作業等に従事している高齢者も多く、それが生活機能の維持につながっています。また古くから守られている地域行事や慣習を通じ、良好な地域コミュニティが維持されています。地域包括医療ケア拠点である平戸市民病院が包括医療、介護の連携強化を積極的に推進しています。

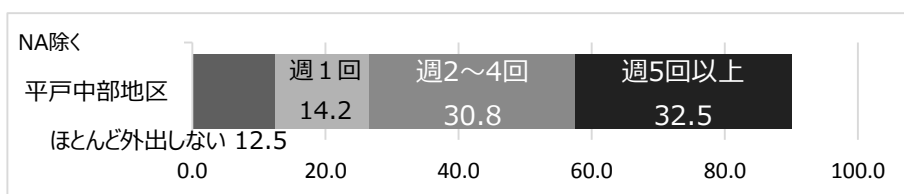
小学校区単位で自主活動の取組が徐々に始まっており、今後一層の地域づくりの取組の強化が必要となります。

▼ 位置と高齢者の占める割合

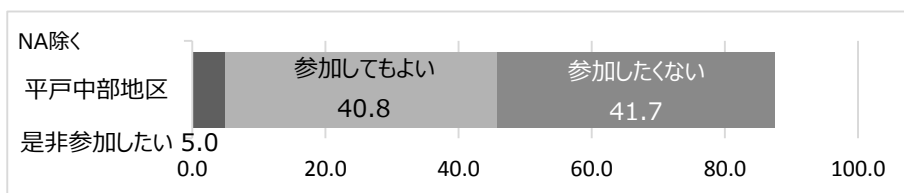


住民基本台帳（内側の円は市全体の割合）（2016 年度末）

▼ 外出の頻度



▼ 有志のグループ活動への参加者としての参加意向



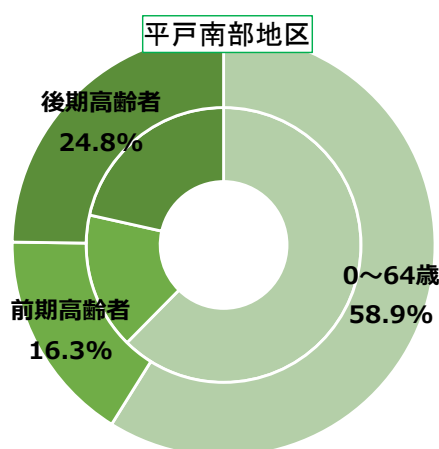
外出の頻度は「ほとんど外出しない」が市全体よりも 4.2 ポイント高くなっています。グループ活動への参加意向は「是非参加したい」「参加してもよい」とも、市全体より低めです。

(4) 平戸南部地区

平戸南部地区は中心市街地から遠く、農業・漁業を主要産業とし、漁業においては専門性が高い地域です。漁業集落が点在しており地域のまとまりがあり、集落単位の自主活動も積極的な地域であり、飲食店や小売店は平戸中部地区より比較的多い状況です。

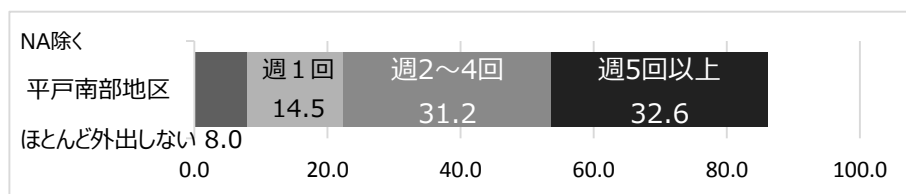
津吉町「こたのさと」は、農水産物の販売等、地産地消の拠点であるとともに、地域の集いの場として、高齢者のふれあいの場として活用されています。地域包括医療ケア拠点である平戸市民病院が包括医療、介護の連携強化を積極的に推進しています。

▼ 位置と高齢者の占める割合

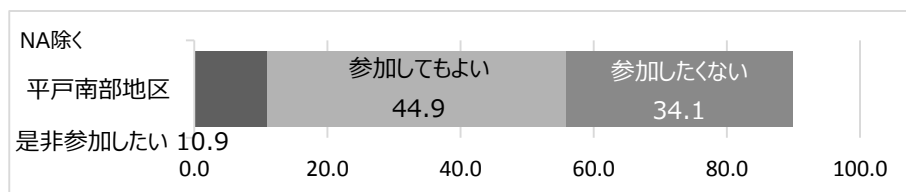


住民基本台帳（内側の円は市全体の割合）（2016 年度末）

▼ 外出の頻度



▼ 有志のグループ活動への参加者としての参加意向



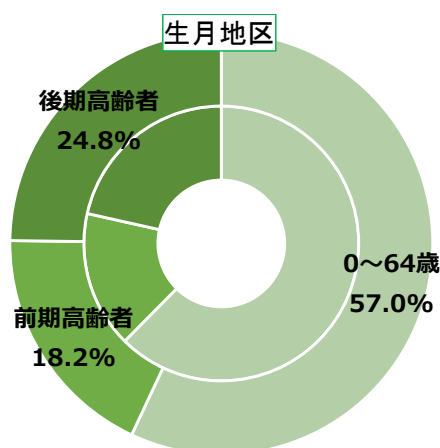
外出の頻度は「週1回」が市全体よりも1.7ポイント高くなっています。グループ活動への参加意向は「是非参加したい」の割合が全地区の中で2番目に高くなっています。

(5) 生月地区

生月地区は住居地域が密集し地域の結びつきが強い傾向にあり、集落単位の規模も大きいことからさまざまなことに取り組むことができます。元気高齢者が地域活動の中心的な役割を担っている地域で、老人クラブの組織率が高く、活動拠点施設が充実しており活動しやすい環境です。高齢者世帯や独居世帯の増加に伴い、地域の高齢者の支えあい活動が進んでいます。

島内は漁村地域と農村地域に分けられますが、高齢者自身が水産業や農作業等を手伝い生活機能の維持につながっています。

▼ 位置と高齢者の占める割合

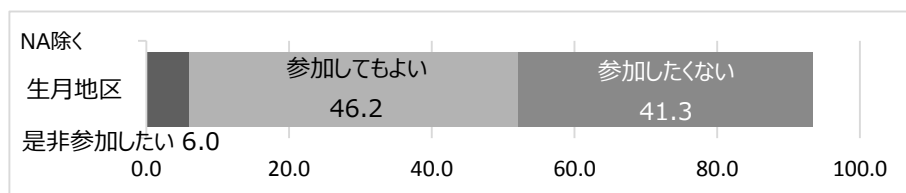


住民基本台帳（内側の円は市全体の割合）（2016 年度末）

▼ 外出の頻度



▼ 有志のグループ活動への参加者としての参加意向



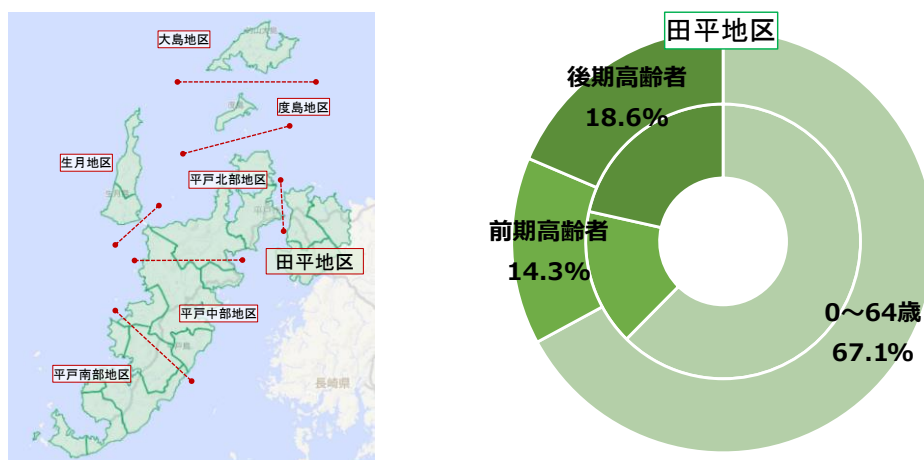
外出の頻度は「週5回以上」が市全体よりも 3.8 ポイント高く、総じて外出頻度が高い地区となっています。グループ活動への参加意向は「参加してもよい」が市全体より高いものの「是非…」の積極的意向は低くなっています。

(6) 田平地区

田平地区は、商業集積地である日の浦地区とその周辺の住宅地を除けば、緩やかな台地状の地形に住居が点在しています。全域に農地が広がり、農業に従事する高齢者も多い状況です。また、国道域を除けば交通手段はなく、移動手段に乏しく独居老人の買い物などが困難な地域もあり、移動支援等の対策が必要です。

一方、自治公民館活動は盛んであり、老人クラブの結成率も高く、地域で支えあう意識は高いといえます。

▼ 位置と高齢者の占める割合

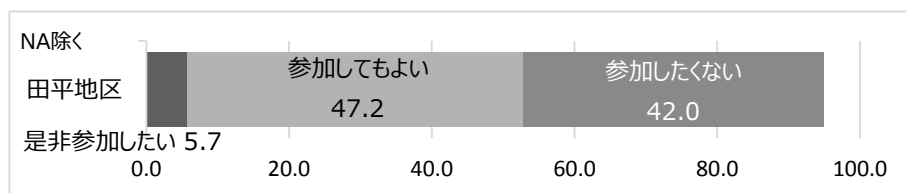


住民基本台帳（内側の円は市全体の割合）（2016 年度末）

▼ 外出の頻度



▼ 有志のグループ活動への参加者としての参加意向



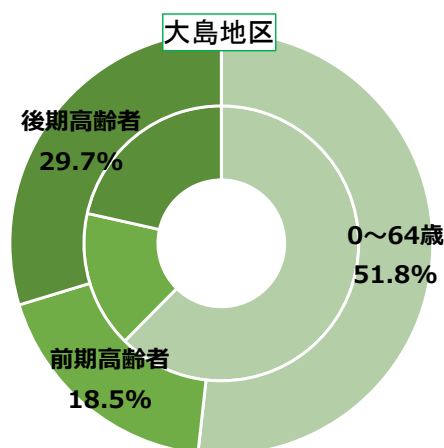
外出の頻度は「週 2～4 回」が市全体よりも 7.9 ポイント高くなっていますが、「ほとんど外出しない」も 0.8 ポイント高くなっています。グループ活動への参加意向は「参加してもよい」の割合が高く、積極的ではないものの参加意向が見られます。

(7) 大島地区

大島地区は、平戸本土と距離をおく離島地域のため、介護施設や在宅サービスの支援が十分とはいえない地域となりますが、地縁関係が強く地域で高齢者を支える傾向にあります。大島支所や大島診療所を拠点とし、医療・介護・福祉等の関係機関や地域住民の連携がとれています。

今後は高齢化率が更に上昇し、島内人口の半数以上を占める地域となり、経済的・社会的な共同生活を維持することが困難になるといわれる限界集落に陥ることが危惧されており、地域を支える支援・整備のあり方が課題です。

▼ 位置と高齢者の占める割合

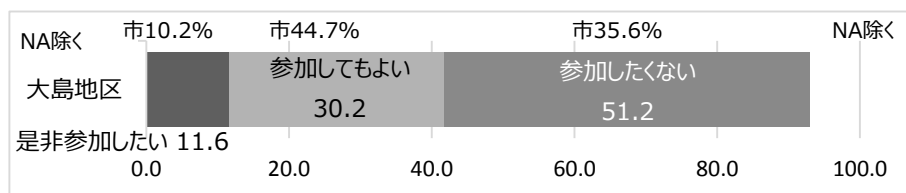


住民基本台帳（内側の円は市全体の割合）（2016 年度末）

▼ 外出の頻度



▼ 有志のグループ活動への参加者としての参加意向



外出の頻度は「ほとんど外出しない」の割合が全地区で2番目に高くなっており、外出機会の創出が求められます。しかし、グループ活動への参加意向は「是非参加したい」の割合が全地区で最も高くなっており、外出に結びつく活動の開発が課題です。

(8) 今後の方向性

各地区とも高齢者の割合が増加する中、地域における生活支援や見守り体制を強化していく必要があります。

一方、地区ごとに特徴のある支え合いが見られること、社会参加意向にも地区の特徴が出ていることなどから、地区の実情に合った高齢者支援を展開するためには、事業継続も見越した適正な事業所配置に加え、地域ケア会議等による地域の社会資源の掘り起こし、地域ボランティアの育成など、各地区の持つ高齢者支援の力を最大限にいかせるような体制づくりを推進する必要があります。

▼ 圏域ごとの事業所数

事業名		北部	度島	中部	南部	生月	田平	大島	全市
居 宅	居宅介護支援事業所	7		2	1	2	4		16
	地域包括支援センター	1							1
	通所介護（デイサービス）	4		1	2	3	4	1	15
	通所リハビリテーション（デイケア）	3		1			2		6
	居宅療養管理指導								
	訪問介護（ホームヘルプ）	6	1	2	1	1	1	1	13
	訪問入浴介護	1							1
	訪問リハビリテーション	2		1		1	2		6
	訪問看護	3		1		1	2		7
	福祉用具貸与			1		1			2
	特定福祉用具販売			1		1			2
	短期入所生活／生活介護	1		1	1	3	2		8
	短期入所生活／療養介護	1		1			1		3
	特定入所者生活介護								
地 域 密 着 型	認知症対応型通所介護	1		1					2
	認知症対応型共同生活介護	1		2	2	2	1	1	9
	小規模多機能型居宅介護					2			2
	地域密着型介護老人福祉施設	1							1
施 設	介護老人福祉施設			1	1	1	1		4
	介護老人保健施設	1					2		3
	介護療養型医療施設			1					1

VII

第 7 期介護保険事業の推進

- 1 第 7 期計画期間における高齢者等の推計
- 2 個別サービスに関する実績と今後の見込み
- 3 介護保険事業費用の見込み
- 4 介護保険料の算定

介護保険事業推進の視点

平戸市の第1号被保険者1人あたり給付月額（在宅サービス・施設及び居住系サービス）の推移を全国・長崎県と比べて見ると、在宅サービスは全国・県平均よりも低く抑えられているのに対し、施設及び居住系サービスの給付費が伸びて全国・県平均を超えていることがわかります。こうした構造が顕著に進むと、介護予防の効果により認定者数や重度認定者の割合が多少下がったとしても、保険料の高騰化を抑制していくことが難しくなる可能性があります。

高齢者数のピークを間もなく迎えようとしている平戸市では、画一的に施設・居住系サービスの整備を進めるよりも、在宅化へのシフトを図り、それを支えるサービス拡充に努めることが、持続可能な介護保険制度の確立において重要と考えられます。

平戸市は、2006年には施設及び居住系サービスの給付月額が長崎県の平均よりも少なかったものの、2011年には県とほぼ同水準に並び、2016年には県の水準を大きく超えました。

一方で、在宅サービスの給付費は低い水準で推移しています。

【第1号被保険者1人あたり給付月額（在宅サービス・施設および居住系サービス）】



厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（2016年度は「介護保険事業状況報告」月報）

地域包括ケア「見える化」システムより取得

1 第7期計画期間における高齢者等の推計

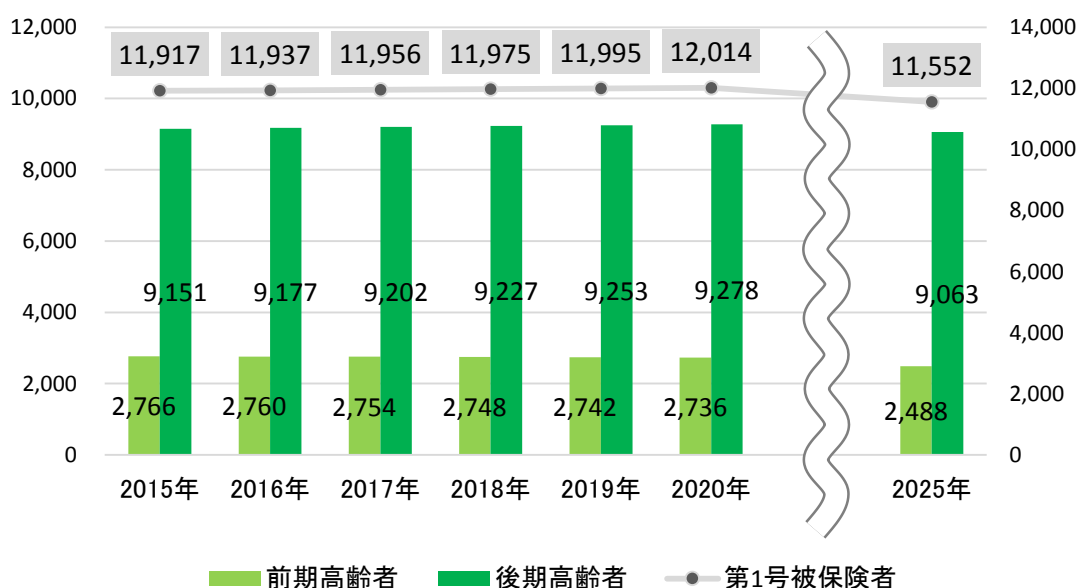
(1) 第1号被保険者数の推計

第1号被保険者数の推計の基とした人口推計は、2015（平成27）年国勢調査の人口を起点として厚生労働省老健局介護保険計画課が試算した第7期将来推計用の推計人口を採用しており、当該推計ではコーホート要因法※を使用しています。

それによると、本計画期間中の第1号被保険者数は2020年の12,014人に向けて年々増加していくことが予想されます。しかしその後の期間中に減少に転じ、2025年には11,552人となる見込みです。

65歳～74歳までの前期高齢者と、75歳以上の後期高齢者別に見ると、前期高齢者は第7期の3年間で2,748人から2,736人へと0.45ポイント減少し、後期高齢者は9,227人から9,278人へと0.55ポイント増加する予測となっており、後期高齢者の増加が大きいことがわかります。

▼ 被保険者数及び前期・後期高齢者数の推計（第1号被保険者）



資料：厚生労働省提供データ

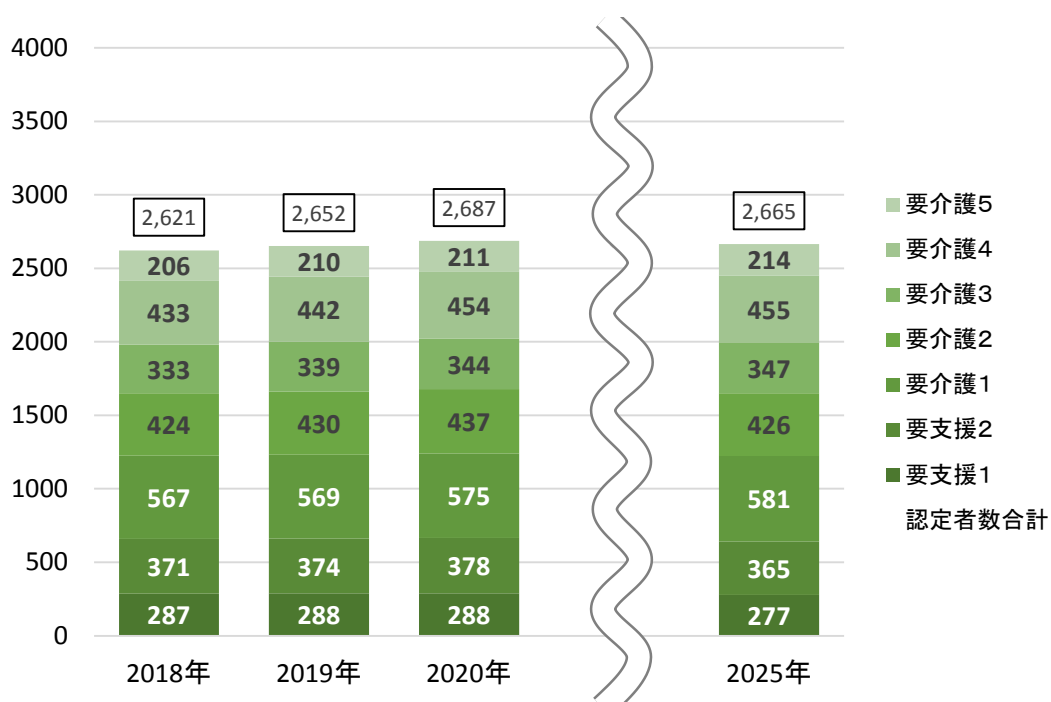
※コーホート要因法：年齢別人口の加齢にともなう生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生、および人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法。

(2) 要支援・要介護認定者数等の推計

将来の要支援・要介護認定者数の推計にあたっては、要介護度別、性・年齢別出現率の実績及び伸びを勘案し、人口推計をもとにしながら要支援・要介護認定者数を推計しました。

第1号被保険者の認定者数は本計画期間である2018年度から2020年度の間、2,621人から2,687人へ増加すると見込んでいます。

▼ 要支援・要介護認定者数の推計



(単位：人)

	2018 年	2019 年	2020 年	2025 年
要支援 1	287	288	288	277
要支援 2	371	374	378	365
要介護 1	567	569	575	581
要介護 2	424	430	437	426
要介護 3	333	339	344	347
要介護 4	433	442	454	455
要介護 5	206	210	211	214
認定者数合計	2,621	2,652	2,687	2,665

2 個別サービスに関する実績と今後の見込み

(1) 居宅サービス

①訪問介護（ホームヘルプ）

サービスの概要		●可能な限り居宅において自立した生活を営むことができるように、居宅を訪問したホームヘルパーから、身体介護（食事・入浴・排泄などの介護）や生活援助（調理・洗濯・掃除などの援助）を受けるサービスです。 ●介護予防訪問介護は2017（平成29）年4月に介護予防・日常生活支援総合事業に移行しました。					
本計画の取組		●予防給付については、本計画期間の2018年度から地域支援事業に完全移行するため利用はなくなります。介護給付は、認定者数及び在宅での介護需要の増加を想定し、今後も利用が継続的に増加すると見込みます。					
サービス量推計		実績			推計値		
		2015年度	2016年度	2017年度 見込み	2018年度	2019年度	2020年度
予防 給付	利用者数 (人/月)	206	202	155			
介護 給付	利用回数 (回/月)	7,060	7,246	7,979	8,279	8,440	8,540
	利用者数 (人/月)	329	352	378	400	408	414

※予防給付については、月単位の定額であるため利用回数は掲載していません。

②介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護

サービスの概要		● 寝たきりなどで自宅の浴槽では入浴が困難な利用者が自立した生活を営むことができるように、利用者の身体の清潔保持、心身機能の維持を図るため、浴槽を積んだ専用の入浴車などで居宅を訪問した看護師・ホームヘルパーから、入浴の介護を受けるサービスです。					
本計画の取組		● 予防給付は実績がなく、本計画期間中も事業開始の予定はありません。介護給付はほぼ横ばいで推移してきました。 ● 本計画では、認定者数及び在宅での介護需要の増加を想定し、利用が継続的に増加すると見込みます。					
サービス量推計		実績			目標		
		2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
予防 給付	利用回数 (回／月)	0	0	0	0	0	0
	利用者数 (人／月)	0	0	0	0	0	0
介護 給付	利用回数 (回／月)	51	54	45	52	52	52
	利用者数 (人／月)	10	11	8	11	11	11

③介護予防訪問看護・訪問看護

サービスの概要		● 通院などが困難な利用者が自立した生活を営むことができるように、利用者の心身機能の維持回復を目的として、居宅を訪問した看護師等から、床ずれの手当や点滴の管理などを受けるサービスです。					
本計画の取組		● 予防給付・介護給付とも増加傾向で推移してきました。 ● 本計画では、在宅医療と介護の連携推進の観点から、在宅での療養が必要な高齢者が今後増加し、サービス利用が増加していくと見込んでいます。					
サービス量推計		実績			目標		
		2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
予防 給付	利用回数 (回／月)	35	51	71	49	41	34
	利用者数 (人／月)	12	14	15	13	11	9
介護 給付	利用回数 (回／月)	392	447	681	704	739	785
	利用者数 (人／月)	98	102	135	134	140	149

④介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション

サービスの概要		● 通院などが困難な利用者が自立した生活を営むことができるように、利用者の心身機能の維持回復を目的として、居宅を訪問した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士から、機能訓練（リハビリテーション）を受けるサービスです。					
本計画の取組		● 予防給付・介護給付とも増加傾向で推移してきました。 ● 本計画では、在宅医療と介護の連携推進の観点から、在宅での療養が必要な高齢者が今後増加し、サービス利用が増加していくと見込んでいます。					
サービス量推計		実績			目標		
		2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
予防 給付	利用回数 (回／月)	58	84	153	92	110	127
	利用者数 (人／月)	7	9	17	10	12	14
介護 給付	利用回数 (回／月)	440	454	549	494	515	506
	利用者数 (人／月)	46	49	54	49	51	50

⑤介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導

サービスの概要		● 通院などが困難な利用者が自立した生活を営むことができるように、療養生活の質の向上を図るため、居宅を訪問した医師、歯科医師、薬剤師、看護師などから、療養上の管理や指導を受けるサービスです。					
本計画の取組		● 予防給付・介護給付とも減少傾向で推移してきました。 ● 本計画では、介護給付において、在宅医療と介護の連携推進の観点から、在宅での療養が必要な高齢者が今後増加し、サービス利用が増加していくと見込んでいます。					
サービス量推計		実績			目標		
		2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
予防 給付	利用者数 (人／月)	15	13	13	6	4	2
介護 給付	利用者数 (人／月)	65	60	53	53	59	64

⑥通所介護（デイサービス）

サービスの概要		- 社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、利用者がデイサービスセンターなどに通い、日帰りで食事・入浴・排泄などの介護や機能訓練を受けるサービスです。 2016 年度から、定員 18 名以下の小規模な通所介護事業所は地域密着型サービスへ移行しました。					
本計画の取組		- 予防給付については 2018 年度から地域支援事業に完全移行するため利用はなくなります。 - 介護給付は、これまでの傾向から利用を微減と見込んでいます。					
サービス量推計		実績			目標		
		2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
予防 給付	利用者数 (人／月)	206	224	168			
介護 給付	利用回数 (回／月)	4,610	4,292	4,631	4,748	4,802	4,865
	利用者数 (人／月)	512	460	483	481	472	464

※予防給付については、月単位の定額であるため利用回数は掲載していません。

⑦介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション（デイケア）

サービスの概要		心身機能の維持を図るため、利用者が介護老人保健施設や病院などに通い、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などによるリハビリテーションの提供を受けるサービスです。					
本計画の取組		- 前計画期間中、年による上下動がありますがほぼ横ばいで推移しています。 - 心身機能の回復・維持、体力の増進は、介護予防や重度化防止にとって重要であり、本計画では、介護給付において、今後積極的に利用してもらうことを想定し、増加を見込んでいます。					
サービス量推計		実績			目標		
		2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
予防 給付	利用者数 (人／月)	148	148	148	144	132	117
介護 給付	利用回数 (回／月)	1,849	1,835	1,931	2,071	2,134	2,190
	利用者数 (人／月)	246	245	246	259	265	268

※予防給付については、月単位の定額であるため利用回数は掲載していません。

⑧介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護（ショートステイ）

サービスの概要		● 利用者の心身機能の維持及び利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所し、食事・入浴・排泄などの介護、その他日常生活の援助や機能訓練の提供を受けるサービスです。					
本計画の取組		● 予防給付は横ばいから増加、介護給付は減少の傾向にあります。 ● 介護をしている家族の負担軽減のためにも、今後、利用が減少することはないと見込んでいます。					
サービス量推計		実績			目標		
		2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
予防 給付	利用回数 (回／月)	57	57	81	57	57	57
	利用者数 (人／月)	11	10	19	10	10	10
介護 給付	利用回数 (回／月)	2,861	2,893	2,821	2,828	2,828	2,845
	利用者数 (人／月)	229	218	207	211	211	211

⑨介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護（ショートステイ）

サービスの概要		● 療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、介護老人保健施設などに短期間入所し、医学的な管理のもとで食事・入浴・排泄などの介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活の援助を受けるサービスです。					
本計画の取組		● 予防給付は実績がなく、本計画中也サービス開始の予定はありません。 ● 介護給付は、今後も一定の需要が続くと想定して見込んでいます。					
サービス量推計		実績			目標		
		2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
予防 給付	利用回数 (回／月)	0	0	0	0	0	0
	利用者数 (人／月)	0	0	0	0	0	0
介護 給付	利用回数 (回／月)	15	6	38	17	17	17
	利用者数 (人／月)	1	1	5	3	3	3

⑩介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与

サービスの概要		● 日常生活上の便宜を図り、利用者や介護者の負担軽減を図るため、車いすや特殊寝台などの福祉用具の貸与を受けるサービスです。					
本計画の取組		● 予防給付・介護給付とも増加傾向で推移してきました。 ● 在宅介護の需要増加を見越して、今後も継続的に利用が増加するものとして見込んでいます。					
サービス量推計		実績			目標		
		2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
予防 給付	利用者数 (人／月)	93	104	112	131	152	174
介護 給付	利用者数 (人／月)	378	389	399	406	421	432

⑪特定介護予防福祉用具販売・特定福祉用具販売

サービスの概要		● 日常生活上の便宜を図り、利用者や介護者の負担軽減を図るため、腰掛便座や入浴補助用具特殊寝台などの特定福祉用具購入費の一部が支給されるサービスです。					
本計画の取組		● 実績は減少の傾向ですが、在宅介護の増加からポータブルトイレや浴槽いすの需要が増える可能性を考慮し、微増ないし横ばいの見込みとしています。					
サービス量推計		実績			目標		
		2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
予防 給付	利用者数 (人／月)	6	7	6	6	8	9
介護 給付	利用者数 (人／月)	12	10	8	11	11	11

⑫住宅改修

サービスの概要		● 日常生活上の便宜を図り、利用者や介護者の負担軽減を図るため、自宅の手すり取り付けや段差解消など、小規模な住宅改修を行った場合、住宅改修費の一部が支給されるサービスです。					
本計画の取組		● 予防給付は横ばいで推移しており、今後も一定の利用が発生すると見込んでいます。 ● 介護給付は減少傾向にあり、今後もその傾向が続くと見込んでいます。					
サービス量推計		実績			目標		
		2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
予防 給付	利用者数 (人／月)	8	8	8	8	8	8
介護 給付	利用者数 (人／月)	9	7	7	6	5	4

⑬介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護

サービスの概要		● 自立した生活を営むことができるように、一定の要件を満たした有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などに入居し、食事・入浴・排泄などの介護、その他日常生活の援助、機能訓練や療養上の援助を受けるサービスです。					
本計画の取組		● 予防給付は増加、介護給付は減少傾向で推移してきました。 ● いずれもその傾向が続くと見込んでいます。					
サービス量推計		実績			目標		
		2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
予防 給付	利用者数 (人／月)	6	7	9	12	13	14
介護 給付	利用者数 (人／月)	61	59	53	50	49	46

⑭介護予防支援・居宅介護支援

サービスの概要		● 可能な限り居宅において、自立した生活を営むことができるように、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じて、介護支援専門員等が居宅（介護予防）サービス計画の作成や、居宅サービス事業者との連絡調整などを行うサービスです。					
本計画の取組		● 予防給付は増加、介護給付は減少傾向で推移してきました。 ● いずれも直近より利用が増加し、緩やかに減少していく傾向で推移すると見込んでいます。					
サービス量推計		実績			目標		
		2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
予防 給付	利用者数 (人／月)	534	544	465	488	455	419
介護 給付	利用者数 (人／月)	930	946	944	982	977	979

(2) 地域密着型サービス

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

サービスの概要		● 重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。					
本計画の取組		● 2018 年度より 1 事業所でサービスを開始予定です。 ● 在宅介護の増加を鑑み、2019 年度には初年度よりも利用増と見込んでいます。					
サービス量推計		実績			目標		
		2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
介護 給付	利用者数 (人／月)				30	35	35

②夜間対応型訪問介護

サービスの概要		● 利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を、24 時間安心して送ることができるよう、夜間帯に訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問するサービスです。					
本計画の取組		● サービス実績はありません。事業の実施については、本計画期間内で検討します。					

③介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護

サービスの概要		● 認知症である利用者が、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、日帰りで食事・入浴・排泄などの介護や機能訓練を受けるサービスです。					
本計画の取組		● 予防給付については実績がありません。 ● 介護給付については、今後の認知症高齢者の増加を想定し、需要の増加を見込んでいます。					
サービス量推計		実績			目標		
		2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
予防 給付	延利用回数 (回／月)	0	0	0	0	0	0
	利用者数 (人／月)	0	0	0	0	0	0
介護 給付	延利用回数 (回／月)	204	229	229	273	302	299
	利用者数 (人／月)	21	22	22	22	26	26

▼ 圏域整備の見込み（箇所数）

	2017 年度（実績）	2018 年度	2019 年度	2020 年度
①平戸北部圏域				
②平戸中部圏域				
③平戸南部圏域				
④生月圏域				
⑤田平圏域				
⑥大島圏域				
⑦度島圏域				

④介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護

サービスの概要		● 住み慣れた地域での生活を継続することができるように、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じて、1つの事業所から通所サービス、訪問サービス及び宿泊サービスを必要に応じて組み合わせて受けることができるサービスです。					
本計画の取組		● 予防給付・介護給付とも増加傾向で推移してきました。 ● 本計画では、今後も利用が増加すると見込んでいます。					
サービス量推計		実績			目標		
		2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
予防 給付	利用者数 (人／月)	3	5	6	7	8	8
介護 給付	利用者数 (人／月)	21	26	35	38	38	39

▼ 圏域整備の見込み（箇所数）

	2017 年度（実績）	2018 年度	2019 年度	2020 年度
①平戸北部圏域				
②平戸中部圏域				
③平戸南部圏域				
④生月圏域				
⑤田平圏域				
⑥大島圏域				
⑦度島圏域			(1)	

⑤介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

サービスの概要		● 認知症である利用者が自立した日常生活を営むことができるように、5人から9人の利用者が共同で生活し、家庭的な環境の中で食事・入浴・排泄などの介護、その他日常生活の援助や機能訓練の提供を受けるサービスです。					
本計画の取組		● 予防給付・介護給付とも増加傾向で推移してきました。 ● 予防給付については今後も一定の利用が続き、介護給付については増加傾向が続くと見込んでいます。					
サービス量推計		実績			目標		
		2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
予防 給付	利用者数 (人／月)	1	1	5	2	2	2
介護 給付	利用者数 (人／月)	133	141	145	152	155	155

▼ 圏域整備の見込み（箇所数）

	2017 年度（実績）	2018 年度	2019 年度	2020 年度
①平戸北部圏域				
②平戸中部圏域				
③平戸南部圏域				
④生月圏域				
⑤田平圏域				
⑥大島圏域				
⑦度島圏域				

⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

サービスの概要		● 要介護者が自立した日常生活を営むことができるように、定員 29 名以下の特別養護老人ホームに入所し、食事・入浴・排泄などの介護、その他日常生活の援助や機能訓練の提供を受けるサービスです。					
本計画の取組		● 本計画では、引き続き現状の施設内容でサービス提供するものとして見込みます。					
サービス量推計		実績			目標		
		2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
介護 給付	利用者数 (人／月)	29	30	31	30	30	30

▼ 圏域整備の見込み（箇所数）

	2017 年度（実績）	2018 年度	2019 年度	2020 年度
①平戸北部圏域				
②平戸中部圏域				
③平戸南部圏域				
④生月圏域				
⑤田平圏域				
⑥大島圏域				
⑦度島圏域				

⑦地域密着型通所介護

サービスの概要		● 社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、住み慣れた地域のデイサービスセンターなどに通い、日帰りで食事・入浴・排泄などの介護や機能訓練を受けるサービスです。 ● 通所介護事業所のうち小規模なものについて、2016（平成 28）年 4 月より地域密着型サービスに移行したものです。					
本計画の取組		● 2016 年度に新設された枠組みのため、2015 年度の利用はありません。2016 年以降の利用実績は増加傾向となっています。 ● 今後も利用が増加するものとして見込んでいます。					
サービス量推計		実績			目標		
		2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
介護 給付	延利用回数 （回／月）	-	452	460	1,076	1,121	1,167
	利用者数 （人／月）	-	52	54	62	65	68

※介護予防については、介護予防・日常生活支援総合事業に含まれています。

(3) 施設サービス

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

サービスの概要		● 常に介護が必要であり、居宅での生活を継続することが困難な要介護者が、自立した日常生活を営むことを目的として、特別養護老人ホームに入所し、食事・入浴・排泄などの介護、その他日常生活の援助や機能訓練、健康管理などの提供を受けるサービスです。					
今計画の取り組み		● 本計画では、引き続き現状の施設内容でサービス提供するものとして見込みます。					
本計画の取組		実績			目標		
		2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
介護 給付	利用者数 (人／月)	231	240	245	246	246	246

②介護老人保健施設（老人保健施設）

サービスの概要		● 病状が安定期にある要介護者が居宅での生活に復帰することを目的として、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、その他日常生活の援助を受けるサービスです。					
本計画の取組		● 本計画では、引き続き現状の施設内容でサービス提供するものとして見込みます。					
サービス量推計		実績			目標		
		2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
介護 給付	利用者数 (人／月)	225	227	220	220	220	220

③介護療養型医療施設（療養病床等）

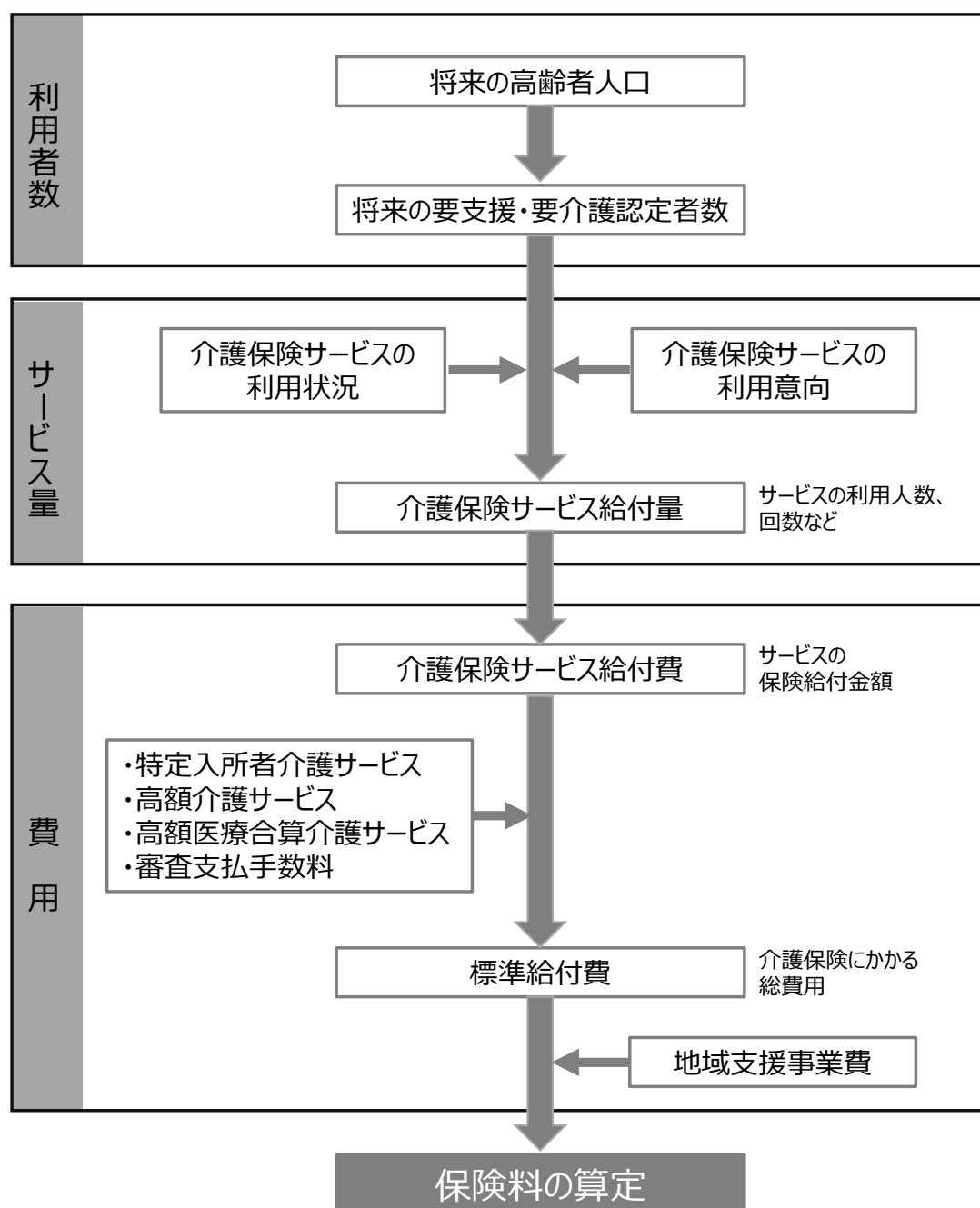
サービスの概要		● 病状が安定期にあるものの長期にわたる療養が必要な要介護者が、自立した日常生活を営むことを目的として、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、その他日常生活の援助を受けるサービスです。 ● 2017（平成 29）年度末をもって廃止することとされていましたが、廃止の期限が6年間延長されました。					
本計画の取組		● 本計画では利用をほぼ横ばいとして見込んでいます。 ● 今後、長期療養が必要な要介護者に対して医療及び介護を一体的に提供する介護医療院の創設が予定されています。 ● 介護療養型医療施設から介護医療院への移行については、県及び事業者の意向等に合わせ今後調整します。					
サービス量推計		実績			目標		
		2015 年度	2016 年度	2017 年度 見込み	2018 年度	2019 年度	2020 年度
介護 給付	利用者数 （人／月）	15	16	16	17	17	17
介護 医療 院	利用者数 （人／月）				0	0	0

3 介護保険事業費用の見込み

(1) 介護保険料の算定方法

介護保険料は、要介護認定者数等の推計を基に、これまでのサービス利用実績、利用者数を勘案して各サービスの提供目標量（利用見込み量）を推計し、それにより算定した給付費と、制度運営等に係る費用総額を算定した後、将来の被保険者数で除して算定します。

▼ 給付費算定等の流れ



(2) 介護保険事業費の見込み

▼ 介護サービス給付費

(単位：千円)

サービス種類		2018 年度	2019 年度	2020 年度
(1) 居宅サービス				
	訪問介護			
	訪問入浴介護			
	訪問看護			
	訪問リハビリテーション			
	居宅療養管理指導			
	通所介護			
	通所リハビリテーション			
	短期入所生活介護			
	短期入所療養介護(老健)		調整中	
	福祉用具貸与			
	特定福祉用具購入費			
	住宅改修費			
	特定施設入居者生活介護			
	小計			
(2) 地域密着型サービス				
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
	認知症対応型通所介護			
	小規模多機能型居宅介護			
	認知症対応型共同生活介護			
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
	地域密着型通所介護			
	小計			
(3) 施設サービス				
	介護老人福祉施設			
	介護老人保健施設			
	介護療養型医療施設			
	小計			
(4) 居宅介護支援				
合計				

▼ 介護予防サービス給付費

(単位：千円)

サービス種類		2018 年度	2019 年度	2020 年度
(1) 居宅サービス				
	訪問入浴介護			
	訪問看護			
	訪問リハビリテーション			
	居宅療養管理指導			
	通所リハビリテーション			
	短期入所生活介護			
	短期入所療養介護(老健)		調整中	
	福祉用具貸与			
	特定福祉用具購入費			
	住宅改修費			
	特定施設入居者生活介護			
	小計			
(2) 地域密着型サービス				
	認知症対応型通所介護			
	小規模多機能型居宅介護			
	認知症対応型共同生活介護			
	小計			
(3) 介護予防支援				
合計				

(3) 介護給付費・介護予防給付費

介護給付費及び介護予防給付費からなる総給付費の見込みは下記のとおりとなります。

(単位：千円)

項 目	2018 年度	2019 年度	2020 年度
介護給付			
(1) 居宅サービス			
(2) 地域密着型サービス			
(3) 施設サービス			
(4) 居宅介護支援			
介護給付 合計			
予防給付			
(1) 介護予防サービス			
(2) 地域密着型 介護予防サービス			
(3) 介護予防支援			
予防給付 合計			
総給付費			

(4) 標準給付費

標準給付費の見込みは、介護給付費及び介護予防給付費の見込み額と特定入所者介護サービス等給付額、高額介護サービス等給付費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料の給付見込み額から算出します。

(単位：千円)

項 目	2018 年度	2019 年度	2020 年度
総給付費 (一定以上所得者負担の調整後)			
特定入所者介護サービス費等 給付額			
高額介護サービス費等給付額			
高額医療合算介護サービス費等 給付額			
算定対象審査支払手数料			
標準給付費見込額計			

(5) 地域支援事業費

計画期間における地域支援事業費の見込みは、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の事業総額の見込み額から算出します。

(単位：千円)

項 目	2018 年度	2019 年度	2020 年度
介護予防・日常生活支援総合事業			
包括的支援事業・任意事業費			
合計			

4 介護保険料の算定

(1) 保険料基準額

2018年度から2020年度までの3年間の標準給付費見込み額、地域支援事業費見込み額をもとに、第1号被保険者負担割合（23％）に応じ、過去の実績における収納率を勘案した保険料賦課総額を被保険者見込み数で除して算出します。

(単位：千円)

標準給付見込み額 (A)	
地域支援事業費 (B)	
第1号被保険者負担分 ($C = (A + B) \times 23\%$)	
調整交付金相当額 ($D = A \times 5\%$)	
調整交付金見込み額 ($E = A \times 5.86\%$)	
財政安定化基金償還金 (F)	
準備基金取崩額 (G)	
財政安定化基金取崩による交付額 (H)	
保険料収納必要額 ($I = C + D - E + F - G - H$)	
保険料収納率 (J)	
保険料賦課総額 ($K = I \div J$)	
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (L)	

保険料基準額（月額）＝保険料賦課総額（K）
 ÷ 所得段階別加入割合補正後被保険者数（L）÷ 12 ≒ XXXX 円

(単位：円)

項 目	2018年度～2020年度
保険料基準額	円

(2) 所得段階別被保険者数（第1号被保険者）

第1号被保険者の所得段階別被保険者数を次のとおり推計しました。2017年度における段階別被保険者数の割合に推計人口を乗じて見込んでいます。

(単位：人)

所得段階	保険料率	2018年度	2019年度	2020年度
第1段階	0.50	2,836	2,840	2,845
第2段階	0.75	1,190	1,192	1,194
第3段階	0.75	956	958	959
第4段階	0.90	2,099	2,102	2,105
第5段階	1.00	1,488	1,490	1,494
第6段階	1.20	1,631	1,634	1,636
第7段階	1.30	1,085	1,087	1,089
第8段階	1.50	351	351	352
第9段階	1.70	340	340	341
合 計		11,976	11,994	12,015

※各段階の所得等の条件は次ページに記載しています。

(3) 第7期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料

本計画期間中の所得段階別介護保険料は、介護保険料基準額をもとに、所得状況による以下の9段階により設定します。

所得段階	所得等の条件	保険料率	保険料年額 (月額)
第1段階	生活保護受給者の方、または老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	基準額 ×0.50	XXXX円 (XXXX円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を越え 120 万円以下の方	基準額 ×0.75	XXXX円 (XXXX円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円を超える方	基準額 ×0.75	XXXX円 (XXXX円)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	基準額 ×0.90	XXXX円 (XXXX円)
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超える方	基準額	XXXX円 (XXXX円)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	基準額 ×1.20	XXXX円 (XXXX円)
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 200万円未満の方	基準額 ×1.30	XXXX円 (XXXX円)
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上 300万円未満の方	基準額 ×1.50	XXXX円 (XXXX円)
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 300 万円以上の方	基準額 ×1.70	XXXX円 (XXXX円)

VIII

計画の推進に向けて

- 1 サービス提供体制の確保
- 2 関係機関との連携
- 3 計画の進行管理と評価・点検

1 サービス提供体制の確保

(1) 人材の確保や研修体制の整備

介護需要の増加に対し、担い手の不足は深刻な状況です。市内事業所へのヒアリング調査においても、担い手の確保に苦慮している現状についての声が多く寄せられており、訪問介護員等介護職員や訪問看護事業に携わる看護師等の確保、育成に努めることは喫緊の課題となっています。

市独自の人材確保支援事業の実施、県や社会福祉協議会等が行う資格取得のための養成講座等について、講師の派遣や広報等を通じて参加の呼びかけを行い、参加者の増加並びに充実した研修体制の構築のため、社会福祉協議会をはじめとする関係団体との連携を図ります。

人材の不足は介護・高齢者福祉の分野に限ったことではなく、また市のみでは解決の図りがたい諸問題もあることから、各事業者等から聞き取った制度上の課題や介護労働者の勤務状況を把握・整理することと併せて、機会あるごとに国・県へ問題を提起し、質の高いサービスの確保及び内容の一層の向上に努めます。

2 関係機関との連携

(1) 介護と医療の連携

在宅医療・介護連携については、従来から問われ続けてきた重要課題の一つです。

地域の医療・介護の資源の把握、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進、在宅医療・介護連携に関する医療関係者、介護関係者及び近隣市町村との連携に取り組めます。

(2) 市関係部局の連携

地域包括ケア推進については、高齢者福祉に限らず子ども、障害のある人、生活困窮者、災害時要援護者など分野ごとの「支え手」「受け手」が分野を越え、地域住民、各種団体が「我が事」として参画し、人と資源が世代や分野を越え「丸ごと」つながる地域共生型社会に向けた仕組みづくりに取り組む必要があります。

福祉政策の推進については、福祉課のみではなく他の部署との横の連携を密にし各種事業の展開を計画的・総合的に進めていきます。

(3) 地域包括支援センターを中心としたネットワークの整備

住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進をしていくために、医療・介護の連携、認知症施策の充実、生活支援体制の整備が必要となります。

本市は、国の2025年問題よりも10年ほど早い高齢化が進んでおり、今後一層の関係機関や団体との連携を密にし、センターの機能充実に努めていきます。

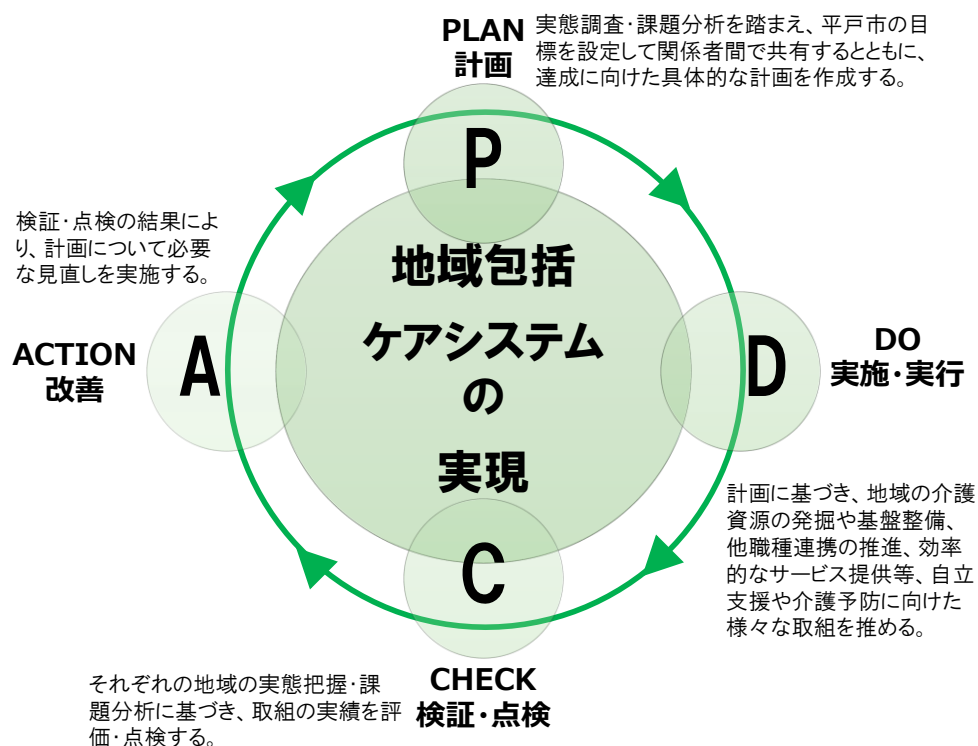
3 計画の進行管理と評価・点検

計画に基づき施策の実現が図れるよう、定期的に事業の達成状況を把握し、PDCAサイクルに従い進行管理を行うとともに、目標量などを設定している事業はその達成状況について評価を行います。

また、介護保険の被保険者、学識経験者、介護サービス事業者等により構成される介護保険事業等策定委員会、地域包括支援センター運営協議会や地域密着型サービス運営協議会を定期的に開催し、計画の実施状況や、地域包括支援センター・地域密着型事業所等の運営状況の評価・点検を行います。

さらに、市民のニーズや地域の状況、社会経済情勢の変化などに対応し、2025年に向けて、必要な見直しを行います。

▼ PDCA サイクルのプロセスのイメージ



資料編

1 平戸市介護保険事業計画等策定委員会条例

2 平戸市介護保険事業計画等策定委員会委員名簿

3 計画策定の経緯

第 7 期 平戸市高齢者福祉計画・平戸市介護保険事業計画

発行年月：2018 年 3 月

発 行：長崎県 平戸市

編 集：平戸市 市民福祉部 福祉課

住 所：〒859－5192 長崎県平戸市岩の上町 1508 番地 3

T E L：0950－22－4111